

古河市公共施設適正配置基本計画

2020年度～2029年度
(令和2年度～令和11年度)



令和7年5月改訂
茨城県 古河市



目 次

第1章 公共施設適正配置基本計画について . . . 1

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象施設
- 5 計画策定に当たっての基本的な考え方

計画構成

第2章 施設分類ごとの適正配置方針 . . . 11

| | | | | |
|---------------------|-------|-----|--------------|-----------|
| 1 市民集会等施設 | | | (6) 子育て支援系施設 | |
| (1) 市民文化系施設 | | | ア 保育所 | . . . 105 |
| ア 公民館的施設 | . . . | 11 | イ 児童クラブ | . . . 110 |
| イ 隣保館 | . . . | 24 | ウ その他子育て支援施設 | . . . 123 |
| ウ 集会施設 | . . . | 27 | (7) 保健・福祉施設 | . . . 126 |
| (2) 社会教育系施設 | | | (8) 医療施設 | . . . 133 |
| ア 図書館 | . . . | 34 | 2 行政施設 | |
| イ 博物館等施設 | . . . | 40 | (1) 庁舎施設 | . . . 136 |
| (3) スポーツ・レクリエーション施設 | | | (2) 消防施設 | . . . 142 |
| ア スポーツ施設 | . . . | 48 | (3) 環境衛生施設 | . . . 147 |
| イ 地域振興施設 | . . . | 62 | 3 インフラ等関連施設 | |
| (4) 産業系施設 | . . . | 67 | (1) 公園 | . . . 152 |
| (5) 学校教育施設 | | | (2) 市営住宅 | . . . 157 |
| ア 学校 | . . . | 70 | | |
| イ 学校給食施設 | . . . | 100 | | |

第3章 計画の推進

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 1 計画の推進 | ・・・ | 165 |
| 2 中間見直しまでの成果と今後 | ・・・ | 166 |
| (1) 施設の廃止 | ・・・ | 166 |
| (2) 施設の新設 | ・・・ | 169 |
| (3) 計画推進の今後について | ・・・ | 170 |

第4章 資料編

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 1 施設一覧表 | ・・・ | 171 |
| 2 FM関連計画一覧表 | ・・・ | 180 |

第1章 公共施設適正配置基本計画について

1 計画の目的

本市では、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、人口の急増や行政サービスに関する市民ニーズ等に対応するため、多くの公共施設を整備してきました。

今後において、これらの公共施設は次々と建替え等の更新時期を迎えることとなりますが、人口減少や少子高齢化が進展するとともに、財政的にも扶助費などの社会保障費が増大すること等を考慮すると、将来にわたって、現在の公共施設をこれまでと同様に全て維持していくことは困難になっています。

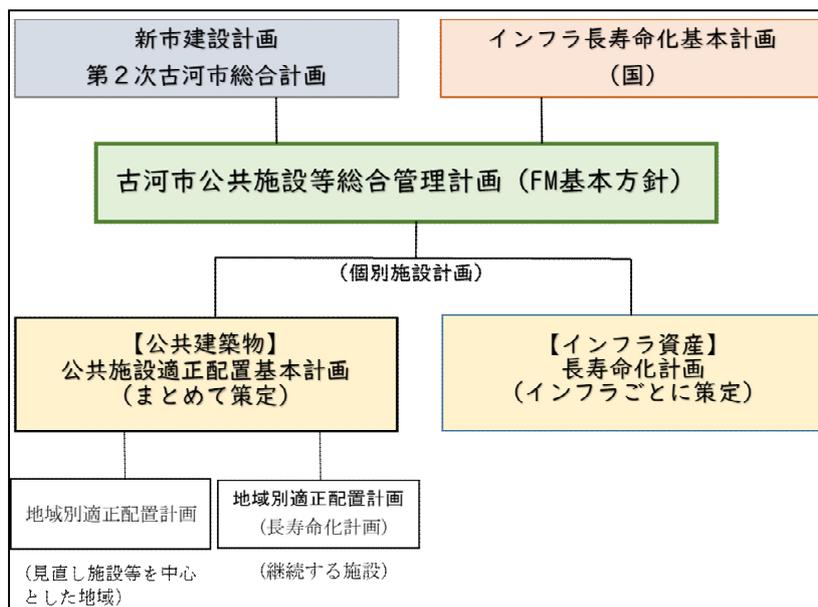
こうした状況に対応するため、平成27年3月に、今後の公共施設のあり方について基本的な考え方を示した「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針（以下「FM基本方針」という。）」を、さらには、平成28年5月に「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針〈分野別施設方針〉（以下「分野別方針」という。）」を策定しました。

これらの方針に基づき、市民の貴重な財産である公共施設を、次代の市民に健全な状態で継承するとともに、今後も効果的かつ効率的に利活用して市民サービスの維持向上を図るため、公共施設の最適化に取り組むこととし、令和2年3月に「古河市公共施設適正配置基本計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

令和5年度にFM基本方針（分野別方針を含む）を改訂したことも踏まえ、令和6年度は、本計画の計画期間の中間年である5年目となることから、各分野ごとの施設状況を把握し、本計画策定後5年間の取組と令和7年度から5年間で実施することを加え、本計画を改訂します。

2 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「新市建設計画」及び「第2次古河市総合計画」を踏まえ、古河市公共施設等総合管理計画（FM基本方針）で定めた、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に即して策定します。本計画の推進に当たっては、都市計画マスタープラン、立地適正化計画など、関連計画と整合を図ります。なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設計画として位置付けます。



3 計画の期間

F M基本方針（公共施設等総合管理計画）では、2015年度（平成27年度）から2054年度（令和36年度）までの40年間を計画期間としています。本計画では、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間を計画期間とします。また、計画期末には必要な見直しを行い、次期10年間の計画を策定します。

なお、毎年度計画の進捗状況等について点検・検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の変化の状況に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図るものとします。

| 計画名 | 計画期間 |
|------------------|----------------------------------|
| 公共施設等 総合管理計画 | 2015年～2054年（40年間） |
| 公共施設 適正配置基本計画 | 2020年 ～2029年(10年間) (適宜見直し) |

4 計画の対象施設

公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設等のうち、インフラ資産以外の公共建築物（ハコモノ）から以下の対象外施設を除いた公共建築物189施設、335,495㎡（2019年度＝令和元年度末時点）を対象とします（改訂までに廃止した14施設を含む）。

【対象外施設】

- トイレ・車庫などで延床面積が100㎡未満の小規模施設（消防施設は対象）
- インフラ資産として別に計画を策定する施設（上水道、下水道など）

※本計画では、建物は機能を廃止したものの、まだ現存するもの、建物そのものは既に解体し、現存しないもの、双方を「廃止」と位置付けています。

| 大分類 | | | 施設数 | 対象施設 | 担当課 |
|---------------------|--------------|-----|---|-----------------------------|-----|
| | 中分類 | | | | |
| | 小分類 | | | | |
| 1. 市民集会等施設 | | | | | |
| (1) 市民文化系施設 | | | | | |
| | ア 公民館の施設 | 13 | ①中央公民館②中田公民館③古河東公民館④つつみ公民館(つつみ館)⑤さくら公民館(さくら館)⑥ふれあい公民館(ふれあい館)⑦生涯学習センター総和(とねミドリ館)⑧ユースセンター総和⑨地域交流センター(はなももプラザ)⑩駅西地域交流センター(いちょうプラザ)⑪三和地域交流センター(コスモスプラザ)⑫古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河)⑬三和農村環境改善センター | 社会教育施設課 財産活用課 スポーツ振興課 | |
| | イ 隣保館 | 1 | ①隣保館 | 人権推進課 | |
| | ウ 集会施設 | 6 | ①コミュニティセンター総和②みどりヶ丘ふれあいの家③三和いこいの家④コミュニティセンター総和⑤中田集会所⑥大山集会所 | 市民協働課 社会教育施設課 | |
| (2) 社会教育系施設 | | | | | |
| | ア 図書館 | 7 | ①古河図書館②三和図書館(燦SUN館)〔三和資料館複合〕③中田公民館(図書室)④中央公民館(図書室)⑤つつみ公民館(図書室)⑥生涯学習センター総和(図書室)⑦ユースセンター総和(図書室) | 社会教育施設課 | |
| | イ 博物館等施設 | 8 | ①古河歴史博物館②鷹見泉石記念館③奥原晴湖画室④古河文学館⑤篆刻美術館⑥古河街角美術館⑦永井路子旧宅⑧三和資料館(燦SUN館)〔三和図書館複合〕 | 文化振興課 | |
| (3) スポーツ・レクリエーション施設 | | | | | |
| | ア スポーツ施設 | 15 | ①古河スポーツ交流センター②古河リバーサイド倶楽部③古河ゴルフリンクス④古河市サッカー場⑤古河市民球場⑥古河テニスコート⑦中央運動公園(総合体育館(はなもも体育館))⑧中央運動公園(温水プール)⑨中央運動公園(テニスコート)、⑩中央運動公園(陸上競技場)⑪丘里公園野球場⑫上大野グラウンド⑬三和健康ふれあいスポーツセンター⑭三和野球場⑮小堤スポーツ広場 | スポーツ振興課 | |
| | イ 地域振興施設 | 4 | ①お休み処坂長②道の駅まくらがの里こが③酒井蔵④富岡蔵 | 商工観光課 | |
| | (4) 産業系施設 | 1 | ①古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家(サークル館) | 商工観光課 | |
| (5) 学校教育施設 | | | | | |
| | ア 学校 | 33 | ①古河第一小学校②古河第二小学校③古河第三小学校④古河第四小学校⑤古河第五小学校⑥古河第六小学校⑦古河第七小学校⑧釈迦小学校⑨下大野小学校⑩上辺見小学校⑪小堤小学校⑫上大野小学校⑬駒羽根小学校⑭西牛谷小学校⑮水海小学校⑯下辺見小学校⑰中央小学校⑱諸川小学校⑲大和田小学校⑳駒込小学校㉠八俣小学校㉡名崎小学校㉢仁連小学校㉣古河第一中学校㉤古河第二中学校㉥古河第三中学校㉦総和中学校㉧総和北中学校㉨総和南中学校㉩三和中学校㉪三和北中学校㉫三和東中学校㉬セミナーハウス誠心館 | 教育総務課 学校教育施設課 | |
| | イ 学校給食施設 | 6 | ①古河第一小学校(給食室)②古河第二小学校(給食室)③古河第四小学校(給食室)④古河第六小学校(給食室)⑤古河第七小学校(給食室)⑥学校給食センター | 学校給食課 | |
| (6) 子育て支援系施設 | | | | | |
| | ア 保育所 | 4 | ①第二保育所②第三保育所③第四保育所④上辺見保育所 | 保育課 | |
| | イ 児童クラブ | 26 | ①1小クローバー児童クラブ②2小スマイルクラブ③3小のびっこ児童クラブ④たんぼぼ4小クラブ⑤たけのこ4小クラブ⑥4小第3児童クラブ⑦5小つくしんぼクラブ⑧6小平和町児童クラブ⑨7小ひまわり児童クラブ⑩7小ひまわり第3児童クラブ⑪釈迦児童クラブ⑫下大野児童クラブ⑬上辺見児童クラブ⑭小堤児童クラブ⑮上大野児童クラブ⑯駒羽根児童クラブ⑰西牛谷児童クラブ⑱水海児童クラブ⑲下辺見児童クラブ⑳中央小児童クラブ㉠諸川児童クラブ㉡大和田児童クラブ㉢駒込児童クラブ㉣八俣児童クラブ㉤名崎児童クラブ㉥仁連児童クラブ | 生涯学習課 | |
| | ウ その他子育て支援施設 | 2 | ①駅前子育て広場②ネーブル子育て広場 | こども政策課 | |
| | (7) 保健・福祉施設 | 3 | ①古河福祉の森会館②総和福祉センター(健康の駅)③三和地域福祉センター | 健康づくり課、福祉推進課 | |
| | (8) 医療施設 | 1 | ①古河福祉の森診療所 | 古河福祉の森診療所 | |
| 2. 行政施設 | | | | | |
| | (1) 庁舎施設 | 3 | ①古河庁舎、②総和庁舎、③三和庁舎 | 財産活用課 | |
| | (2) 消防施設 | 27 | 古河地区8分団詰所・車庫(①～⑧ 第1～8分団) 総和地区10分団詰所・車庫(⑨～⑱ 第9～18分団) 三和地区9分団詰所・車庫(⑲～⑳ 第19～27分団) | 消防防災課 | |
| | (3) 環境衛生施設 | 2 | ①古河市畜場②古河クリーンセンター | 環境課 環境施設管理室 | |
| 3. インフラ等関連施設 | | | | | |
| | (1) 公園 | 3 | ①古河総合公園 ②ネーブルパーク ③三和ふるさとの森 | 都市計画課 | |
| | (2) 市営住宅 | 10 | ①赤松市営住宅②大山市営住宅(上耕地)③大山市営住宅(第二)④城郭外市営住宅⑤ククヤ台市営住宅⑥上辺見第一市営住宅⑦上辺見市営住宅⑧鹿養市営住宅⑨磯部市営住宅⑩磯部第一市営住宅 | 営繕住宅課 | |
| | 計 | 175 | | | |

※175 施設…本計画を策定した令和元年度末で 189 施設あったものが、改訂時の令和 6 年度末までに 14 施設を廃止したことによる。

5 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 施設の点検・評価

公共施設は、新市建設計画及び第2次古河市総合計画に掲げるまちづくりの施策実現に向けた必要な行政サービスを提供するための手段として設置するものであり、施設で行われているサービス（機能）と施設の性能の双方の観点から最適化を図ることが必要です。

このため、各施設の現状を施設の機能面と施設の性能面から、次の視点により点検し、その結果について施設評価を行い、さらに「(2) 施設適正配置の検討の留意点」で示す7つの観点から総合的に検討し、施設ごとの方向性を示しています。

【施設で行われているサービス（機能）】

① 必要性の点検

施設の設置目的に照らして、以下の視点で点検します。

- ・施設で実施している施策（事業）が、目的に即しているのか
- ・当該施設でなければならない施策（事業）なのか
- ・市が関与しなければならない施策（事業）なのか
- ・近隣（小学校区程度）に同様の施設（国・県・民間等）がないか

② 有効性の点検

施設が有効に活用されているか、以下の視点で点検します。

- ・施設の稼働率は高いか
- ・特定の団体が特定の部屋を占有している実態はないか
- ・地域（行政自治会、小学校区）住民以外が利用しているか

③ 効率性の点検

以下の視点で点検します。

- ・管理運営に民間の参入が困難か
- ・施設の管理運営権限の地域移譲（委譲）は困難か

④ 財務の点検

以下の視点で点検します。

- ・収入を確保するための対策を行なっているか
- ・適正な受益者負担となっているか
- ・継続的に年間の維持管理コストの改善が可能か

【施設の性能】

① 老朽化状況

固定資産台帳の資産老朽化比率※を基に点検します。

※当該施設の減価償却累計額÷建築物・工作物の取得価額

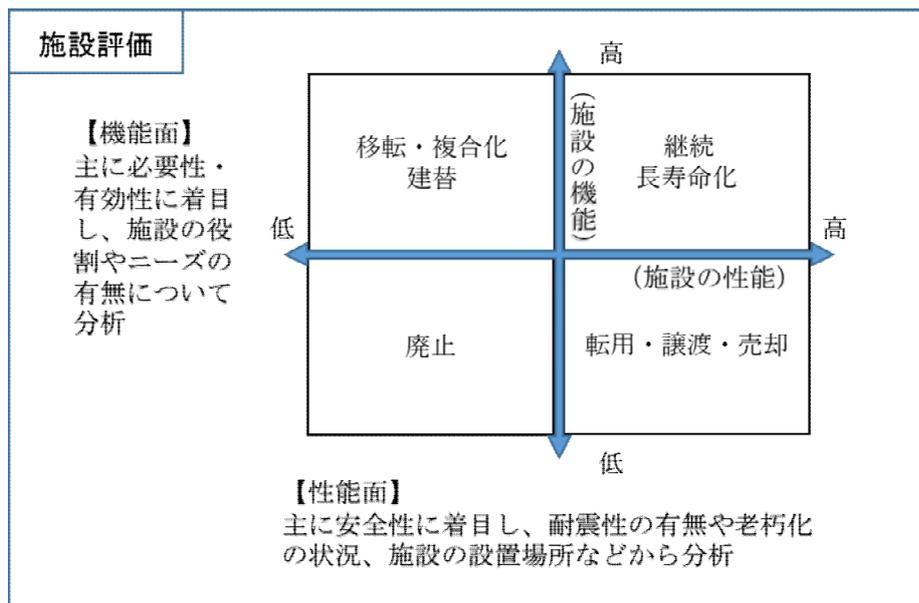
② 耐震状況

新耐震基準に適合しているか、新耐震基準でない施設の場合は、耐震診断、耐震化工事の実施状況を点検します。

③ 危険区域

市洪水ハザードマップなどで示す危険区域の該当の有無を点検します。

- ④ 避難所指定
避難所・避難場所への指定状況の有無を点検します。
- ⑤ 環境対応
アスベスト・PCBの対応、LED照明・太陽光発電の設置について、点検します。
- ⑥ バリアフリー
エレベーターの設置や多目的トイレ、スロープ、点字ブロック、AEDなどの整備状況を点検します。



(2) 施設適正配置の検討の留意点

施設や機能の適正配置に当たっては、各施設の現状を踏まえ、以下の視点から総合的な検討を行い、「施設（建物）」そのものと、施設の「機能」に区分して今後の方向性を示します。

なお、本計画において評価の判断が難しい場合は、引き続き検討を進めていくものとします。

- ① 基本政策との連動
第2次古河市総合計画に掲げる政策を実現するための公共施設の役割とその取組状況を明確にし、その役割に即した使い方となっているか、効果が上がっているかを検討します。
- ② 必要な機能（サービス）の確保
各施設で提供する機能（市民サービス等）の必要性を検討し、必要な機能については、その機能を継続・確保することを前提とします。現在の施設での機能の継続が困難な場合は、他の施設へ機能移転するなどの代替策を講じることにより、機能を確保します。
- ③ 施設を、「点」でなく、「面」的に見る
固定化された施設の用途ではなく「集会ができる場所」、「運動ができる場所」等、柔軟な視点で施設の機能を捉え、地域又は小学校区を俯瞰して施設類型・施設区分を超えた多機能化（複合化等）、集約化又は転用を図りながら、各エリア内の施設配置の再編を進めます。

④ 施設の有効活用

施設全体が低利用である場合に限らず、日中と夜間又は室ごとによって利用率が異なるような場合は、利用されていない時間と空間を有効に活用できるよう、施設の多機能化（複合化等）による有効活用を図ります。（時間・空間的な使い切り）

⑤ 施設の長寿命化と維持管理

機能の必要性が高く、建物を有効活用できている施設については、予防保全を含む計画的な改修により長寿命化を図ります。

長寿命化を図らない施設については、大規模な改修を行わずに耐用年数が到来するまで使用します。（物理的な使い切り）

⑥ 費用対効果の検討

建物を有効活用できている施設については、建物の躯体や設備等を良好な状態で維持するための改修費用をはじめ、耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の費用を考慮した上で、継続して保有することが適切かを検討し、適正規模に縮小することのほか、建替えによってライフサイクルコストを削減できる場合は、建替えを行います。

また、借地・借家に設置されている施設については、提供する機能（サービス）の必要性や建物の劣化状況を考慮し、借地の返還、取得又は機能移転を検討します。

⑦ 多様な管理運営手法の検討

施設のサービス提供や管理運営体制について、施設の性質に応じて、直営管理、民間委託（指定管理を含む）、地域による自主管理、民営化などの手法を検討します。

(3) 施設の方向性別の対策と優先順位

今後も使用を継続する施設と、譲渡、貸付又は処分を図る施設に分けて取組を進めます。
なお、既に方針が決定している施設整備事業については、優先的に取組を進めます。

① 使用を継続する施設

ア 予防保全を含めた計画的な改修を図る施設

建物を有効活用できている施設のうち、耐震性が保たれ、計画的な改修を行うことによって長期使用が可能となるものについては、長寿命化を図ります。

長寿命化を図る際には、他の施設機能を集約化・複合化又は、他の機能への転用が可能か検討します。

イ 修繕対応により使用を継続する施設

当分の間、修繕対応により使用を継続するものの、耐用年数の到来時期を捉え、費用対効果を検証し、当該施設を改修して更に継続使用するのか、民間施設を含め他の施設へ機能移転を行い廃止するのか検討します。

② 譲渡、貸付又は処分を図る施設

複合化・集約化等により不要となる施設については、譲渡、貸付又は処分（除却又は売却）を図ります。

なお、譲渡に当たっては、円滑に譲渡を進める仕組み（譲渡前の施設修繕、施設改修及び除却等のための補助制度等）を構築します。

(4) 計画改訂の内容

本計画の改訂内容は、次のとおりです。

第1章

- ・「4 本計画の対象施設」に廃止した14施設を反映しました。

第2章

○「b 現状と課題」

- ・職員数、支出収入、利用者数（児童数・団員数等含む）、稼働率、講座数、蔵書数、教室数、調理数・利用件数、入居世帯数等の情報は原則、見直さず計画策定時のデータを掲載しています。
- ・計画策定時（令和元年度）から計画改訂時（令和6年度）までの期間でファシリティマネジメントの主な取り組みを「取組」と表記して追記しました。
- ・「経過年数」は、令和6年度時点に修正しました。
- ・「法定耐用年数」は、財務省令又は総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を参考に修正している箇所があります。

○「c 施設評価」、「d 今後の方針とスケジュール」を現状に合わせ修正しました。

○「e 概算事業費」は、原則、見直さず計画策定時のデータを掲載しています。

○数値や文言等の一部を修正している箇所があります。

第3章

- ・「計画の推進」は「1 計画の推進」に加えて、「2 中間見直しに至るまでの成果と今後」を追記しました。

第4章

- ・「資料編」を新たに追加しました。

計 画 構 成

【計画書の構成】

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章「公共施設適正配置基本計画について」では、計画の目的や位置付け等を記載しています。

第2章「施設分類ごとの適正配置方針」では、施設の分類順に、個別施設の現状、課題、評価結果を整理するとともに、個別施設の今後の方針やスケジュール等を記載しています。

第3章「計画の推進」では、計画を実効性のある取組として進めるための様々な考え方について掲載しています。

また、本計画策定から5年間の取組において、廃止した施設及び令和7年度以降に新設を予定する施設の概要、現状での主要な取組を掲載しています。

第4章「資料編」では、施設一覧表、FM関連計画の策定状況を掲載しています。

| 章 | 項目 | |
|-------------------------|--|-------------------------------|
| 第1章 公共施設適正配置基本計画について | 目的、位置付け、期間、対象施設（数量、面積）、基本的な考え方、計画構成、記載事項の見方 | |
| 第2章 施設分類ごとの適正配置方針 | 分類ごと | 施設概要、基本的な考え方 |
| | 個別施設 | 現状と課題、施設評価、今後の方針とスケジュール、概算事業費 |
| 第3章 計画の推進 | <p>1 計画の推進</p> <p>公共施設マネジメントを推進する体制の確立、地域別適正配置計画の策定、長寿命化のための保全計画の策定、地域経営を推進するための仕組みづくり、受益者負担の適正化に向けての方針の整備、市民協働を推進するための協議手法の検討</p> <p>2 中間見直しまでの成果と今後</p> <p>(1) 施設の廃止…本計画策定から5年間で廃止した施設の概要、廃止までの経緯、施設の解体状況・利用状況、跡地の活用等</p> <p>(2) 施設の新設…令和7年度以降予定される施設の新設（総和地域交流センター、（仮称）古河市公会堂）</p> <p>(3) 計画推進の今後について</p> | |
| 第4章 資料編 | 施設一覧表、FM関連計画の策定状況 | |

【記載事項の見方】

「a 施設概要」の表の見方

| 施設No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|-------|--------|----------|-----|-----|
| ① | ●●センター | 下大野□□番地△ | ×× | 〇〇課 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 施設No. | 施設ごとに機械的に振った施設番号を示します。 |
| 施設名 | 施設の名称を示します。 |
| 所在地 | 施設の所在地を示します。 |
| 地区名 | 施設が所在する地区名（古河・総和・三和地区）を示します。 |
| 所管課 | 施設を所管する部署名を示します。 |

「b 現状と課題」の表の見方

| 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|-------|-----|-----|-----------|---------|-----------------------|------|----------|--------|--------|---------|
| ① | ●●館 | S58 | 50 | 36 | 522 | 直営管理 | 正3 臨1 | 20,995 | 2,773 | 64,400 |

| | |
|--------|---|
| 共通事項 | 各数値は、平成30年度のデータです。 (いずれも特別な記載がある場合を除く) |
| 建築年 | 建築した年を示します。 1つの施設に複数の棟がある場合は、代表棟の状況を示します。 |
| 法定耐用年数 | 財務省令又は総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、施設の使用可能な年数の目安を示します。 |
| 経過年数 | 建築年から起算した経過年数を示します。 |
| 延床面積 | 建築物の延床面積(m ²)を示します。複数の施設がある場合は合計面積です。 グラウンドなど建築物以外の工作物の面積は含みません。 |
| 運営形態 | 施設の管理運営形態を示します。 「直営管理(市の直接管理、一部委託を含む)」、「指定管理(指定管理者へ委託)」、「公営委託」、「民営委託」のいずれかで示します。 |
| 職員数 | 施設に配属されている常駐の職員数を示します。 「正」は正規職員、「非」は非常勤職員、「臨」は臨時職員、「委」は委託職員、「指」は指定管理者の職員を示します。 |
| 支出 | 施設の管理運営費(減価償却費を除く)を示します。(千円単位) ()書きは、指定管理者の支出額を示します。 |
| 収入 | 施設の各種収入(使用料など)を示します。(千円単位) ()書きは、指定管理者の収入を示します。 |
| 利用者数 | 年間の利用者数を示します。 |

「e 概算事業費」の表の見方

○大規模改修等

「継続」の施設のうち経過年数が下記の年数を超えていた場合は、それぞれ予想額を算出し記載しています。

- ・ 建築後30年 大規模改修費用
- ・ 建築後60年 建替え費用

「検討」の施設は、結論が出るまで使用することから、継続する施設と同様に算出しています。

○維持管理費

施設のランニングコスト（平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めません。

第2章 施設分類ごとの適正配置方針

1 市民集会等施設

(1) 市民文化系施設

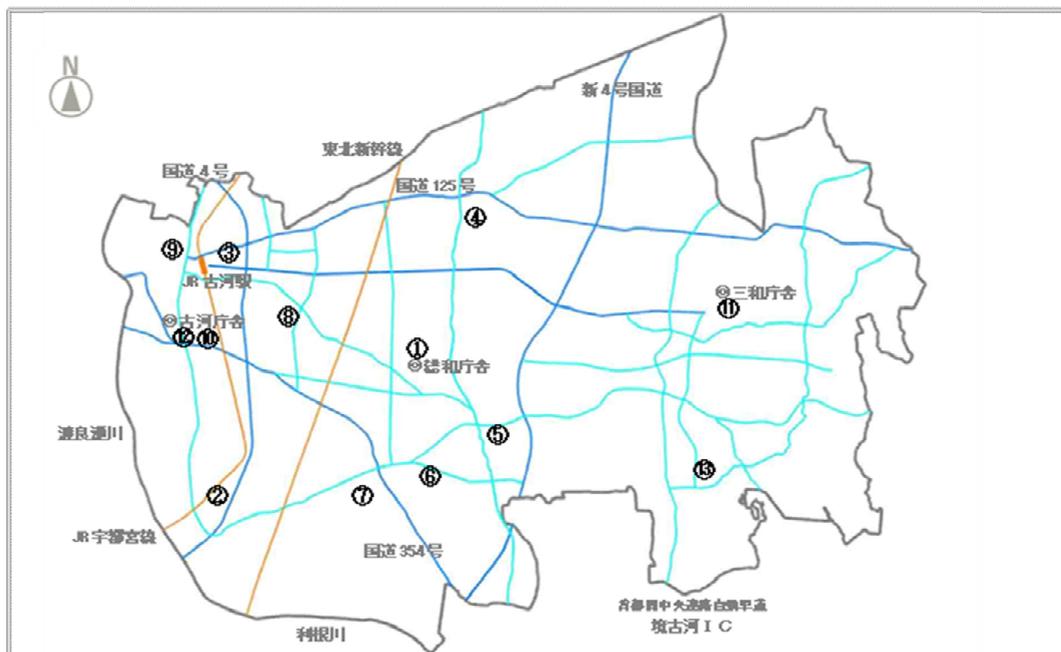
ア 公民館的施設

市民の学習の場・集会などの自主的な活動の場を提供するとともに、各種講座や教室など学習の機会を提供するため、公民館的施設を13施設設置しています。

a 施設概要

| 施設No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|-------|-----------------------|-----------------|-----|---------|
| ① | 中央公民館 | 下大野 2248 番地 | 総和 | 社会教育施設課 |
| ② | 中田公民館 | 中田新田 135 番地 1 | 古河 | |
| ③ | 古河東公民館 | 東三丁目 7 番 19 号 | | |
| ④ | つつみ公民館 | 小堤 1766 番地 | 総和 | |
| ⑤ | さくら公民館 | 久能 973 番地 1 | | |
| ⑥ | ふれあい公民館 | 駒羽根 1419 番地 4 | | |
| ⑦ | 生涯学習センター総和(とねミドリ館) | 前林 1953 番地 1 | | |
| ⑧ | ユースセンター総和 | 上辺見 2369 番地 | 古河 | |
| ⑨ | 地域交流センター(はなももプラザ) | 横山町一丁目 2 番 20 号 | | |
| ⑩ | 駅西地域交流センター(いちょうプラザ) | 幸町 3 番 43 号 | 三和 | |
| ⑪ | 三和地域交流センター(コスモスプラザ) | 仁連 2065 番地 | | |
| ⑫ | 古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河) | 長谷町 38 番 18 号 | 古河 | |
| ⑬ | 三和農村環境改善センター | 東山田 1808 番地 2 | 三和 | スポーツ振興課 |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|-----------------------|------------|-----------|---------|-----------------------|------|--------------|--------------------|-------------------|---------|
| ① | 中央公民館 | S50 | 50 | 49 | 2,471.00 | 直営管理 | 正 4 非 2 | 15,014 | 1,583 | 51,100 |
| ② | 中田公民館 | H5 | 50 | 31 | 1,449.00 | | 正 1 非 4 | 28,067 | 1,199 | 32,600 |
| ③ | 古河東公民館 | S59 | 50 | 40 | 1,536.13 | | 正 0.5 非 3 | 22,690 | 1,100 | 34,900 |
| ④ | つつみ公民館 | H6 | 50 | 30 | 1,291.00 | | 非 4 | 21,810 | 1,113 | 24,800 |
| ⑤ | さくら公民館 | S58 | 38 | 41 | 450.00 | | 非 3 | 10,480 | 676 | 13,100 |
| ⑥ | ふれあい公民館 | S48 | 38 | 51 | 484.00 | | 非 3 | 11,223 | 778 | 14,800 |
| ⑦ | 生涯学習センター総和(とねミドリ館) | H8 | 50 | 28 | 2,035.08 | | 正 1 非 3 | 47,579 | 2,310 | 74,300 |
| ⑧ | ユースセンター総和 | H3 | 50 | 33 | 1,994.15 | | 非 5 | 29,095 | 1,326 | 42,200 |
| ⑨ | 地域交流センター(はなももプラザ) | H24 | 50 | 12 | 1,784.62 | | 非 5 | 20,995 | 2,773 | 64,400 |
| ⑩ | 駅西地域交流センター(いちょうプラザ) | H29 | 50 | 7 | 702.46 | | 非 3 | 18,800 | 935 | 19,000 |
| ⑪ | 三和地域交流センター(コスモスプラザ) | H16 H30 | 50 | 20 6 | 1,725.00 1,006.10 | | 非 3 | 11,176 | 1,050 | 25,000 |
| ⑫ | 古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河) | S62 | 50 | 37 | 1,660.00 | 指定管理 | 委 1.5 | 15,709 (15,160) | 3,550 (15,688) | 36,800 |
| ⑬ | 三和農村環境改善センター | S56 | 50 | 43 | 1,529.00 | 指定管理 | 委 3 | 18,061 (19,556) | 0 (19,188) | 46,200 |

※支出・収入の欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

公民館的施設の開館日・開館時間は、一部を除き、原則として年末年始を除く毎日、8時30分から22時までとなっています。管理運営は直営で行い、公民館事業を実施するため各公民館には館長等を配置し、人件費を含む管理運営費の総額は237,019千円で、施設使用料は14,849千円(管理運営費総額に占める割合は6.3%)となっています。

① 中央公民館

中央公民館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2,471m²。昭和50年に建築した新耐震基準以前の建物で、建築後49年経過し老朽化が進んでいます。耐震診断、耐震改修は未実施です。

人件費を含む管理運営費は15,014千円で、施設の利用料及び空調費として1,583千円(管理運営費総額に占める割合は10.5%)の収入があります。

施設は、大ホール、会議室1・2、小会議室、料理実習室、小集会室、学習室1・3～5、茶室、視聴覚室、音楽室、研修室、図書室などで構成し、公民館主催講座などの事業(講座数18、開催数128回、参加者数241人)のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約51,100人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-------|---------|-------|---------|
| 大ホール | 61.0 | 会議室 1 | 41.7 |
| 会議室 2 | 21.5 | 小会議室 | 35.8 |
| 料理実習室 | 3.6 | 小集会室 | 8.3 |
| 学習室 1 | 25.0 | 学習室 3 | 6.5 |
| 学習室 4 | 8.4 | 学習室 5 | 16.2 |
| 茶室 | 5.4 | 視聴覚室 | 27.8 |
| 音楽室 | 24.3 | 研修室 | 12.0 |

② 中田公民館

中田公民館は、鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積 1,449 m²。平成 5 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 31 年経過しています。災害時の指定緊急避難場所（地震）にもなっています。

人件費を含む管理運営費は 28,067 千円で、施設の利用料及び空調費として 1,199 千円（管理運営費総額に占める割合は 4.3%）の収入があります。

施設は、工作室、調理室、視聴覚室、和室 1・2 号、会議室 1・2 号、ホール、図書室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数 17、開催数 128 回、参加者数 256 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 32,600 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|---------|---------|---------|---------|
| 工作室 | 31.6 | 調理室 | 15.3 |
| 視聴覚室 | 34.6 | 和室 1 号 | 20.6 |
| 和室 2 号 | 18.3 | 会議室 1 号 | 35.3 |
| 会議室 2 号 | 15.6 | ホール | 52.0 |

③ 古河東公民館

古河東公民館は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 1,536.13 m²。昭和 59 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 40 年経過し老朽化が進んでいます。古河図書館、第二保育所を併設し、災害時の指定避難所にもなっています。

人件費を含む管理運営費は 22,690 千円で、施設の利用料及び空調費として 1,100 千円（管理運営費総額に占める割合は 4.8%）の収入があります。

施設は、会議室 1～4 号、和室 1・2 号、調理室、工作室、視聴覚室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数 17、開催数 128 回、参加者数 257 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 34,900 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|---------|---------|---------|---------|
| 会議室 1 号 | 33.0 | 会議室 2 号 | 34.0 |

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 会議室 3 号 | 19.0 | 会議室 4 号 | 44.0 |
| 和室 1 号 | 52.0 | 和室 2 号 | 20.0 |
| 調理室 | 9.0 | 工作室 | 35.0 |
| 視聴覚室 | 25.0 | | |

取組 令和元年度に外壁の改修工事、2年度に空調設備の改修工事を実施しました。

④ つつみ公民館

つつみ公民館は、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,291㎡。平成6年に新耐震基準で建築した建物で、建築後30年経過しています。災害時の福祉避難所になっています。

人件費を含む管理運営費は21,810千円で、施設の利用料及び空調費として1,113千円の収入（管理運営費総額に占める割合は5.1%）があります。

施設は、多目的ホール、会議室1・2、調理室、和室1・2、図書室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数10、開催数72回、参加者数178人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約24,800人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|--------|---------|-------|---------|
| 多目的ホール | 73.1 | 会議室 1 | 29.2 |
| 会議室 2 | 31.5 | 調理室 | 9.9 |
| 和室 1 | 15.4 | 和室 2 | 22.1 |

⑤ さくら公民館

さくら公民館は、鉄骨造平屋建、延床面積450㎡。昭和58年に新耐震基準で建築した建物で、建築後41年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定緊急避難場所（地震）にもなっています。

人件費を含む管理運営費は10,480千円で、施設の利用料及び空調費として676千円の収入（管理運営費総額に占める割合は6.5%）があります。

施設は、ホール、会議室、学習室、調理室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数13、開催数80回、参加者数189人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約13,100人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----|---------|-----|---------|
| ホール | 51.0 | 会議室 | 30.5 |
| 学習室 | 17.3 | 調理室 | 6.4 |

⑥ ふれあい公民館

ふれあい公民館は、鉄骨造平屋建、延床面積484㎡。昭和48年に建てられた新耐震基準以前の建物で、建築後51年経過し老朽化が進んでいます。耐震診断、耐震改修は未実施です。

人件費を含む管理運営費は11,223千円で、施設の利用料及び空調費として778千円の収入（管理運営費総額に占める割合は6.9%）があります。

施設は、ホール、会議室、調理室、和室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数 10、開催数 80 回、参加者数 187 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 14,800 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----|---------|-----|---------|
| ホール | 57.0 | 会議室 | 42.3 |
| 調理室 | 4.5 | 和室 | 8.6 |

⑦ 生涯学習センター総和（とねミドリ館）

生涯学習センター総和は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 2,035.08 m²。平成 8 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 28 年経過しています。災害時の指定緊急避難場所（地震）になっています。

人件費を含む管理運営費は 47,579 千円で、施設の利用料及び空調費として 2,310 千円の収入（管理運営費総額に占める割合は 4.9%）があります。

施設は、多目的ホール 1・2、サークル室 1・2、和室 1・2、調理室、図書室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数 11、開催数 58 回、参加者数 179 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 74,300 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|----------|---------|----------|---------|
| 多目的ホール 1 | 50.9 | 多目的ホール 2 | 42.1 |
| サークル室 1 | 39.8 | サークル室 2 | 29.4 |
| 和室 1 | 21.0 | 和室 2 | 21.7 |
| 調理室 | 8.0 | | |

取組 令和元年度、6 年度に空調設備の改修工事を実施しました。

⑧ ユーセンター総和

ユーセンター総和は、鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積 1,994.15 m²。平成 3 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 33 年経過しています。災害時の指定避難所にもなっています。

人件費を含む管理運営費は 29,095 千円で、施設の利用料及び空調費として 1,326 千円の収入（管理運営費総額に占める割合は 4.6%）があります。

施設は、多目的ホール、研修室、会議室 1・2、和室 1・2、図書室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数 10、開催数 72 回、参加者数 229 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 42,200 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|--------|---------|-------|---------|
| 多目的ホール | 35.2 | 研修室 | 47.4 |
| 会議室 1 | 32.8 | 会議室 2 | 34.9 |
| 和室 1 | 18.6 | 和室 2 | 19.4 |

取組 令和元年度から2年度にかけて上辺見保育所の跡地を駐車場として整備しました。
5年度から6年度にかけて内外壁の改修工事を実施しました。

⑨ **地域交流センター（はなももプラザ）**

地域交流センターは、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,784.62㎡。平成24年に新耐震基準で建築した建物で、建築後12年経過しています。災害時の指定避難所にもなっています。

人件費を含む管理運営費は20,995千円で、施設の利用料及び空調費として2,773千円の収入（管理運営費総額に占める割合は13.2%）があります。

施設は、創作室、会議室1～3、和室1・2、調理・創作室、多目的ホール、屋台ホール、学習室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数12、開催数64回、参加者数221人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約64,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|--------|---------|--------|---------|
| 創作室 | 55.3 | 会議室1 | 53.0 |
| 会議室2 | 43.3 | 会議室3 | 48.3 |
| 和室1 | 35.0 | 和室2 | 21.0 |
| 調理・創作室 | 29.6 | 多目的ホール | 58.3 |
| 屋台ホール | 35.1 | | |

⑩ **駅西地域交流センター（いちょうプラザ）**

駅西地域交流センターは、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積702.46㎡。平成29年に新耐震基準で建築した建物で、建築後7年経過しています。

人件費を含む管理運営費は18,800千円で、施設の利用料及び空調費として935千円の収入（管理運営費総額に占める割合は5.0%）があります。

施設は、多目的ホール1・2、学習室1・2、和室、実習室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数10、開催数61回、参加者数159人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約19,000人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|---------|---------|------|---------|
| 多目的ホール1 | 42.3 | 学習室2 | 19.0 |
| 多目的ホール2 | 35.1 | 和室 | 7.3 |
| 学習室1 | 35.6 | 実習室 | 4.3 |

⑪ **三和地域交流センター（コスモスプラザ）**

三和地域交流センターは、古河市役所三和庁舎3階に設置、延床面積1,725㎡。平成16年に新耐震基準で建築した建物で、建築後20年経過しています。

多目的ホールは、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,006.1㎡。平成30年に三和庁舎の隣り（庁舎とは接続）に新耐震基準で建築した建物で、建築後6年経過しています。

人件費を含む管理運営費は11,176千円で、施設の利用料及び空調費として1,050千円の収入

(管理運営費総額に占める割合は9.4%)があります。

施設は、多目的室1・2、会議室1～5、和室などで構成し、センター主催講座などの事業(講座数21、開催数142回、参加者数368人)のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約25,000人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-------|---------|-------|---------|
| 多目的室1 | 29.4 | 多目的室2 | 45.2 |
| 会議室1 | 43.0 | 会議室2 | 35.0 |
| 会議室3 | 15.9 | 会議室4 | 9.7 |
| 会議室5 | 21.7 | 和室 | 36.3 |

⑫ 古河庁舎併設市民集会施設 (スペースU古河)

古河庁舎併設市民集会施設は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,660㎡。昭和62年に新耐震基準で建築した建物で、建築後37年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は15,160千円で、指定管理料(9,400千円)のほか施設利用料など合計15,688千円の収入があります。市は指定管理料のほか施設修繕料などで15,709千円を支出し、管理費負担金として3,550千円の収入があります。

施設は、ホール、会議室1～8、和室1～3などで構成し、貸館利用、指定管理者の自主事業、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約36,800人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|------|---------|------|---------|
| ホール | 41.7 | 会議室6 | 31.1 |
| 会議室1 | 61.6 | 会議室7 | 8.9 |
| 会議室2 | 39.2 | 会議室8 | 55.4 |
| 会議室3 | 28.6 | 和室1 | 26.3 |
| 会議室4 | 5.7 | 和室2 | 31.3 |
| 会議室5 | 15.7 | 和室3 | 8.4 |

取組 令和4年度から5年度にかけて外壁及び屋上防水の改修工事を実施しました。

⑬ 三和農村環境改善センター

三和農村環境改善センターは、農業及び農村の健全な発展を目的に設置した施設で、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積1,529㎡。昭和56年に新耐震基準で建築した建物で、建築後43年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定避難所にもなっています。

開館日・開館時間は、年末年始と毎月第3月曜日を除く毎日、9時から21時30分までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は19,556千円で、指定管理料(17,383千円)のほか施設の利用料など合計で19,188千円の収入があります。市は、指定管理料のみ支出し、収入はありません。

施設には、改善センター、グラウンドゴルフ場、テニスコートがあり、改善センターはホール、研修室などで構成し、各種講座や地域のコミュニティ活動、健康増進などの貸館利用があり、年間約 46,200 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率(%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----------|--------|--------|---------|
| グラウンドゴルフ場 | 95.1 | テニスコート | 36.8 |

(まとめ)

行政需要が複雑・多岐にわたるとともに、よりきめ細かな対応が求められる中で、市民力・地域力を生かし、行政と市民・地域が協働で様々な行政課題を解決していく「地域経営」の仕組みづくりが必要とされています。

地域課題の解決の取組には、様々な制度を学習するとともに、実践活動を行うためのノウハウが不可欠であり、公民館的施設には、これまでの趣味や生きがい活動の場、様々な学習活動の場に加え、地域課題を解決していくための活動拠点として機能していくことが新たな役割として求められています。

これまでの長年にわたる活動を通じて多くの人材を輩出し、自主的なサークル・団体の育成に取り組んできました。こうした人材や自主グループを人材登録して、地域課題の解決に自主的に取り組むための支援の仕組みが必要です。

令和 5 年 12 月 14 日文部科学省事務連絡「社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の解釈について」のとおり、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営できるよう「公民館」としての名称を継続しつつも、制約の少ない活用が可能な施設への転換を含め、新しい時代の公民館についての検討が必要です。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|------------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 公民館的施設 【共通事項】 | 継続 | — | <p>【機能】</p> <p>市民の学習活動や趣味・生きがいなどの活動拠点として、また、これからの地域経営の仕組みづくりの中核的な役割を果たすため、充実強化が必要です。</p> <p>また、社会教育法に基づく公民館については地域の実情に合わせて柔軟に運営できるよう検討が必要です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>新しい役割を踏まえ、講座等の企画・立案等や地域課題を解決するための活動拠点としての役割に基づき、行政と市民等との役割を明確にした上で、指定管理者制度の導入を含めた検討が必要です。</p> |

| | | | | |
|---|--------------------|----|----|---|
| | | | | また、施設の使用料について、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、減額・免除規定の見直しを含めて受益者負担の適正化について検討が必要です。 |
| ① | 中央公民館 | 集約 | 廃止 | 【機能】 新耐震基準以前の建物であり、建築後 49 年経過し老朽化が顕著なため、ふれあい公民館・さくら公民館・サークル館とともに令和 7 年度に総和地域交流センターへ集約します。 |
| ② | 中田公民館 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 31 年経過しています。計画的な改修が必要です。 |
| ③ | 古河東公民館 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 40 年経過し老朽化が進んでいるため、施設の計画的な改修に加えて、複合施設としてのあり方の検討が必要です。 駐車場敷地が手狭であることが課題でしたが、隣接する国県等施設の移転による駐車場用地の確保を見込んでいます。 |
| ④ | つつみ公民館 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 30 年経過しています。計画的な改修が必要です。 |
| ⑤ | さくら公民館 | 集約 | 廃止 | 【機能】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 41 年経過し老朽化が進んでいるため、中央公民館・ふれあい公民館・サークル館とともに、令和 7 年度に総和地域交流センターへ集約します。 |
| ⑥ | ふれあい公民館 | 集約 | 廃止 | 【機能】 新耐震基準以前の建物であり、建築後 51 年経過し老朽化が顕著なため、中央公民館・さくら公民館・サークル館とともに令和 7 年度に総和地域交流センターへ集約します。 |
| ⑦ | 生涯学習センター総和(とねミドリ館) | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 28 年経過しています。計画的な改修が必要です。 |
| ⑧ | ユースセンター総和 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 33 年経過しています。計画的な改修が必要です。 |
| ⑨ | 地域交流センター(はなももプラザ) | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 12 年経過しています。計画的な改修が必要です。 |

| | | | | |
|---|-----------------------|----|----|--|
| ⑩ | 駅西地域交流センター(いちようプラザ) | 継続 | 継続 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であり、建築後7年経過しています。計画的な改修が必要です。</p> |
| ⑪ | 三和地域交流センター(コスモスプラザ) | 継続 | 継続 | <p>【建物】</p> <p>多目的ホールは、新耐震基準の建物であり、建築後6年経過しているため、計画的な改修が必要です。</p> |
| ⑫ | 古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河) | 検討 | 継続 | <p>【機能】</p> <p>近隣に駅西地域交流センター(いちようプラザ)及び地域交流センター(はなももプラザ)を設置していることから、利用実態を精査し、他の用途への転用を含め、施設の機能のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>指定管理者制度で運営していることから、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討が必要です。</p> |
| ⑬ | 三和農村環境改善センター | 検討 | 検討 | <p>【機能】</p> <p>施設の設置目的は、農業及び農村の健全な発展を目的としましたが、利用実態は、公民館的施設の他の集会系施設と同様になっており、施設の役割について見直しが必要です。</p> <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後43年経過し老朽化が進んでいます。特に、入浴施設については現在廃止しています。機能のあり方の検討にあわせ、施設のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>指定管理者制度で運営していることから、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討が必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 公民館的施設には、これまでの市民の学習活動や趣味・生きがい活動の場や機会の提供に加え、地域福祉や地域防災、地域振興、地域人材の確保などの地域課題解決のための学習活動や実践活動の場としての役割が求められています。
令和5年12月14日文科科学省事務連絡「社会教育法第23条第1項第1号の解釈について」のとおり、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営できるよう新しい時代の公民館等の役割や配置のあり方について検討します。
- 地域課題の解決に向けた実践活動の場としての位置付けから、講座の企画・立案や運営に

市民等が参画できる仕組みづくりを進めるとともに、施設の管理運営については、パートナーシップの理念に基づき、行政の役割を明確にした上で、市民力・地域力を生かした手法を基本に、各地区の実情に応じて組織のあり方を指定管理者制度の導入も含め検討します。

- 施設使用料や講座の参加費について、減額免除規定の見直しを含め、受益者負担の適正化について料金体系の見直しを実施します。
- 公民館等の施設や集会施設の再配置を地域の理解と協力のもと円滑に進めるため、地域課題の解決に、地域が自主的に取り組む「地域経営の仕組みづくり」に別途取り組みます。

【個別施設の方向性】

① 中央公民館

ふれあい公民館・さくら公民館・サークル館とともに令和7年度に総和地域交流センターへ集約します。施設廃止後については跡地を総和地域交流センターの駐車場として整備します。

② 中田公民館

新耐震基準の建物であり、建築後31年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

③ 古河東公民館

新耐震基準の建物であるものの、建築後40年経過し老朽化が進んでいるため、施設の計画的な改修を行います。その際には、古河市図書館長寿命化計画（令和4年度策定）に準じた取り組みを必要に応じ実施します。

また、駐車場敷地が手狭であることが課題でしたが、隣接する国県等施設の移転により駐車場用地の確保が見込めることから、将来的な複合施設としてのあり方の検討も併せて行います。

④ つつみ公民館

新耐震基準の建物であり、建築後30年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑤ さくら公民館

中央公民館・ふれあい公民館・サークル館とともに、令和7年度に総和地域交流センターへ集約します。施設廃止後の跡地の活用を検討します。

⑥ ふれあい公民館

中央公民館・さくら公民館・サークル館とともに、令和7年度に総和地域交流センターへ集約します。施設廃止後の跡地の活用を検討します。

⑦ 生涯学習センター総和（とねミドリ館）

新耐震基準の建物であり、建築後28年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑧ ユーセンター総和

新耐震基準の建物であり、建築後33年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑨ 地域交流センター（はなももプラザ）

新耐震基準の建物、建築後12年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑩ 駅西地域交流センター（いちょうプラザ）

新耐震基準の建物であり、建築後7年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑪ 三和地域交流センター（コスモスプラザ）

多目的ホールは、新耐震基準の建物であり、建築後6年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑫ 古河庁舎併設市民集会施設（スペースU古河）

近隣に駅西地域交流センター（いちょうプラザ）及び地域交流センター（はなももプラザ）を設置していることから、利用実態を精査し、他の用途への転用を含め、施設の機能のあり方について検討します。

新耐震基準の建物であるものの、建築後37年経過していることから、必要な修繕を行い、耐用年数まで使用します。

管理運営については、当面、指定管理者制度を継続するものの、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討します。

⑬ 三和農村環境改善センター

農業及び農村の健全な発展を目的に設置しましたが、利用実態は、公民館的施設の他の集会系施設と同様になっており、施設の役割について見直しを行います。

施設は新耐震基準の建物であるものの、建築後43年経過し老朽化が進んでいます。特に、入浴施設については現在廃止しています。機能のあり方の検討にあわせ、施設のあり方について検討します。

管理運営については、当面、指定管理者制度を継続し、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|---|---------------------|-----------------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 公民館的施設 【共通事項】 | → | | | | | |
| | 新しい時代の公民館 のあり方検討 | | | 検討結果に基づく対応 | | |
| | → | → | → | → | → | → |
| | 地域経営の仕組みづくりの検討 | | | 地域経営の仕組みづくりの段階的实施 | | |
| | → | → | → | → | → | → |
| | 管理運営手法、受益者負担の検討 | | | 検討結果に基づく対応 | | |
| ①中央公民館 ⑤さくら公民館 ⑥ふれあい公民館 | → | | | | | |
| | 総和地域交流センターへ 機能集約 | | | 検討結果に基づく対応 | | |
| ②中田公民館 ③古河東公民館 ④つつみ公民館 ⑦生涯学習センター総和 | → | → | → | → | → | → |
| | 予防保全計画の策定 | | | 計画に基づく対応 | | |

| | | | | | | |
|---------------|-------------------------|--|--------------------------------|--|--|--|
| ⑧ユーセンター総和 | | | | | | |
| ⑨地域交流センター | | | | | | |
| ⑩駅西地域交流センター | | | | | | |
| ⑪三和地域交流センター | | | | | | |
| ⑫古河庁舎併設市民集会施設 | | | | | | |
| ⑬三和農村環境改善センター | 施設のあり方検討 指定管理者制度の見直し | | あり方検討結果に基づく対応 指定管理者制度の適正な運用 | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|-------------------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 中央公民館 | 601,000 | 9,284 | |
| ② 中田公民館 | 362,250 | 10,823 | |
| ③ 古河東公民館 | 384,000 | 6,993 | |
| ④ つつみ公民館 | 322,750 | 9,723 | |
| ⑤ さくら公民館 | 112,500 | 3,755 | |
| ⑥ ふれあい公民館 | 121,000 | 3,964 | |
| ⑦ 生涯学習センター総和（とねミドリ館） | 573,500 | 13,735 | |
| ⑧ ユーセンター総和 | 498,500 | 16,757 | |
| ⑨ 地域交流センター（はなももプラザ） | 0 | 10,474 | |
| ⑩ 駅西地域交流センター（いちようプラザ） | 0 | 2,821 | |
| ⑪ 三和地域交流センター（コスモスプラザ） | 0 | 2,436 | |
| ⑫ 古河庁舎併設市民集会施設（スペースU古河） | 490,000 | 14,813 | |
| ⑬ 三和農村環境改善センター | 382,250 | 18,531 | |

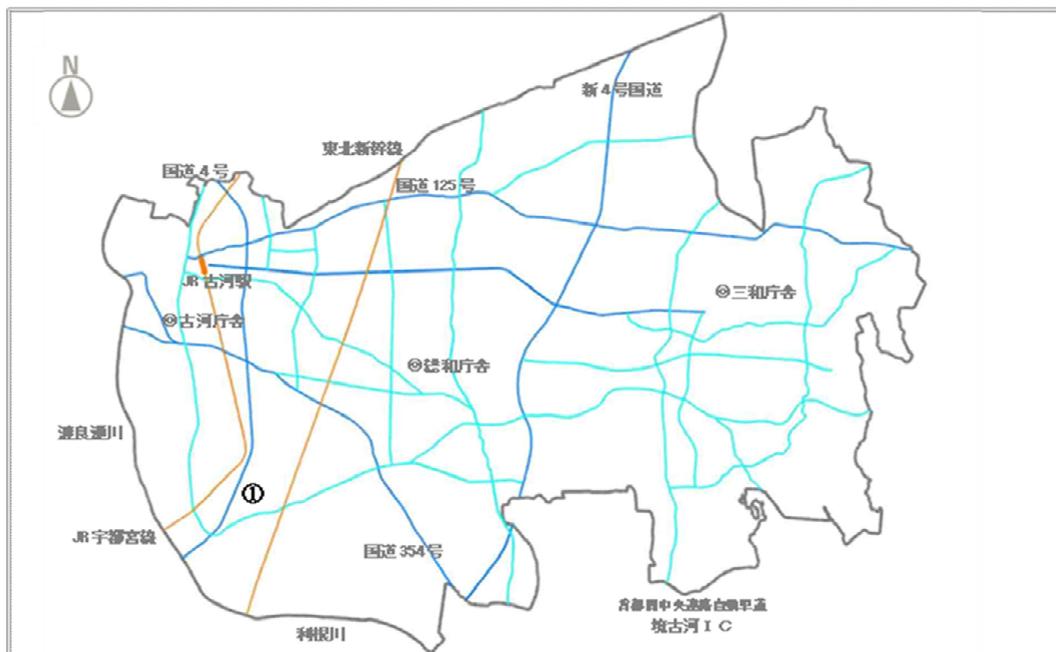
イ 隣保館

社会福祉法に基づき、地区内の住民の生活の社会的、経済的及び文化的な向上を図るため、各種講座、生活上の相談、人権課題の学習会等の事業を実施する隣保館を設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|--------|--------------|-----|-------|
| ① | 古河市隣保館 | 大山 1729 番地 5 | 古河 | 人権推進課 |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|--------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|----------|--------|--------|---------|
| ① | 古河市隣保館 | S57 | 50 | 42 | 595.63 | 直営管理 | 正2 非1 | 24,207 | 9,877 | 10,000 |

① 古河市隣保館

古河市隣保館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積595.63㎡、昭和57年に新耐震基準で建築した建物で、建築後42年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定緊急避難場所(地震)にもなっています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、8時30分から22時まで、管理運営は直営で行い、夜間(17時から)はシルバー人材センターに業務委託し、人件費を含む管理運営費の総額は24,207千円で、県からの補助金9,871千円と施設使用料6千円、合わせて9,877千円の収入があります。

施設は、生活改善室A・B、会議室A・B、調理室、図書室で構成し、講座(121回、参加者数1,833人)の開催のほか、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議、市主催事業等で使用され年間約10,000人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|--------|---------|------|---------|
| 生活改善室A | 12.79 | 会議室B | 20.07 |
| 生活改善室B | 11.76 | 調理室 | 3.64 |
| 会議室A | 21.85 | 図書室 | 8.40 |

【取組】 令和3年度に国県補助により内壁外壁の全塗装・全床貼替・トイレ改修・屋上防水加工等の大規模改修工事（長寿命化工事）を実施しました。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|-------|--------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | 古河市隣保館 | 継続 | 継続 | <p>【機能】 隣保館としての果たす役割を終えるまで機能の継続が必要です。また、隣保館機能に支障のない範囲で、公民館機能やコミュニティセンター機能等での有効活用も必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後42年経過し、老朽化が進んでいます。このため、令和3年度に国県補助事業により大規模改修工事を実施しました。今後とも補助事業の活用を前提に、隣保館の役割を終えるまで、必要な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 国県補助制度に基づき実施している現行体制の継続が必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① 古河市隣保館

隣保館としての果たす役割を終えるまで機能を継続します。また、隣保館機能に支障のない範囲で、公民館機能やコミュニティセンター機能等としても使用します。

新耐震基準の建物であるものの、建築後42年経過し、老朽化が進んでいます。このため、令和3年度に国県補助事業により大規模改修工事を実施しました。今後とも国県補助事業の活用を前提に、隣保館の役割を終えるまで必要な改修を行い、継続使用します。

管理運営は、国県補助制度に基づき実施している現行体制を維持します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|----------|-----------------|--|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ① 古河市隣保館 | 空調・受変電施設更新工事を実施 |  国県補助金を導入し、必要な改修を行い継続使用 | | | | |

● 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河市隣保館 | 149,000 | 4,492 | |

ウ 集会施設

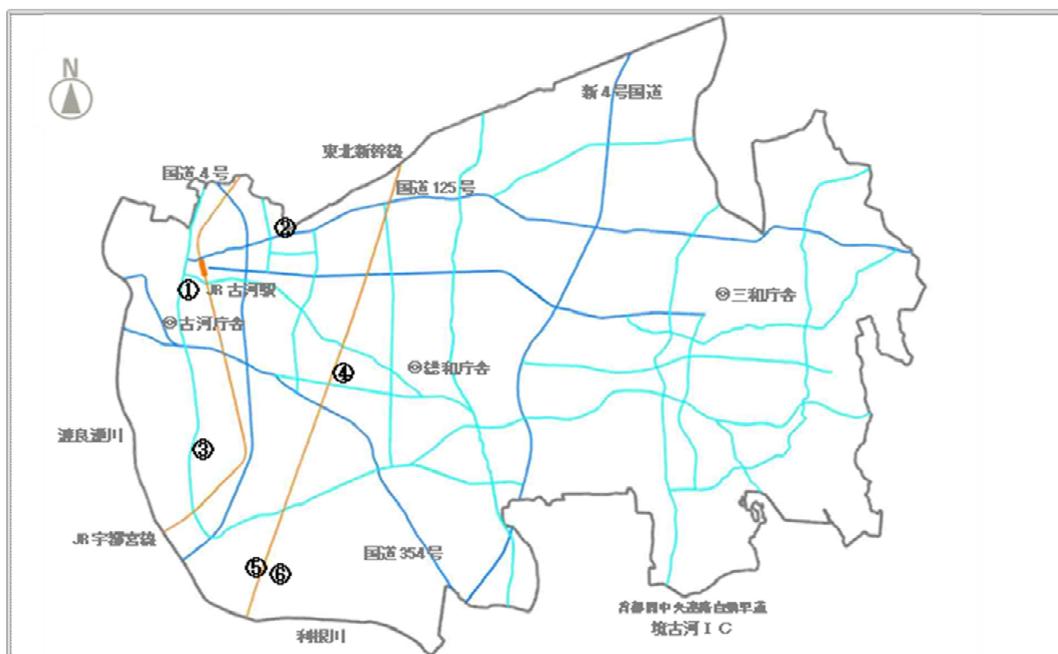
地域のコミュニティ活動の場としてコミュニティセンターを4か所、また、住民福祉の増進を目的とした集会所を2か所設置しています。

このほか、市内各地区には、行政自治会が自ら設置及び管理運営する集会所や集落センターがあります。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|--------------|------------------|-----|---------|
| ① | コミュニティセンター出城 | 中央町三丁目 10 番 20 号 | 古河 | 市民協働課 |
| ② | みどりヶ丘ふれあいの家 | 緑町 6 番 20 号 | | |
| ③ | 三和いこいの家 | 三和 176 番地 2 | | |
| ④ | コミュニティセンター総和 | 下辺見 2401 番地 | 総和 | |
| ⑤ | 中田集会所 | 中田 151 番地 1 | 古河 | 社会教育施設課 |
| ⑥ | 大山集会所 | 大山 134 番地 1 | | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|--------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|--------|--------------|--------------|---------|
| ① | コミュニティセンター出城 | S62 | 22 | 37 | 249.00 | 指定管理 | 0 | 150 (527) | 0 (446) | 4,400 |
| ② | みどりヶ丘ふれあいの家 | S62 | 22 | 37 | 269.42 | 指定管理 | 0 | 150 (578) | 0 (703) | 5,300 |
| ③ | 三和いこいの家 | S62 | 22 | 37 | 249.00 | 指定管理 | 0 | 150 (661) | 0 (1,345) | 800 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-----|----|----|--------|----------|-----|-------|-----|--------|
| ④ | コミュニティセンター総和 | S61 | 34 | 38 | 392.82 | 直営 管理 | 臨 2 | 6,097 | 265 | 10,300 |
| ⑤ | 中田集会所 | S48 | 34 | 51 | 166.00 | 直営 管理 | 0 | 1,685 | 0 | 1,400 |
| ⑥ | 大山集会所 | S58 | 47 | 41 | 174.00 | 直営 管理 | 0 | 876 | 0 | 3,000 |

※支出・収入欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

各施設の開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、9時から22時まで（コミュニティセンター総和は9時から21時まで）となっています。

① コミュニティセンター出城

コミュニティセンター出城は、木造平屋建、延床面積249㎡。昭和62年に新耐震基準で建築した建物で、平成29年に内壁等の修繕を行っていますが、建築後37年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は527千円で、指定管理料（150千円）のほか施設利用料など合計で446千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室1・2号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約4,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|------|---------|--------|---------|
| 和室1号 | 7.4 | 調理室 | 2.4 |
| 和室2号 | 4.0 | 多目的ホール | 11.9 |

② みどりヶ丘ふれあいの家

みどりヶ丘ふれあいの家は、木造平屋建、延床面積269.42㎡。昭和62年に新耐震基準で建築した建物で、建築後37年経過し老朽化が進んでいます。平成19年に調理室20㎡を増設しています。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は578千円で、指定管理料（150千円）のほか施設利用料金など合計703千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室1・2号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約5,300人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|------|---------|--------|---------|
| 和室1号 | 7.0 | 調理室 | 2.4 |
| 和室2号 | 1.9 | 多目的ホール | 22.3 |

③ 三和いこいの家

三和いこいの家は、木造平屋建、延床面積 249 m²。昭和 62 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 37 年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 661 千円で、指定管理料（150 千円）のほか施設利用料など合計 1,345 千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室 1・2 号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約 800 人が利用しています。

また、多目的ホールについては年間を通じて古河第七小学校児童クラブが利用し、年間約 360 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|--------|---------|--------|---------|
| 和室 1 号 | 3.6 | 調理室 | 0.7 |
| 和室 2 号 | 1.3 | 多目的ホール | — |

(多目的ホールは古河第七小学校児童クラブが年間を通じて使用)

④ コミュニティセンター総和

コミュニティセンター総和は、鉄骨造平屋建（一部木造）、延床面積 392.82 m²。昭和 61 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 38 年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定緊急避難場所（地震）にもなっています。

管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費の総額は 6,097 千円で、施設使用料など 265 千円の収入があります。

施設は、和室 1・2 号、調理室、多目的ホール 1、多目的ホール 2 などで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約 10,300 人が利用しています。

また、地域の各種団体の自主的な活動を支えるために、市民活動支援センターを設置しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|--------|---------|----------|---------|
| 和室 1 号 | 11.3 | 多目的ホール 1 | 50.1 |
| 和室 2 号 | 11.8 | 多目的ホール 2 | 26.7 |
| 調理室 | 13.7 | | |

⑤ 中田集会所

中田集会所は、鉄骨造 2 階建、延床面積 166 m²。昭和 48 年に建築した新耐震基準以前の建物で、建築後 51 年経過し老朽化が顕著となっています。耐震診断、耐震改修は未実施です。

管理運営は市直営で行い、管理運営費の総額は 1,685 千円で、収入はありません。施設はホール、和室などで構成し、地域の自主的な活動や行政自治会等の会議、市主催事業等で使用され、年間約 1,400 人が利用しています。

⑥ 大山集会所

大山集会所は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 174 m²。昭和 58 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 41 年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は市直営で行い、管理運営費の総額は 876 千円で、収入はありません。施設はホール、和室などで構成し、地域の自主的な活動や行政自治会等の会議、市主催事業等で使用され、年間約 3,000 人が利用しています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|----------------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 【共通事項】 コミュニティセンター | 継続 | 検討 | <p>【機能】</p> <p>地域では、行政自治会を始め、様々な団体が自主的な活動を繰り広げており、こうした活動を支えるため、コミュニティセンター等の集会施設は今後も必要です。</p> <p>【建物】【管理運営】</p> <p>指定管理者制度を導入している施設については、現在、地域の活動の場として地域力を生かして自主的な運営を行っており、今後の施設のあり方等について地元の各地域組織と協議が必要です。直営で運営している施設については、地域の様々な活動の場となっていることから、地域力を活用した管理運営手法への転換や、近隣の施設への機能集約を含め検討が必要です。</p> |
| ① | コミュニティセンター出城 | 継続 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 37 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、今後の施設のあり方等について、改修も含め地元の各地域組織と協議が必要です。</p> |
| ② | みどりヶ丘ふれあいの家 | 継続 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 37 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、今後の施設のあり方等について、改修も含め地元の各地域組織と協議が必要です。</p> |
| ③ | 三和いこいの家 | 継続 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 37 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、今後の施設のあり方等について、改修も含め地元の各地域組織と協議が必要です。</p> |

| | | | | |
|---|--------------|----|----|---|
| | | | | <p>なお、児童クラブの配置のあり方については別途検討が必要です。</p> |
| ④ | コミュニティセンター総和 | 検討 | 検討 | <p>【機能】【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 38 年経過しています。</p> <p>近隣のユースセンター総和、また新たな総和地域交流センターの建設に併せ、市民活動支援センターの配置場所を含めて利用状況及び利用内容などを精査し、機能の集約や他の用途への転用を行うなど施設のあり方、施設改修時期について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>当面現行を維持するものの、上記の検討結果に基づき、管理運営のあり方について指定管理者制度導入を含めて検討が必要です。</p> |
| ⑤ | 中田集会所 | 継続 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準以前の建物であり、建築後 51 年経過し老朽化が顕著になっています。施設のあり方について検討が必要です。</p> |
| ⑥ | 大山集会所 | 継続 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 41 年経過し老朽化が進んでいます。施設のあり方について検討が必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 指定管理者制度を導入している施設については、現在、地域の活動の場として地域力を生かして自主的な運営を行っており、今後の施設のあり方等について地域の各地域組織と協議します。直営で運営している施設については、地域の様々な活動の場となっていることから、地域力を活用した管理運営手法への転換や、近隣の施設への機能集約を含め検討します。
- 2つの集会所については、施設設置の経緯がある一方、利用の実態を精査し、施設のあり方について検討します。

【個別施設の方向性】

- ① コミュニティセンター出城 ②みどりヶ丘ふれあいの家 ③三和いこいの家

いずれも新耐震基準の建物であるものの、建築後 30 年以上経過しています。

地域住民の活動の場となっていることから、今後の施設のあり方等について、改修も含めて地域の各地域組織と協議します。

また、三和いこいの家内で運営されている児童クラブについては、現在地での実施を含め配置のあり方について別途検討します。

④ コミュニティセンター総和

新耐震基準の建物であるものの、建築後 38 年経過しています。

近隣のユースセンター総和、また新たな総和地域交流センターの建設に併せ、市民活動支援センターの配置場所を含めて利用状況及び利用内容などを精査し、機能の集約や他の用途への転用を行うなど施設のあり方、施設改修時期について検討します。管理運営については指定管理者導入等を含め検討します。

⑤ 中田集会所

新耐震基準以前の建物であり、建築後 51 年経過し老朽化が顕著となっています。施設設置の経緯や利用実態を勘案し、今後のあり方について地元の各地域組織と協議します。

⑥ 大山集会所

新耐震基準の建物であるものの、建築後 41 年経過しています。施設設置の経緯や利用実態を勘案し、今後のあり方について地元の各地域組織と協議します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|---------------|------------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| ①コミュニティセンター出城 | → | | -----→ | | | |
| ②みどりヶ丘ふれあいの家 | 施設のあり方について 地元の各地域組織と協議 | | 協議結果に基づく対応 | | | |
| ③三和いこいの家 | | | | | | |
| ④コミュニティセンター総和 | → | | -----→ | | | |
| | 近隣施設への機能集約、 用途変更 管理運営のあり方を検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ⑤中田集会所 | → | | -----→ | | | |
| ⑥大山集会所 | 施設のあり方を協議 | | 協議結果に基づく対応 | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------------|---------------------|-----------------|----|
| ① コミュニティセンター出城 | 62,250 | 1,894 | |
| ② みどりヶ丘ふれあいの家 | 67,250 | 150 | |
| ③ 三和いこいの家 | 62,250 | 150 | |
| ④ コミュニティセンター総和 | 89,500 | 3,573 | |
| ⑤ 中田集会所 | 41,500 | 845 | |
| ⑥ 大山集会所 | 43,500 | 675 | |

(2) 社会教育系施設

ア 図書館

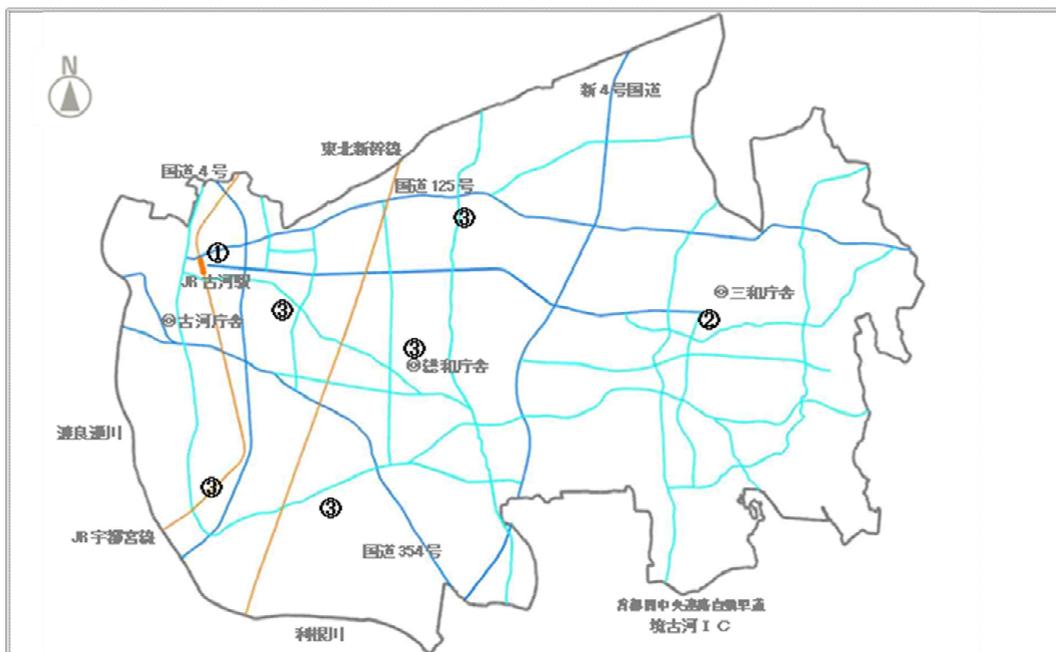
図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存し、市民に情報提供するとともに、市民の学習活動を支援する拠点施設として「古河図書館」、「三和図書館」を設置しています。

このほか、中田公民館、中央公民館、つつみ公民館、生涯学習センター総和、ユースセンター総和に図書室を設置しています。その他、学校教育施設として、各小中学校に学校図書館を設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------------|----------------|---------------|-----|---------|
| ① | 古河図書館 | 東三丁目7番19号 | 古河 | 社会教育施設課 |
| ② | 三和図書館（燦 SUN 館） | 仁連 2042 番地 1 | 三和 | |
| ③公民館等に併設の図書室 | 中田公民館図書室 | 中田新田 135 番地 1 | 古河 | |
| | 中央公民館図書室 | 下大野 2248 番地 | 総和 | |
| | つつみ公民館図書室 | 小堤 1766 番地 | | |
| | 生涯学習センター総和図書室 | 前林 1953 番地 1 | | |
| | ユースセンター総和図書室 | 上辺見 2369 番地 | | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 貸出者数(人) |
|--------|--------------------|-----------|-----------|---------|-----------------------|-----------|--------------|---------|--------|---------|
| ① | 古河図書館 | S59 | 50 | 40 | 638.38 | 直営管理 | 正 3.5 非 7 | 50,072 | 52 | 31,247 |
| ② | 三和図書館 (燦 SUN 館) | H12 | 50 | 24 | 2,554.87 | | 正 5 非 9 | 109,476 | 10,717 | 42,847 |
| ③ | 公民館等に併設の図書室 | 各施設の概況を参照 | | | | 各施設の職員が対応 | 各施設の管理運営費に含む | | 17,754 | |

各図書館の開館日・開館時間は、年末年始、館内整理日、特別整理期間を除く毎日、9時から18時までです。管理運営は、市直営で行い、人件費を含む管理運営費の総額は159,548千円で、図書館法の規定により使用料は無料ですが、コピー料金、雇用保険料個人負担金のほか、三和図書館では公衆電話手数料、自動販売機設置料及び電気料、三和ふれあい健康スポーツセンター電気料負担金として10,769千円の収入があります。

2つの図書館と5つの図書室の蔵書数は、454,815冊（開架図書358,492冊、閉架図書96,323冊）、視聴覚資料12,280点、登録者数57,342人（市民54,084人、市外3,258人）、年間貸出者数91,848人、年間貸出数369,612冊・点となっています。各館の状況は以下のとおりです。

なお、公民館等に併設している図書室の管理運営は、各施設の業務の一環として行い、貸出等の業務については必要に応じて施設の職員が対応し、管理運営費は各施設全体の経費に含まれています。図書室全体の貸出者数は17,754人となっています。

① 古河図書館

古河図書館は、古河東公民館、第二保育所との複合施設で、鉄筋コンクリート造2階建、図書館部分の延床面積は638.38 m²。昭和59年に新耐震基準で建築した建物で、建築後40年経過し老朽化が進んでいます。

施設は1階に図書館、2階に学習室1・2があり、蔵書数107,454冊・点（開架図書76,466冊・点、閉架図書30,988冊・点）で、図書の貸出・返却等窓口業務（図書貸出者数31,247人、貸出点数121,203冊・点）のほか、レファレンス業務、ブックスタート事業を行っています。また、中学生の職場体験、学校見学の対応等も行っています。施設の利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) |
|---------|---------|
| 学習室 1・2 | 60 |

取組 令和元年度に外壁・給水設備の改修工事、2年度に空調設備の改修工事を実施しました。

② 三和図書館（燦 SUN 館）

三和図書館は、三和資料館との複合施設で、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、図書館部分の延床面積は2,554.87 m²。平成12年に新耐震基準で建築した建物で、建築後24年が経過しています。

人件費を含む管理運営費は109,476千円で、コピー料金、公衆電話手数料、雇用保険料個人負

担金、自動販売機設置料及び電気料のほか、隣接する三和ふれあい健康スポーツセンター電気料負担金として10,717千円の収入があります。

施設は、1階は一般開架、児童開架、レファレンス室、閉架書庫、朗読室等、2階は視聴覚室、会議室、研修室等で構成し、蔵書数171,413冊・点（開架図書138,970冊・点、閉架図書32,443冊・点）で、図書の貸出・返却等窓口業務（図書貸出者数42,847人、貸出点数181,047冊・点）のほか、レファレンス業務、ブックスタート事業、中高生の職場体験、学校見学の対応等を行っています。

また、月4回のおはなし会のほか、11月には「図書館・資料館まつり」を開催しています。施設2階部分については、読み聞かせ団体の自主的な活動や、自主事業（学校見学の対応、「図書館・資料館まつり」でのリサイクル図書配布等）、利用条件を付しての一般への貸出しで使用しています。施設2階部分の利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----|---------|------|---------|
| 研修室 | 3.8 | 視聴覚室 | 2.1 |
| 会議室 | 1.9 | | |

取組 令和2年度から3年度にかけて屋上防水改修工事を実施しました。

長寿命化計画を策定し、令和5年度に排煙窓の修繕、6年度に冷暖房設備及びトイレ改修工事の実施設計を実施しました。

③ 公民館等に併設の図書室

施設の状況については、各施設の項目を参照。

| 図書室名 | 蔵書数(冊・点) | 貸出者数(人) | 貸出冊数(冊・点) |
|---------------|----------|---------|-----------|
| 中田公民館図書室 | 24,140 | 3,060 | 9,298 |
| 中央公民館図書室 | 48,950 | 4,235 | 16,797 |
| つつみ公民館図書室 | 45,255 | 2,535 | 10,082 |
| 生涯学習センター総和図書室 | 25,655 | 2,328 | 10,737 |
| ユースセンター総和図書室 | 44,228 | 5,596 | 20,448 |

※その他、地域交流センター(はなももプラザ)に図書室はありませんが、サービスポイントとして図書の貸出等を行っています。

(まとめ)

図書館は、これまで資料の貸出を中心に運営してきましたが、近年は滞在型の利用者が増加している一方、インターネットでの検索や予約が可能となるなど在宅での利用環境の整備も進んでいます。

また、これからの時代における図書館の役割として、資料の提供に加え、自主的に地域課題の解決に取り組む市民のための学習活動の支援や情報提供が求められています。

施設の面では、古河図書館が新耐震基準の建物であるものの、建築後40年を経過し、施設の老朽化が進んでいます。

両施設とも直営で管理運営しており、上記の市民ニーズや時代の要請に応えた図書館のあり方

を検討する中で、効果的かつ効率的な管理運営手法についても検討が必要です。

一方、公民館等に併設の図書室を5室設置していますが、各施設の一室を使用して設置していることから蔵書の収蔵能力が限界となっており、市民の求める新刊購入への対応については、図書館とのネットワークを構築し、リクエストに応じています。なお、配置が一部の地域に偏在しており、改めて配置について見直しが必要となっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|---|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | 古河図書館 | 継続 | 継続 | <p>【機能】 市民の学習の場、情報収集の拠点として、また、地域課題の解決に必要な調査研究資料を提供し、地域・市民が取り組む様々な学習活動を支援するため今後も必要です。</p> <p>【建物】 古河図書館は、新耐震基準の建物であるもの、建築後40年経過し老朽化が進んでいることから、「古河市図書館長寿命化計画」（令和4年度策定）に基づき、計画的な改修が必要です。</p> <p>三和図書館は、新耐震基準の建物であるもの、建築後24年経過していることから、「古河市図書館長寿命化計画」（令和4年度策定）に基づき、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 公立図書館としての役割を明確にした上で、民間活力を活用した管理運営方法の導入の可能性について、費用対効果を含めて検証が必要です。</p> |
| ② | 三和図書館 | 継続 | 継続 | <p>【機能】 市民の学習の場、情報収集の拠点として、また、地域課題の解決に必要な調査研究資料を提供し、地域・市民が取り組む様々な学習活動を支援するため今後も必要です。</p> <p>【建物】 古河図書館は、新耐震基準の建物であるもの、建築後40年経過し老朽化が進んでいることから、「古河市図書館長寿命化計画」（令和4年度策定）に基づき、計画的な改修が必要です。</p> <p>三和図書館は、新耐震基準の建物であるもの、建築後24年経過していることから、「古河市図書館長寿命化計画」（令和4年度策定）に基づき、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 公立図書館としての役割を明確にした上で、民間活力を活用した管理運営方法の導入の可能性について、費用対効果を含めて検証が必要です。</p> |
| ③ | 公民館等併設の図書室 ・中田公民館図書室 ・中央公民館図書室 ・つつみ公民館図書室 ・生涯学習センター 総和図書室 ・ユースセンター総和 図書室 | 検討 | 検討 | <p>【機能】【建物】【管理運営】 身近な施設で市民に様々な情報を提供することは必要なものの、インターネットでの検索や予約が可能となるなど在宅での利用環境の整備も進んでいること、一部の地域に偏在していることから、図書室の機能・配置のあり方、運営方法について検討が必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民の学習の場、情報収集の拠点として、また、地域課題の解決に必要な調査研究資料を提供し、地域・市民が取り組む様々な学習活動を支援するため継続します。
- 公立図書館としての役割を明確にした上で、民間活力を活用した管理運営方法の導入の可能性について、費用対効果を含めて検証します。
- 身近な施設で市民に様々な情報を提供することは必要なものの、インターネットでの検索や予約が可能となるなど在宅での利用環境の整備も進んでいること、一部の地域に偏在していることから、図書室の機能・配置のあり方、運営方法について電子図書館導入を含めて検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河図書館

新耐震基準の建物であるものの、建築後 40 年経過し老朽化していることから、「古河市図書館長寿命化計画」に基づき、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

② 三和図書館

新耐震基準の建物であるものの、建築後 24 年経過していることから、「古河市図書館長寿命化計画」に基づき、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

2 階部分の会議室等については、有効活用を図るため、利用条件を付しての貸出しを行います。

③ 公民館等に併設している図書室

- ・中田公民館図書室 ・中央公民館図書室 ・つつみ公民館図書室
- ・生涯学習センター総和図書室 ・ユースセンター総和図書室

当面、現状で継続しますが、図書室の機能・配置のあり方、管理運営のあり方について検討します。施設は、各館の改修等に合わせ対応します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|---------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 図書館 【共通事項】 | 民間活力を 活用した管 理運営手法 の検討 | 検討結果に基づく対応 | | | | |
| ①古河図書館 | 長寿命化計画に基づく対応 | | | 長寿命化計画（更新後）に基づく対応 | | |
| ②三和図書館 | 長寿命化計画に基づく対応 | | | 長寿命化計画（更新後）に基づく対応 | | |

| | | | | | |
|-------|----------------------|--|--|--|--|
| ③各図書室 | | | | | |
| | 機能・配置・管理 運営のあり方検討 | | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河図書館 | 159,500 | 6,977 | |
| ② 三和図書館（燦SUN館） | 0 | 27,746 | |

イ 博物館等施設

古河市の歴史遺産及び郷土の歴史、民俗等を広く紹介するとともに次代の市民に継承し、市民の知識教養の向上を図ることを目的として8施設を設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|--------------|------------------|-----|-------|
| ① | 古河歴史博物館 | 中央町三丁目 10 番 56 号 | 古河 | 文化振興課 |
| ② | 鷹見泉石記念館 | 中央町三丁目 11 番 2 号 | | |
| ③ | 奥原晴湖画室 | | | |
| ④ | 古河文学館 | 中央町三丁目 10 番 21 号 | | |
| ⑤ | 篆刻美術館 | 中央町二丁目 4 番 18 号 | | |
| ⑥ | 古河街角美術館 | 中央町二丁目 6 番 60 号 | | |
| ⑦ | 永井路子旧宅 | 中央町二丁目 6 番 52 号 | | |
| ⑧ | 三和資料館（燦SUN館） | 仁連 2042 番地 1 | 三和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|---------|-----------|-----------|---------|-----------------------|------|------------------|--------|--------|---------|
| ① | 古河歴史博物館 | H2 | 50 | 34 | 2,441 | 直営管理 | 正6 非0.3 臨2 | 80,590 | 4,636 | 15,100 |
| ② | 鷹見泉石記念館 | H2 ※1 | - | 34 | 164 | 直営管理 | 0 | 1,238 | 35 | 17,000 |
| ③ | 奥原晴湖画室 | H22 ※2 | - | 14 | 130 | 直営管理 | 0 | 1,238 | 35 | 17,000 |

| | | | | | | | | | | |
|---|------------------|-----------|----|----|-----|----------|-------------------------|--------|-------|--------|
| ④ | 古河文学館 | H10 | 24 | 26 | 678 | 直営 管理 | 正 2 非 1.75 臨 1.42 | 34,355 | 4,852 | 11,500 |
| ⑤ | 篆刻美術館 | H3 ※3 | - | 33 | 137 | 直営 管理 | 正 1.5 非 1 臨 3 | 30,441 | 3,638 | 8,700 |
| ⑥ | 古河街角美術館 | H7 | 50 | 29 | 498 | 直営 管理 | 正 1.5 非 1 臨 1 | 54,602 | 627 | 14,200 |
| ⑦ | 永井路子旧宅 | H15 ※4 | - | 21 | 131 | 直営 管理 | 委 1.5 | 1,886 | 0 | 4,000 |
| ⑧ | 三和資料館 (燦SUN館) | H12 | 50 | 24 | 347 | 直営 管理 | 正 1 非 2 | 12,358 | 103 | 4,800 |

※1：江戸期の建築を移築 ※2：明治24年の建築を移築 ※3：大正9年の建築を移築 ※4：店蔵部分は江戸期の建築

各ジャンルの施設を分散配置することで、各施設の専門性を深めるとともに、来館者の回遊性を高め、まちの活性化にも寄与しています。

そのため、古河地域に設置している7つの施設の開館日、開館時間を原則として統一し、管理運営は市直営で行っています。各施設の状況は以下のとおりです。

① 古河歴史博物館

古河歴史博物館は、古河市に係る生活・文化の歴史、美術、民俗等の資料を収集・保管、調査研究を行い、公開・普及することを目的に設置し、重要文化財を3,151点収蔵し、文化庁が認める公開承認施設です。

施設は、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2,441㎡。平成2年に新耐震基準で建築した建物で、建築後34年経過しています。

人件費を含む管理運営費は80,590千円、施設の入館料及び物品の売上料として4,636千円の収入があります。

施設は、展示室1～3、企画展示室1～3、研修室などで構成し、年6回の特別展・企画展の開催のほか、年5回の国指定重要文化財の展示替えや、光や温湿度環境に影響されやすい美術工芸品の展示替えを年5回実施しています。また、学校学習支援活動として、市内小学生を対象とした博物館見学の実施なども行い、年間約15,100人が利用しています。

【利用状況】

| | |
|--------|----------|
| 年間利用者数 | 約15,100人 |
|--------|----------|

② 鷹見泉石記念館

鷹見泉石記念館は、鷹見泉石最晩年の住まいを改修した建物で、古河城の余材で建てたと伝えられるもので、邸内には珍木「楓樹」や、二の丸御殿にあった石灯籠を配置しています。

施設は、木造平屋建、延床面積164㎡。江戸時代の武家屋敷を平成2年に新耐震基準で改修した建物で、改修後、34年経過しています。

人件費を含む管理運営費は1,238千円、施設の使用料として35千円の収入があります。

施設は、座敷、土間、庭園などで構成し、ひな人形・五月人形の展示や、正月・節分・七夕・十五夜などの季節の飾りつけなど、季節ごとの催事を行っています。また、日本庭園と日本家屋の風情ある環境を維持し、テレビ、雑誌などの撮影や、外国人観光客の来館もあり、年間約17,000人が利用しています。

【利用状況】

| | |
|--------|------------|
| 年間利用者数 | 約 17,000 人 |
|--------|------------|

③ 奥原晴湖画室

奥原晴湖画室は、熊谷市に建築されていた南画家奥原晴湖の画室を移築復元した建物で、庭石の一部に古河城の礎石が再利用されています。

施設は、木造平屋建、延床面積 130 m²。明治時代の南画家の画室を、平成 22 年に新耐震基準で改修した建物で、改修後、14 年経過しています。

人件費を含む管理運営費は 1,238 千円、施設の使用料として 35 千円の収入があります。

施設は、座敷、蔵、庭園などで構成し、鷹見泉石記念館同様、季節の催事を行っているほか、蔵では、奥原晴湖と画室のパネル紹介を行っています。日本庭園と日本家屋の風情ある環境を維持し、フィルムコミッションを通しての撮影や、市民団体によるお茶会や写真撮影などにも利用され、年間約 17,000 人が利用しています。

【利用状況】

| | |
|--------|------------|
| 年間利用者数 | 約 17,000 人 |
|--------|------------|

④ 古河文学館

古河文学館は、古河市に係る生活・文化、特に文学に関する資料を収集保管、展示し、新たな地域文化創造の拠点として、また、市民の文化交流の場・機会の提供を目的として設置しています。

施設は、木造・一部鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 678 m²。平成 10 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 26 年経過しています。

人件費を含む管理運営費は 34,355 千円、施設の利用料として 4,852 千円の収入があります。

施設は、展示室 1～3、サロン、講座室で構成し、展示室では常設展示のほかに企画展やテーマ展など、年 8～9 回の展示替えを行いながら古河市ゆかりの文学情報等を紹介しています。サロン・講座室については、市主催の講座や市民団体の自主的な活動で使用され、施設全体として年間約 11,500 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。なお、サロンの稼働率については、夜間貸出の状況です（昼間は展示室と同）。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----|---------|-----|---------|
| 展示室 | 98.5 | サロン | 10.5 |
| 講座室 | 67.1 | - | - |

取組 2 階の空きテナント（飲食店）について、令和 2 年度からの募集に対し、応募がなく、令和 7 年 2 月に再度募集をしています。

コンサートや講座等の各種イベントのチケットに 4 館共通券を付け、会場館のみでなく他館の周知と集客を図っています。

また、令和 5 年度には街角美術館と文学館との連携企画展・関連トークイベントを開催し、両館への来館を促しました。

さらに、商工観光課・観光協会と連携（七福神巡りやシン・コガッツ等）し、博物館施設だけでなく周辺地域も含めた回遊性の向上を図っています。

⑤ 篆刻美術館

篆刻美術館は、平成3年に日本初の篆刻専門の美術館として開館。古河出身の篆刻家生井子華の作品をはじめ、日本を代表する現代作家の作品及び篆刻にかかわる封泥や石印材などを常時展示しています。

施設は、大正9年に建築された石蔵を改修し、鉄筋コンクリート造一部木造2階建、延床面積は増築したことから137㎡。平成10年に国の登録有形文化財に登録されています。

人件費を含む管理運営費は30,441千円、施設利用料として3,638千円の収入があります。

施設は、展示室1～5で構成し、展示室1、2は故生井子華の作品をはじめ、封泥や石印材などを常時展示しています。展示室3～5はテーマ展（年6回展示替え）の作品を展示しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| | |
|--------|---------|
| 年間利用者数 | 約8,700人 |
|--------|---------|

取組 長期間に渡る賃借を所有者の意向も踏まえ、令和6年度に買取り、市の所有物件となりました。

⑥ 古河街角美術館

古河街角美術館は、古河市に係る生活・文化、特に美術に関する資料を収集、保管及び展示をすることで新たな地域文化創造の拠点とするとともに、市民の文化交流の場と機会の提供を目的として設置しています。

施設は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積498㎡。平成7年に新耐震基準で建築した建物で、建築後29年経過しています。

人件費を含む管理運営費は54,602千円、施設の利用料として627千円の収入があります。

施設は、展示室1～4、展示ホール、休憩室で構成し、1階の展示室1、2は主に企画展、常設展で古河市ゆかりの作家等の作品の展示をし、展示室3、4は市民団体の自主的な活動の場とし市民ギャラリーとして貸出しをしています。休憩室は市民ギャラリー利用者等の憩いの場、美術資料の閲覧に利用され、全体では年間約14,200人が利用しています。

【利用状況】

| | |
|--------|----------|
| 年間利用者数 | 約14,200人 |
|--------|----------|

⑦ 永井路子旧宅

永井路子旧宅は、歴史小説家・永井路子を形成した空間を追体験することで永井文学への理解をより深め、そこから古河の文学的風土への関心を喚起することを目的として、また、古い商家の趣を残す歴史的建造物として、古河市における観光拠点の一つとして設置しています。

施設は、木造2階建、延床面積131㎡。店蔵部分は江戸末期の建造となっています。東日本大震災後に耐震工事を行っています。

人件費を含む管理運営費は1,886千円となっていますが、日常の簡易清掃や来館者の対応は、

市内の障がい者支援のNPO団体へ委託し、障がい者の就労支援を図っています。入館は無料で年間約4,000人が利用しています。

【利用状況】

| | |
|--------|---------|
| 年間利用者数 | 約4,000人 |
|--------|---------|

⑧ 三和資料館（燦SUN館）

三和資料館は、古河市に係る生活・文化に関する考古、歴史、美術及び民俗等の資料を収集、保管及び展示を目的として設置しています。

施設は三和図書館との複合施設（燦SUN館）で、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、三和資料館部分の延床面積は347㎡。平成12年に新耐震基準で建築した建物で、建築後24年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始、祝祭日の翌日、館内整理日、特別整理期間を除く毎日で、開館時間は10時から18時まで、管理運営は直営で、人件費を含む運営費は12,358千円（施設管理費は複合施設の図書館に含む）となっています。入館料は無料で、各種刊行物の売上など103千円の収入があります。

三和資料館は、展示室、資料閲覧室、文書収蔵庫などで構成し、展示室での常設展示はなく、年7～8回の展覧会を開催しています。資料閲覧室では、近隣自治体史、郷土学習や歴史研究の基本的な参考図書や研究書を図書館システムに登録して配架しており、閲覧利用が可能になっています。文書収蔵庫には三和地区を中心とするおよそ5万点の史資料を収蔵し、隔年で燻蒸を実施しています。

【利用状況】

| | |
|--------|---------|
| 年間利用者数 | 約4,800人 |
|--------|---------|

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|-------|------------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 博物館等施設 【共通事項】 | 継続 | 継続 | <p>【機能】</p> <p>古河市の歴史や生活文化、民俗等の資料を後世に継承するため、また、各館の所蔵する文化的所産は有効な観光資源となることから、市活性化の面からも必要不可欠な施設です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>各施設や周辺地域全体の来訪者を増やすため、博物館施設の根幹である資料の収蔵・研究・展示というソフトの提供を担う学芸員を継続的に確保した上で、施設管理面においては、民間との協働等も視野に入れ、より有効な手段を検討することが必要です。</p> <p>また、受益者負担の見直しを図るとともに、貸しスペース等のより効果的な活用方法についても検討が必要です。</p> |

| | | | | |
|---|--------------------|----|----|--|
| ① | 古河歴史博物館 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 34 年経過していることから、計画的な改修が必要です。 |
| ② | 鷹見泉石記念館 | 継続 | 継続 | 【建物】 江戸時代の武家屋敷を平成 2 年に新耐震基準で改修した建物であり、歴史的建造物として、法令等に基づき継続使用するための改修が必要です。 |
| ③ | 奥原晴湖画室 | 継続 | 継続 | 【建物】 明治時代の南画家の画室を平成 22 年に新耐震基準で改修した建物であり、歴史的建造物として、法令等に基づき継続使用するための改修が必要です。 |
| ④ | 古河文学館 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 26 年経過していることから、計画的な改修が必要です。 |
| ⑤ | 篆刻美術館 | 継続 | 継続 | 【建物】 大正時代に建築された国の有形登録文化財の建物です。日本で唯一の篆刻専門の美術館という貴重な歴史的建造物として適切に保存できるよう、法令等に基づき継続使用するための改修が必要です。 あわせて耐震化についても建物の性質を踏まえ検討が必要です。 |
| ⑥ | 古河街角美術館 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 29 年を経過していることから、計画的な改修が必要です。 |
| ⑦ | 永井路子旧宅 | 継続 | 継続 | 【建物】 江戸時代に建築された建物であり、歴史的建造物として、法令等に基づき、継続使用するための改修が必要です。 |
| ⑧ | 三和資料館 (燦 SUN 館) | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 24 年を経過していることから、計画的な改修が必要です。 |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 古河市の歴史や生活文化、民俗等の資料を後世に継承するとともに、各館で所蔵する文化的所産は有効な観光資源となることから、市活性化のための拠点施設として継続します。
- 各施設間のネットワークや周辺地域・古河市観光協会等との連携強化を図り、まち全体で「歴史的文化的な雰囲気」を醸し出すことで、来訪者の回遊性を高めることを目指します。

また、市内全域に受益者が広まるようなイベントの開催やアウトリーチ活動等も検討していきます。

- 各施設及びその周辺地域全体への来訪者・利用者の拡大につなげていくため、博物館施設の根幹である資料の収蔵・研究・展示というソフトの提供を担う学芸員を継続的に確保した上で、民間活力の活用を含め管理運営手法について検討します。
- 受益者負担の見直しを図るとともに、貸しスペース等のより有効的な活用方法について検討します。

【個別施設の方向性】

- ① 古河歴史博物館 ④ 古河文学館 ⑥ 古河街角美術館 ⑧ 三和資料館（燦SUN館）

新耐震基準の建物であるものの、建築後 25 年から 35 年程度経過し、施設・設備の経年劣化が進んでいます。予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

- ② 鷹見泉石記念館 ③ 奥原晴湖画室 ⑤ 篆刻美術館 ⑦ 永井路子旧宅

江戸時代から大正時代にわたる歴史的建造物として、法令等に基づき必要な改修を行い保存します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|---|--|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 博物館等施設 【共通事項】 | → | | -----→ | | | |
| | 各施設間のネットワーク化・回遊性の向上・利用者の拡大方法の検討 管理運営手法の検討と施設の有効活用 受益者負担の適正化の検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ①古河歴史博物館 ④古河文学館 ⑥古河街角美術館 ⑧三和資料館 (燦 SUN 館) | → | | -----→ | | | |
| | 予防保全計画の策定 | | 計画に基づく対応 | | | |
| ②鷹見泉石記念館 ③奥原晴湖画室 ⑤篆刻美術館 ⑦永井路子旧宅 | → | | | | | |
| | 法令等に基づく改修により継続使用 | | | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河歴史博物館 | 610,250 | 24,350 | |
| ② 鷹見泉石記念館 | — | 1,250 | |
| ③ 奥原晴湖画室 | — | 1,250 | |
| ④ 古河文学館 | 169,500 | 7,407 | |
| ⑤ 篆刻美術館 | — | 5,010 | |
| ⑥ 古河街角美術館 | 124,500 | 15,477 | |
| ⑦ 永井路子旧宅 | — | 1,810 | |
| ⑧ 三和資料館（燦SUN館） | 0 | — | |

(3) スポーツ・レクリエーション施設

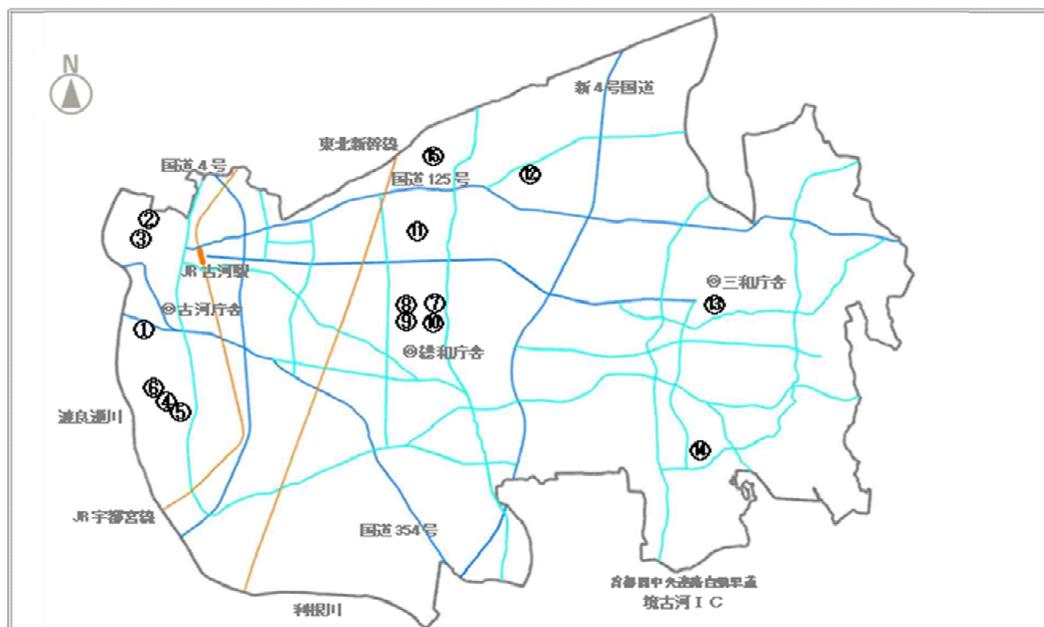
ア スポーツ施設

市民の健康づくり、余暇・レクリエーションの場として、また、スポーツをはじめのきっかけづくりや競技力の向上を図る機会を提供するため、体育館施設、野球やサッカー等の球技施設、プールやトレーニング施設を設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|------------------------|----------------|-----|---------|
| ① | 古河スポーツ交流センター | 立崎 510 番地 1 | 古河 | スポーツ振興課 |
| ② | 古河リバーサイド倶楽部 | 西町 10 番 1 号 | | |
| ③ | 古河ゴルフリンクス | 西町 10 番 1 号 | | |
| ④ | 古河市サッカー場 | 駒ヶ崎 44 番地 1 | | |
| ⑤ | 古河市民球場 | 駒ヶ崎 19 番地 | | |
| ⑥ | 古河テニス場 | 鴻巣 1495 番地 | | |
| ⑦ | 中央運動公園（総合体育館（はなもも体育館）） | 下大野 2528 番地 | 総和 | |
| ⑧ | 中央運動公園（温水プール） | 下大野 2528 番地 | | |
| ⑨ | 中央運動公園（テニスコート） | 下大野 2528 番地 | | |
| ⑩ | 中央運動公園（陸上競技場） | 下大野 2528 番地 | | |
| ⑪ | 丘里公園野球場 | 丘里 9 番地 | | |
| ⑫ | 上大野グラウンド | 上大野 1532 番地 1 | | |
| ⑬ | 三和健康ふれあいスポーツセンター | 仁連 2042 番地 1 | 三和 | |
| ⑭ | 三和野球場 | 東山田 1808 番地 12 | | |
| ⑮ | 小堤スポーツ広場 | 小堤 227 番地 1 | 総和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|------------------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|--------|----------------------|---------------------|---------|
| ① | 古河スポーツ交流センター | H4 | 47 | 32 | 5,105 | 指定 | 指 23 | 81,910 (111,606) | 0 (112,177) | 170,900 |
| ② ③ | 古河リバーサイド倶楽部(古河ゴルフリンクス) | H3 | 50 | 33 | 4,060 | 指定 | 指 50 | 85,198 (332,122) | 89,636 (308,293) | 59,800 |
| ④ | 古河市サッカー場 | S57 | 45 | 42 | 322 | 直営 | 0 | 21,596 | 475 | 9,700 |
| ⑤ | 古河市民球場 | S60 | 45 | 39 | 838 | 直営 | 0 | 17,566 | 497 | 8,400 |
| ⑥ | 古河テニス場 | H3 | 38 | 33 | 95 | 直営 | 0 | 9,824 | 1,337 | 12,500 |
| ⑦ | 中央運動公園(総合体育館(はなもも体育館)) | S60 | 47 | 39 | 7,168 | 指定 | 正 4 | 173,016 | 33,628 | 383,600 |
| ⑨ | 中央運動公園(テニスコート) | S57 | 22 | 42 | 100 | | | | | |
| ⑩ | 中央運動公園(陸上競技場) | S63 | 45 | 36 | 1,575 | | | | | |
| ⑧ | 中央運動公園(温水プール) | H5 | 47 | 31 | 3,505 | 指定 | 指 23 | 88,483 (79,244) | 0 (78,457) | 56,800 |
| ⑪ | 丘里公園野球場 | H1 | 45 | 35 | 432 | 指定 | 0 | 5,868 | 607 | 13,300 |
| ⑫ | 上大野グラウンド | H13 | 50 | 23 | 263 | 指定 | 非 1.5 | 22,073 | 472 | 33,200 |
| ⑬ | 三和健康ふれあいスポーツセンター | H4 | 47 | 32 | 5,870 | 指定 | 指 29 | 184,800 (102,491) | 0 (102,947) | 101,100 |
| ⑭ | 三和野球場 | H4 | 45 | 32 | 589 | 指定 | 指 12 | 10,512 (7,044) | 0 (7,559) | 10,400 |
| ⑮ | 小堤スポーツ広場 | H19 | 15 | 17 | 20 | 指定 | 非 1.5 | 26,833 | 0 | 20,200 |

※支出・収入の欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

取組 中央運動公園温水プールの指定管理者公募時に総和地区のスポーツ施設全般への導入についても検討し、令和4年度から⑦⑨⑩⑪⑫⑮の施設全体について指定管理者制度による運用を開始しました。

① 古河スポーツ交流センター

古河スポーツ交流センターは、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積5,105㎡。平成4年に新耐震基準で建築した建物で、建築後32年経過しています。

開館日、開館時間は、年末年始と毎月第2月曜日（祝日に当たるときはその翌日）を除く毎日、スポーツ棟は9時から21時30分まで、宿泊研修棟は14時から翌日10時まで、研修室は9時から22時まで、食堂は7時から正午までとなっています。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は111,606千円で、指定管理料（63,900千円）のほか施設利用料金（22,037千円）、自主事業収入（24,369千円）など合計112,177千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等81,910千円を支出し、収入はありません。

施設は、研修室、宿泊室、プール、トレーニング室で構成し、各種スポーツ教室の開催のほか、スポーツ団体の自主活動で使用されており、年間約170,900人が利用していますが、約4割弱が市外からの利用者となっています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|-----|--------|---------|---------|--------|---------|
| 研修室 | 2,545 | 8.5 | トレーニング室 | 25,124 | — |
| 宿泊室 | 3,324 | 21.6 | プール | 19,754 | — |

② 古河リバーサイド倶楽部（③古河ゴルフリンクス含む）

古河リバーサイド倶楽部は、古河ゴルフリンクスとの複合施設で、鉄筋コンクリート造5階建、延床面積4,060㎡。平成3年に新耐震基準で建築した建物で、建築後33年経過しています。

開館日、開館時間は、古河リバーサイド倶楽部は、年末年始を除く毎日、9時から22時までで、施設は多目的ホールと学習室、浴室で構成し、多目的ホールは、各種団体の自主活動で使用され年間約11,000人が利用していますが、学習室の利用はほとんどありません。浴室はごゴルフ場利用者のほか、一般利用もできますが、利用実態はゴルフ場利用者の利用がほぼ100%となっています。

古河ゴルフリンクスは18ホールのゴルフ場を経営し、年中無休で開設し、日の出から日没までプレーでき、年間約49,000人が利用しています。

施設全体の管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は332,122千円で、指定管理料の支出はなく、すべて施設利用料（308,293千円）で賄っています。市は河川占用料（44,835千円）のほか施設修繕費等85,198千円を支出し、指定管理者からの指定納付金等として89,636千円の収入があります。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|------|--------|---------|------|--------|---------|
| アリーナ | 11,133 | 83.3 | ゴルフ場 | 48,574 | 97.5 |
| 学習室 | 49 | 1.4 | 浴室のみ | 8 | 2.2 |

④ 古河市サッカー場

古河市サッカー場の敷地面積は23,935 m²で、サッカー場と管理棟・トイレ棟等を設置しています。このうち、管理棟は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積234 m²、トイレ棟が2棟でコンクリートブロック造平屋建、延床面積がそれぞれ27 m²。いずれも昭和57年に新耐震基準で建築した建物で、建築後42年経過し老朽化が進んでいます。フィールドについては、令和元年度に人工芝生化工事を実施しています。

サッカー場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、9時から17時までで、管理運営は直営で行い、業務の一部を民間委託し、人件費を含む管理運営費は21,596千円となっています。利用料金等により475千円の収入があります。

サッカー場、観客スタンド、放送設備等を備えており、各種大会等で使用され、年間約9,700人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|-------|--------|---------|
| サッカー場 | 9,700 | 33.5 |

取組 令和元年度に人工芝フィールドの改修工事を実施しました。

⑤ 古河市民球場

古河市民球場の敷地面積は8,312 m²で、野球場とスタンド棟、トイレ棟で構成。スタンド棟は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積823 m²、トイレ棟は、鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積15 m²。いずれも昭和60年に新耐震基準で建築した建物で、建築後39年経過し老朽化が進んでいます。

野球場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、8時30分から21時30分までで、管理運営は直営で行い、業務の一部を民間委託し、人件費を含む管理運営費は17,566千円となっています。利用料金等により497千円の収入があります。

野球、ソフトボールができる球場で、ナイター照明、観客スタンド、放送設備等を備えており、各種大会等で使用され、年間約8,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者 | 稼働率 (%) |
|-----|-------|---------|
| 球 場 | 8,400 | 40.5 |

⑥ 古河テニス場

古河テニス場の敷地面積は8,185 m²で、テニスコート6面と管理棟、更衣室棟で構成。このうち、管理棟は、鉄骨造平屋建、延床面積65 m²。平成25年に新耐震基準で建築し、建築後11年経過しています。更衣室棟は、鉄骨造平屋建、延床面積30 m²。平成3年に新耐震基準で建築した建物で、建築後33年経過しています。人工芝の劣化が進んでいます。

テニスコートの利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、9時から19時までで、管理運営は市直営で行い、受付業務を含む日常的な管理運営を民間委託し、人件費を含む管理運営費は9,824千円（借地料も含む）となっています。施設の使用料等として1,337千円の収入があります。

スポーツ団体及び個人の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 12,500 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|--------|--------|---------|
| テニスコート | 12,500 | 81.2 |

⑦⑨⑩ 中央運動公園（総合体育館、テニスコート、陸上競技場）

総合体育館（はなもも体育館）、テニスコート、陸上競技場で構成しています。各施設の利用日・利用時間は、年末年始と毎月第2月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9時から21時までで、管理運営は市直営で行い、受付業務を含む日常的な運営を民間委託し、人件費を含む3施設の管理運営費は173,016千円となっています。施設使用料等として33,628千円の収入があります。

（総合体育館（はなもも体育館））

鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積7,168㎡。昭和60年に新耐震基準で建築した建物で、建築後39年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定避難所にもなっています。

主競技場、剣道場、柔道場、卓球場、会議室、トレーニング室で構成し、各種スポーツ教室やスポーツ団体の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約248,300人が利用しています。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|------|---------|---------|---------|
| 主競技場 | 92.1 | 卓球場 | 99.3 |
| 柔道場 | 48.5 | 会議室 | 47.4 |
| 剣道場 | 60.1 | トレーニング室 | — |

取組 令和元年度、4年度、6年度にアリーナ・卓球場・剣道場等の照明改修工事（LED化）、3年度に空調設備の改修工事を実施しました。

（テニスコート）

テニスコートの敷地面積は5,050㎡で、テニスコート6面とクラブハウスを設置。クラブハウス木造平屋建、延床面積100㎡。昭和57年に新耐震基準で建築した建物で、建築後42年経過し老朽化が進んでいます。また、人工芝等の劣化も進んでいます。トイレは令和元年度に改修工事を実施しています。

スポーツ団体及び個人の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約36,700人が利用しています。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|--------|--------|---------|
| テニスコート | 36,700 | 97.9 |

(陸上競技場)

陸上競技場の敷地面積は 22,365 m²で、スタンド棟は鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 1,575 m²。昭和 63 年に新耐震基準で建築した建物で、平成 29 年度に陸上トラック改修工事、平成 30 年度に放送設備交換を実施していますが、建築後 36 年経過し老朽化が進んでいます。

3 種公認の陸上競技場で、学校及び陸上団体及び個人の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 66,500 人が利用しています。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|-------|--------|---------|
| 陸上競技場 | 66,500 | 70.1 |

取組 令和 4 年度に芝生の改修工事を実施しました。

(その他)

そのほか、自由広場とサッカー場を設置しています。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 自由広場 | 12,438 | 22.6 | サッカー広場 | 19,690 | 9.1 |

⑧ 中央運動公園 (温水プール)

温水プールは、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 3,505 m²。平成 5 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 31 年経過し、老朽化が進んでいます。

利用日・利用時間は、年末年始と毎週月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9 時から 21 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 79,244 千円で、指定管理料（64,393 千円）のほか、施設利用料（13,007 千円）、自主事業収入など合計 78,457 千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等 88,483 千円を支出しています。市の収入はありません。

プール（一般用プール、子供用プール、ジャグジー、ウォータースライダー）、多目的室、会議室で構成し、各種スポーツ教室を行うなど、利用者の健康増進、レクリエーションの場として利用され、年間約 56,800 人が利用しています。

【利用状況】

| | |
|--------|------------|
| 年間利用者数 | 約 56,800 人 |
|--------|------------|

⑩ 丘里公園野球場

丘里公園野球場の敷地面積は 18,164 m²で、野球、ソフトボールができる球場となっており、スタンド棟は、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 432 m²。平成元年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 35 年経過し老朽化が進んでいます。

野球場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、日の出から日没まで（夜間使用時は 22 時まで）で、管理運営は市直営で行い、受付業務は民間委託し、人件費を含む管理運営費は 5,868 千円となっています。利用料金等により 607 千円の収入があります。

ナイター照明、観客スタンド、放送設備等を備えており、練習及び各種大会等で使用され、年間約 13,300 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|-----|--------|---------|
| 球場 | 13,300 | 72.3 |

取組 令和6年度にバックネットの改修工事を実施しました。

⑫ 上大野グラウンド

上大野グラウンドの敷地面積は 62,807 m²で、少年野球、ソフトボールができる球場 4 面とサブグラウンド 1 面を備え、倉庫を含む管理棟 2 棟等を設置しています。機械用倉庫及び器具庫は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 188 m²、トイレは、木造平屋建、延床面積 39 m²と鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 36 m²の 2 棟があり、いずれも新耐震基準で建築した建物で、古いもので建築後 23 年経過しています。

グラウンドの利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、日の出から日没までで、管理運営は市直営で行い、受付業務は民間委託し、人件費を含む管理運営費は 22,073 千円となっています（借地料を含む）。利用料金等により 472 千円の収入があります。

簡易な放送設備を備えており、練習及び各種大会等で使用され、年間約 33,200 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| | |
|--------|----------|
| 年間利用者数 | 33,200 人 |
|--------|----------|

⑬ 三和健康ふれあいスポーツセンター

三和健康ふれあいスポーツセンターは、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 5,870 m²。平成 4 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 32 年経過し、老朽化が進んでいます。災害時の指定避難所にもなっています。

利用日、利用時間は、年末年始と毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9 時から 21 時まで（プールは 20 時 30 分まで）で、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 102,491 千円で、指定管理料（78,733 千円）のほか、施設利用料（4,667 千円）など 102,947 千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等 184,800 千円を支出しています。市の収入はありません。

施設は、アリーナ、トレーニング室、プール、選手控室で構成し、各種スポーツ教室やスポーツ団体の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 101,100 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 部屋名 | 年間利用者数 |
|---------|--------|------|--------|
| アリーナ | 42,332 | プール | 46,301 |
| トレーニング室 | 9,482 | 選手控室 | 2,942 |

取組 令和2年度から3年度にかけて体育館アリーナの空調設備の設置工事を実施しました。
また、令和4年度から5年度にかけて温水プールの改修工事を実施しました。

⑭ 三和野球場

三和野球場の敷地面積は30,982㎡で、野球、ソフトボールができ、スタンド棟は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積589㎡。平成4年に新耐震基準で建築した建物で、建築後32年経過し、老朽化が進んでいます。

利用日・利用時間は、年末年始と毎月第3月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9時から21時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は7,044千円で、指定管理料（6,135千円）のほか、施設利用料（1,166千円）など7,559千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等10,512千円を支出しています。市の収入はありません。

ナイター照明、観客スタンド、放送設備等を備えており、練習及び各種大会等で使用され、年間約10,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|-----|--------|---------|
| 球場 | 10,400 | 18.5 |

⑮ 小堤スポーツ広場

小堤スポーツ広場の敷地面積は46,771㎡で、一般用サッカー場2面、少年用サッカー場1面、マレットゴルフ場18ホールとトイレ棟を設置。トイレ棟は鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積20㎡。平成19年に新耐震基準で建築した建物で、建築後17年経過しています。

広場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、日の出から日没までで、管理運営は市直営で行い、受付業務を民間委託し、人件費を含む管理運営費26,833千円（借地料も含む）となっています。使用料は無料としています。

各種大会等で使用され、年間約20,200人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 年間利用者数 | 稼働率 (%) |
|----------------|--------|---------|
| サッカー場・マレットゴルフ場 | 20,200 | 28.1 |

(まとめ)

市民の健康づくりや、余暇・レクリエーションの場として、また、スポーツをはじめのきっかけづくりや競技力向上のための機会を提供するスポーツ施設については今後も必要な機能ですが、十分に活用されていない施設もあります。民間活力や地域力を活用し、効果的かつ効率的な管理運営手法の検討が必要です。

上記施設の管理運営費の総額は1,385,755千円に及んでいますが、施設使用料の金額は475,705千円と、施設の管理運営費総額に占める割合は34.3%の状況です。減額・免除規定の見直しを含め、受益者負担の適正化への取組が課題となっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|-----------|--------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 【共通事項】 | | — | <p>【機能】 市民の健康づくり、余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力を向上するための場として、スポーツ施設については基本的に今後も必要です。</p> <p>【建物】 県大会等が開催できる規模・水準の施設と、市民の日常的な活動に使用する施設の位置付けを明確にし、学校の体育館や校庭の地域開放施設や、公民館等の施設に併設されているホール等、民間のスポーツジムの設置状況を勘案し、施設の配置のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 効率的かつ効果的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営方法を進める必要があります。 管理運営費総額に対する利用者負担の割合は34.3%程度であり、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について検討が必要です。</p> |
| ① | 古河スポーツ交流センター | 検討 | 検討 | <p>【機能】【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後32年経過し、地盤沈下及び施設・設備の老朽化が進んでおり、現在、温水プールを休止しています。宿泊棟を含め、今後のあり方について検討します。</p> |
| ② | 古河リバーサイド倶楽部 | 検討 | 検討 | <p>【機能】【建物】 学習室等の利用がほとんどなく、設置目的を果たしていないことから、施設を含め、今後のあり方について検討が必要です。 建物の一部をゴルフ場のクラブハウスとして使用していることから、クラブハウス機能を分離し、ゴルフ場利用者の利便性向上と施設の有効利用の検討が必要です。</p> |
| ③ | 古河ゴルフリンクス | 継続 | 検討 | <p>【建物】 上記「古河リバーサイド倶楽部」のあり方とあわせて検討します。</p> |
| ④ | 古河市サッカー場 | 継続 | 継続 | <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後42年経過しています。市内唯一のサッカー専用施設であり、継続して使用するための改修が必要です。</p> |

| | | | | |
|--------|--------------------------------------|----|----|--|
| ⑤ | 古河市民球場 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 39 年経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な改修が必要です。 |
| ⑥ | 古河テニス場 | 検討 | 検討 | 【機能】【建物】 当施設には 6 面のコートがあるほか、中央運動公園テニスコート（6 面）、北利根北公園テニスコート（4 面）、三和農村環境改善センター（2 面）、民間テニスコート（1 カ所 4 面）の設置状況を踏まえ、各施設の利用状況を精査し、統合を含めて今後のあり方の検討が必要です。 |
| ⑦ ⑩ | 中央運動公園 （総合体育館 （はなもも体育館）・陸上競技場） | 継続 | 継続 | 【機能】【建物】 総合体育館（はなもも体育館）、陸上競技場については、新耐震基準の建物であり、県レベルの競技会が開催可能なことから継続し、計画的な改修が必要です。 |
| ⑧ ⑨ | 中央運動公園 （温水プール・テニスコート） | 検討 | 検討 | 【機能】 当プールのほか、休止している古河スポーツ交流センター温水プール、三和健康ふれあいスポーツセンター温水プールに加え民間のスイミングプールが 3 カ所設置されている状況を踏まえ、利用実態や経営状況を精査するとともに、今後の改修費用や維持管理コストを分析し、今後のあり方の検討が必要です。 テニスコートについては、上記「古河テニス場」に記載のとおり検討が必要です。 |
| ⑪ | 丘里公園野球場 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 35 年経過していることから、継続使用するための改修が必要です。 |
| ⑫ | 上大野グラウンド | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 23 年経過していることから、継続使用するための改修が必要です。 |
| ⑬ | 三和健康ふれあいスポーツセンター | 継続 | 継続 | 【機能】【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過しています。継続使用するための計画的な改修が必要です。 プールについては上記「中央運動公園温水プール」に記載のとおり検討が必要です。 |
| ⑭ | 三和野球場 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過しています。継続使用するための計画的な改修が必要です。 |
| ⑮ | 小堤スポーツ広場 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 17 年経過しています。継続使用するための計画的な改修が必要です。 |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民の健康づくり、余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力を向上するための場として、スポーツ施設については基本的に継続します。
- 県大会等が開催できる規模・水準の施設と、市民の日常的な活動に使用する施設の位置付けを明確にし、学校の体育館・校庭の地域開放施設や、公民館等の施設に併設されているホール等、民間のスポーツジムの設置状況を勘案し、施設の配置のあり方について検討します。
- さらに効率的かつ効果的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営方法を進めます。既に指定管理者制度を導入している施設については、モニタリング評価を強化し、運用の適正化を図ります。
利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河スポーツ交流センター

新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過し、地盤沈下及び施設・設備の老朽化が進んでいることから、宿泊棟を含め、今後のあり方について検討します。

② 古河リバーサイド倶楽部 ③古河ゴルフリンクス

学習室等の利用がほとんどなく、設置目的を果たしていないことから、施設を含め、今後のあり方について検討します。

建物の一部をゴルフ場のクラブハウスとして使用していることから、クラブハウス機能を分離し、ゴルフ場利用者の利便性向上と施設の有効利用を検討します。

④ 古河市サッカー場

新耐震基準の建物であるものの、建築後 42 年経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑤ 古河市民球場

新耐震基準の建物であるものの、建築後 39 年経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑥ 古河テニス場 ⑨中央運動公園（テニスコート）

古河テニス場（6 面）のほか、中央運動公園テニスコート（6 面）、北利根北公園テニスコート（4 面）、三和農村環境改善センター（2 面）、民間テニスコート（1 カ所 4 面）の設置状況を踏まえ、各施設の利用状況を精査し、統合を含めて今後のあり方を検討します。

⑦⑩ 中央運動公園（総合体育館（はなもも体育館）・陸上競技場）

はなもも体育館、陸上競技場については、新耐震基準の建物であり、県レベルの競技会が開催可能なことから継続し、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑧ 中央運動公園（温水プール）

当プールのほか、休止中の古河スポーツ交流センター温水プール、三和健康ふれあいスポーツセンター温水プールに加え民間のスイミングプールが3カ所設置されています。こうした状況を踏まえ、市の3カ所のプールの利用実態や経営状況を精査するとともに、今後の改修費用や維持管理コストを分析し、今後のあり方を検討します。

⑪ 丘里公園野球場

新耐震基準の建物であるものの、建築後35年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑫ 上大野グラウンド

新耐震基準の建物であるものの、建築後23年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑬ 三和健康ふれあいスポーツセンター

新耐震基準の建物であるものの、建築後32年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑭ 三和野球場

新耐震基準の建物であるものの、建築後32年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑮ 小堤スポーツ広場

新耐震基準の建物であるものの、建築後17年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| スポーツ施設 【共通事項】 | → | | -----→ | | | |
| | 受益者負担の適正化の検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ①古河スポーツ交流センター | → | | -----→ | | | |
| | 施設のあり方検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ②古河リバーサイド倶楽部 ③古河ゴルフリンクス | → | | -----→ | | | |
| | 施設の有効活用の検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |

| | | | | |
|---|------------------------|------------------------|--|--|
| ④古河市サッカー場 ⑤古河市民球場 ⑪丘里公園野球場 ⑫上大野グラウンド ⑬三和健康ふれあい スポーツセンター ⑭三和野球場 ⑮小堤スポーツ広場 | 予防保全計画の策定 | 計画に基づく対応 | | |
| ⑥古河テニス場 ⑨中央運動公園(テニス コート) | 統合を含むあり方の 検討 | 検討結果に基づく対応 | | |
| ⑦⑩中央運動公園(総 合体育館(はなもも体 育館)・陸上競技場) | 予防保全計画の策定 管理運営手法の検討 | 計画に基づく対応 検討結果に基づく対応 | | |
| ①古河スポーツ交流 センター(プール) ⑧中央運動公園(温水 プール) ⑬三和健康ふれあい スポーツセンター(プ ール) | プールのあり方検討 | 検討結果に基づく対応 | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河スポーツ交流センター | 980,600 | 70,367 | |
| ② 古河リバーサイド倶楽部 | 772,000 | 44,713 | |
| ③ 古河ゴルフリンクス | 40,000 | | |
| ④ 古河市サッカー場 | 46,800 | 6,124 | |
| ⑤ 古河市民球場 | 164,600 | 9,294 | |
| ⑥ 古河テニス場 | — | 5,431 | |

| | | | |
|-------------------------------|-----------|---------|--|
| ⑦ 中央運動公園 (総合体育館 (はなもも体育館)) | 1,433,600 | 117,758 | |
| ⑨ 中央運動公園 (テニスコート) | 20,000 | | |
| ⑩ 中央運動公園 (陸上競技場) | 315,000 | | |
| ⑧ 中央運動公園 (温水プール) | 701,000 | 71,557 | |
| ⑪ 丘里公園野球場 | — | 3,556 | |
| ⑫ 上大野グラウンド | — | 5,912 | |
| ⑬ 三和健康ふれあいスポーツセンター | 1,174,000 | 128,341 | |
| ⑭ 三和野球場 | 117,800 | 7,915 | |
| ⑮ 小堤スポーツ広場 | — | 5,966 | |

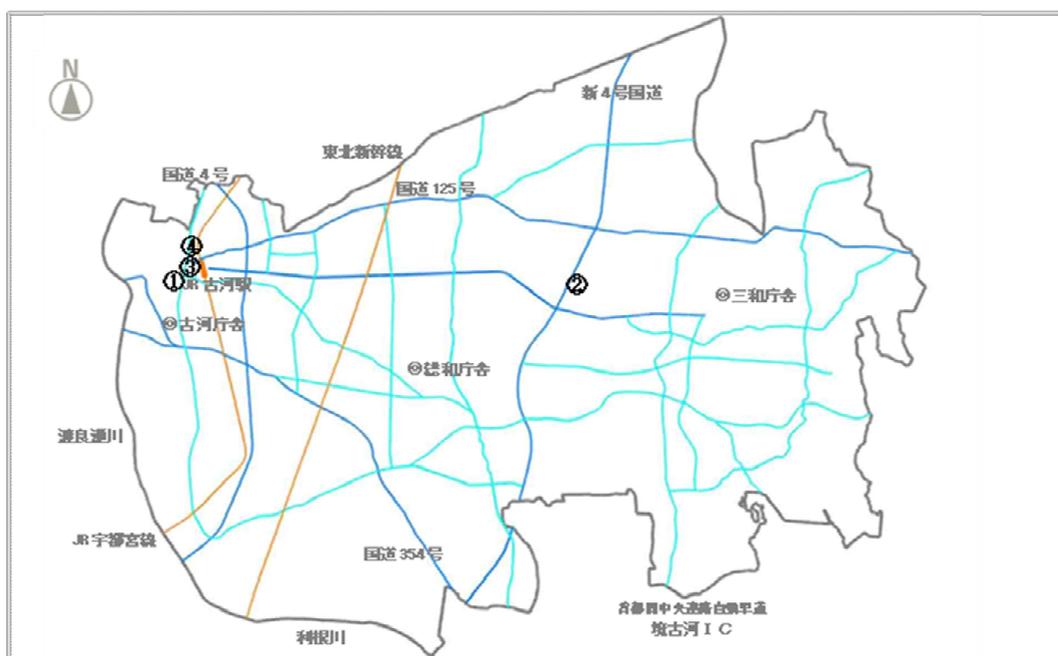
イ 地域振興施設

交流の場を創出し、地域の活性化、産業・観光の振興を図るため、4施設を設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|-------------|-------------|-----|-------|
| ① | お休み処坂長 | 中央町三丁目1番39号 | 古河 | 商工観光課 |
| ② | 道の駅まくらがの里こが | 大和田2623番地 | 三和 | |
| ③ | 酒井蔵 | 本町一丁目3番37号 | 古河 | |
| ④ | 富岡蔵 | 本町一丁目3番40号 | | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|-------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| ① | お休み処坂長 | 江戸期 | - | - | 551 | 指定管理 | 指3 | 15,442 (21,332) | 0 (20,861) | 5,100 |
| ② | 道の駅まくらがの里こが | H25 | 38 | 11 | 2,288 | 指定管理 | 指70 | 19,614 (1,008,925) | 18,247 (1,030,571) | 1,112,200 |
| ③ | 酒井蔵 | T2 | - | - | 219 | 直営管理 | - | - | - | - |
| ④ | 富岡蔵 | M39 | - | - | 121 | 直営管理 | - | - | - | - |

※支出・収入欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① お休み処坂長

お休み処坂長は、江戸時代から大正時代にかけて建築された国の登録有形文化財に指定されている歴史的有形建造物であり、交流の場を創出し、地域活性化並びに産業・観光の振興を図ることを目的として設置しています。建物は、木造平屋建・2階建、延床面積 551 m²。平成 24 年に施設改修に合わせ、耐震工事を実施しています。

営業日・営業時間は、年末年始を除く毎日、9時から22時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は21,332千円で、指定管理料(9,560千円)のほか施設の利用料金(543千円)、自主及び提案(物販・飲食)事業収入を含め合計20,861千円の収入があります。市は、指定管理料のほか人件費を含め15,442千円を支出しており、収入はありません。

施設は、主屋の他5つの蔵で構成しており、貸館、物販、飲食及び資料館など複合的な機能を持ち、各種イベント・講座・シェアスペースなどの自主事業が行われ、年間の利用者は約5,100人となっています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|--------|---------|---------|---------|
| 袖蔵 | 13 | 和室 10 畳 | 18 |
| 石蔵 | 8 | 和室併用 | 6 |
| 和室 6 畳 | 24 | | |

② 道の駅まくらがの里こが

道の駅まくらがの里こがは、鉄骨造平屋建、延床面積 2,288 m²。平成 25 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 11 年経過しています。

営業日は年中無休で、営業時間は9時から20時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は1,008,925千円で、施設の利用料金(14,166千円)のほか事業収入により合計1,030,571千円の収入があります。指定管理料はありません。

市は、全国・関東・茨城県道の駅関係連絡会の負担金や保険料、駐車場拡張に向けた設計委託料等として19,614千円を支出し、指定管理者からの納入金として18,247千円の収入があります。

施設は農産物などの直売所、カフェ・ベーカリー、フードコート、コンビニエンスストア、会議室などで構成し、一般の買物客や道路利用者、サークル活動を行う団体等に利用され、年間約111万人が利用しています。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-------|---------|-----|---------|
| 会議室 | 16 | 大屋根 | 31 |
| 雪華ドーム | 6 | 屋外 | 15 |

取組 令和元年度から2年度にかけて駐車場の拡張工事を実施しました。

③ 酒井蔵 ④ 富岡蔵

酒井蔵は平成 20 年度に所有者から敷地 (591 m²) 及び建物を、また、富岡蔵は平成 25 年に鍛冶町通りの拡張工事に合わせ所有者から建物の寄附を受け、運営している施設です。

このうち、酒井蔵は、石造2階建、延床面積219㎡で、大正時代に建築された歴史的建造物です。平成22年に耐震工事を実施しています。

富岡蔵は、木造2階建、延床面積121㎡で、明治時代に建築された歴史的建造物で、曳家により現在の位置へ移設しました。平成26年度に耐震補強工事を実施しています。

いずれも、イベント等にスポット活用（4回）していますが、年間を通じた利用には至っていません。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|-----------|-------------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | お休み処坂長 | 継続 | 継続 | <p>【機能】 国の登録有形文化財に指定され、地域の活性化、産業・観光振興の拠点のひとつとなっていることから、今後も必要な施設として機能を継続します。</p> <p>【建物】 歴史的建造物であり、継続して保存・活用するためには定期的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 指定管理者による運営を継続するものの、業務仕様書の検証やモニタリング評価を徹底し、さらに効率的かつ効果的な運営が必要です。</p> |
| ② | 道の駅まくらがの里こが | 継続 | 継続 | <p>【機能】 古河市における農産物、地域の特産品の販売等を通じて地域情報を発信し、産業の振興、地域の活性化、雇用の場の創出につながっており、今後も必要な施設として機能を継続します。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後11年経過しています。将来にわたって継続使用するため、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 指定管理者が安定した経営を行い、収益の一部を納入金として市に納付しています。</p> |
| ③ ④ | 酒井蔵 富岡蔵 | 検討 | 継続 | <p>【機能】【施設】【管理運営】 歴史的建造物であり、保存・活用するためには定期的な改修が必要です。蔵の保存活用による地域の活性化を図ることを目的にしていますが、利用実態が年間数回にとどまっております。改めて、観光資源としての有効な活用方法について早急な検討が必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① お休み処坂長

地域の活性化、産業・観光振興の拠点のひとつとなっていることから継続します。

施設は、歴史的建造物であり、保存・活用するためには定期的に改修が必要です。

管理運営は、施設管理及び貸館の他、指定管理者からの提案により物販、飲食などの事業を行うこととしており、民間のノウハウを活かした経営が必要なことから、今後も業務仕様書を精査するとともにモニタリング評価の強化を図り、指定管理者制度による運営を継続します。

② 道の駅まくらがの里こが

道路利用者のための「休憩機能（トイレ、駐車場等）」、「情報発信機能（情報コーナー）」のほか、「地域の連携機能（物産販売、飲食コーナー等）」の3つの機能を併せ持つ施設で、国土交通省の登録を受けたものが「道の駅」とされています。「道の駅まくらがの里こが」は、道の駅として、古河市の農産物、地域の特産品の販売や地域情報の発信を通して、産業の振興、地域の活性化、雇用の場の創出につながっていることから継続します。

施設については、新耐震基準の建物であり、建築後11年経過しています。将来にわたって継続使用するため、予防保全を含む計画的改修を行い、長寿命化を図ります。

道の駅の設置については、国土交通省が定める規定により、原則として市町村又は市町村に代わりうる公的な団体でなければ設置できないことから、今後も、業務仕様書の精査とモニタリング評価の強化を図り、指定管理者制度による運営を継続します。

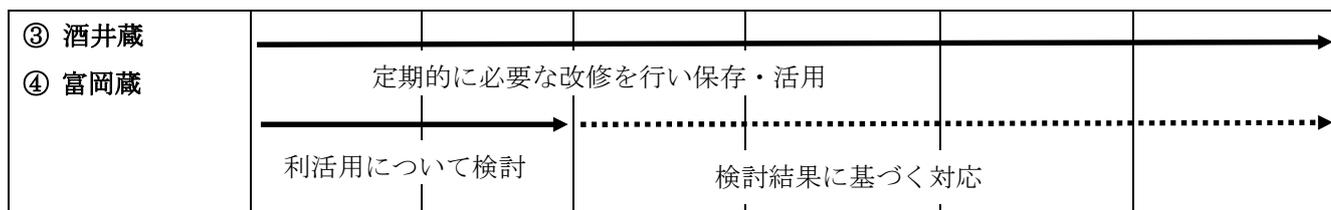
③ 酒井蔵 ④ 富岡蔵

施設については、歴史的建造物であり、保存・活用するためには定期的な改修が必要です。

管理運営については、蔵を保存活用しながら地域の活性化を図ることを目的にしていますが、利用実態が年間数回にとどまっております。改めて、観光資源としての有効な活用方法について検討します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|--------------|---|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ①お休み処坂長 | <p>定期的に必要な改修を行い保存・活用、指定管理者制度の運営</p> | | | | | |
| ②道の駅まくらがの里こが | <p>予防保全計画の策定</p> <p>計画に基づく対応</p> <p>道の駅ルールに基づき、継続運用</p> | | | | | |



● **概算事業費**

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|---------------|---------------------|-----------------|----|
| ① お休み処坂長 | — | 8,486 | |
| ② 道の駅まくらがの里こが | 0 | 44 | |
| ③ 酒井蔵 | — | 0 | |
| ④ 富岡蔵 | — | 0 | |

(4) 産業系施設

市内に在住又は在勤する満15歳以上35歳未満の勤労青少年の保護及び健全な育成並びに福祉の増進を図り、労働生産性の向上に資することを目的に勤労青少年ホームを、また、市内に在住する女性労働者及び勤労者家庭の女性の教養の向上と福祉の増進を図ることを目的に働く女性の家を、複合施設として設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|------------------------------|---------|-----|-------|
| ① | 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館） | 北利根10番地 | 総和 | 商工観光課 |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|------------------------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|--------|--------------------|---------------|---------|
| ① | 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館） | S51 | 50 | 48 | 1,288 | 指定管理 | 委3 | 22,406 (15,418) | 0 (16,073) | 25,900 |

※支出・収入の欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）

勤労青少年ホーム及び働く女性の家は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は1,288㎡。昭和51年に建築した新耐震基準以前の建物で、建築後48年経過し老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、8時30分から22時までで、管理運営は指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は15,418千円で、指定管理料（15,840千円）のほか、利用料金（174千円）、その他（59千円）など合計16,073千円の収入があります。

市の支出額は、指定管理料（15,840千円）のほか修繕料として約400千円、保険料10千円、使用料119千円、職員人件費として約6,037千円、合計22,406千円となっています。

施設は、音楽室、茶室、会議室Ⅰ、会議室Ⅱ、工作室、和室、調理室、体育室、娯楽室、その他（ロビー、図書室）などで構成し、講習会（サマクラフト、ベビーリトミック、フラワーアレンジなど38回・約500人）や、軽運動（ベリーダンス、リンパドレナージュ、フラメンコなど50回・約650人）、サークル館祭り（地元中学校吹奏楽部の演奏や作品展示等・約600人）、青少年の就労相談（210人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約25,900人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|------|---------|-----|---------|
| 音楽室 | 45 | 工作室 | 43 |
| 茶室 | 15 | 和室 | 42 |
| 会議室Ⅰ | 9 | 調理室 | 7 |
| 会議室Ⅱ | 19 | 体育室 | 45 |
| 娯楽室 | 75 | | |

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|------------------------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館） | 集約 | 廃止 | <p>【機能】【建物】</p> <p>当館で実施する講座等は、公民館等での講座と類似しており、また、市民の自主的なサークル活動の場は他の施設でも提供しています。</p> <p>就労相談についても、他所において同様に受けることができます。</p> <p>建物については、新耐震基準以前の建物であり、建築後48年経過し、老朽化が進んでいます。</p> <p>以上のことから、周辺の中央公民館、さくら公民館、ふれあい公民館とあわせて総和地域交流センターへ集約します。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）

周辺の公民館（中央公民館、さくら公民館、ふれあい公民館）とあわせて総和地域交流センターへ集約します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館） | 機能移転 | 協議結果に基づき対応 | | | | |

● 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|--------------------------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館） | 0 | 16,445 | |

(5) 学校教育施設

ア 学校

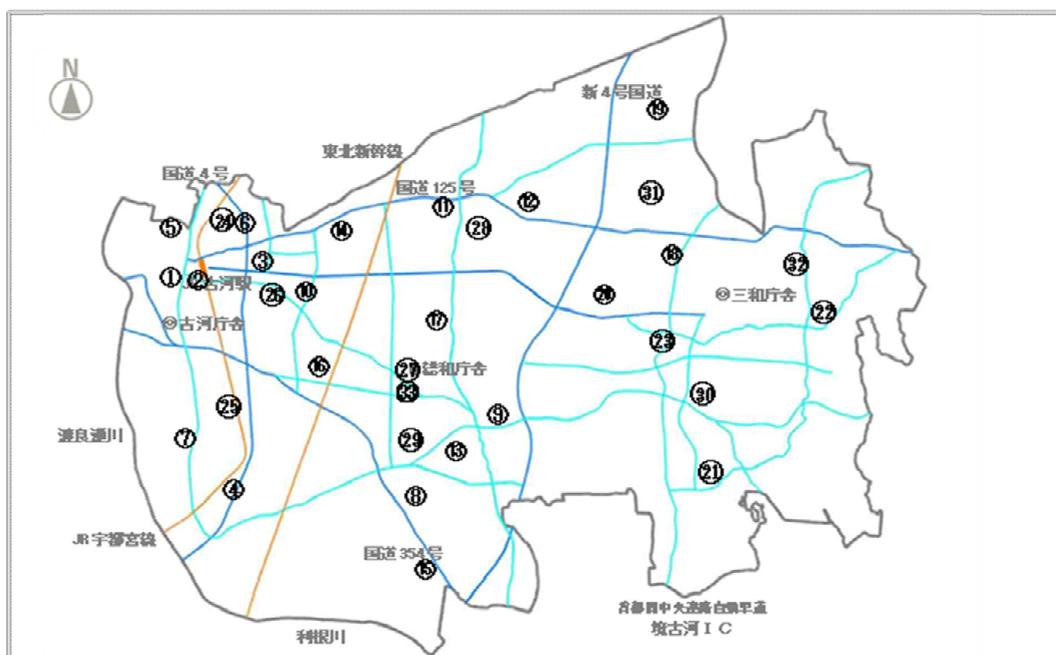
学校教育法に基づく、小学校 23 校（古河地区 7 校、総和地区 10 校、三和地区 6 校）及び中学校 9 校（各地区 3 校）の合計 32 校とセミナーハウスを設置しています。

○ 小中学校

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|---------|------------------|-----|------------------|
| ① | 古河第一小学校 | 中央町三丁目 10 番 1 号 | 古河 | 学校教育施設課 教育総務課 |
| ② | 古河第二小学校 | 本町二丁目 10 番 45 号 | | |
| ③ | 古河第三小学校 | 旭町一丁目 18 番 4 号 | | |
| ④ | 古河第四小学校 | 中田 1221 番地 | | |
| ⑤ | 古河第五小学校 | 横山町三丁目 13 番 27 号 | | |
| ⑥ | 古河第六小学校 | 北町 16 番 47 号 | | |
| ⑦ | 古河第七小学校 | 三和 176 番地 1 | | |
| ⑧ | 釈迦小学校 | 釈迦 271 番地 | 総和 | |
| ⑨ | 下大野小学校 | 下大野 734 番地 2 | | |
| ⑩ | 上辺見小学校 | 上辺見 1164 番地 | | |
| ⑪ | 小堤小学校 | 小堤 1815 番地 1 | | |
| ⑫ | 上大野小学校 | 上大野 1425 番地 | | |
| ⑬ | 駒羽根小学校 | 駒羽根 1364 番地 | | |
| ⑭ | 西牛谷小学校 | 西牛谷 650 番地 | | |
| ⑮ | 水海小学校 | 水海 542 番地 1 | | |
| ⑯ | 下辺見小学校 | 下辺見 2400 番地 | | |
| ⑰ | 中央小学校 | 下大野 1573 番地 20 | | |
| ⑱ | 諸川小学校 | 諸川 1097 番地 | 三和 | |
| ⑲ | 大和田小学校 | 大和田 822 番地 | | |
| ⑳ | 駒込小学校 | 駒込 899 番地 3 | | |
| ㉑ | 八俣小学校 | 東山田 1814 番地 | | |
| ㉒ | 名崎小学校 | 尾崎 4200 番地 | | |
| ㉓ | 仁連小学校 | 仁連 607 番地 | | |
| ㉔ | 古河第一中学校 | 常盤町 11 番 26 号 | 古河 | |
| ㉕ | 古河第二中学校 | 鴻巣 780 番地 | | |
| ㉖ | 古河第三中学校 | 下山町 9 番 5 号 | | |
| ㉗ | 総和中学校 | 女沼 290 番地 1 | 総和 | |
| ㉘ | 総和北中学校 | 小堤 1775 番地 | | |
| ㉙ | 総和南中学校 | 磯部 1773 番地 | | |
| ㉚ | 三和中学校 | 東山田 472 番地 | 三和 | |
| ㉛ | 三和北中学校 | 諸川 1995 番地 | | |
| ㉜ | 三和東中学校 | 尾崎 4515 番地 | | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 教職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 児童・生徒数(人) |
|--------|---------|------------|-----------|----------|-----------------------|------|---------|--------|--------|-----------|
| ① | 古河第一小学校 | H27 H28 | 47 47 | 9 8 | 6,573 | 直営管理 | 県 24 | 29,960 | 0 | 315 |
| ② | 古河第二小学校 | H17 H28 | 47 47 | 19 8 | 6,679 | | 県 29 | 46,396 | 0 | 440 |
| ③ | 古河第三小学校 | S52 S58 | 47 47 | 47 41 | 5,225 | | 県 25 | 24,616 | 0 | 309 |
| ④ | 古河第四小学校 | S54 H14 | 47 47 | 45 21 | 6,529 | | 県 30 | 31,190 | 0 | 480 |
| ⑤ | 古河第五小学校 | S57 S59 | 47 47 | 42 40 | 4,181 | | 県 14 | 23,615 | 0 | 117 |
| ⑥ | 古河第六小学校 | H24 H25 | 47 47 | 12 11 | 6,848 | | 県 29 | 28,384 | 0 | 499 |
| ⑦ | 古河第七小学校 | S57 S58 | 47 47 | 42 41 | 5,757 | | 県 33 | 29,001 | 0 | 548 |
| ⑧ | 釈迦小学校 | S46 S55 | 47 47 | 53 44 | 4,585 | | 県 14 | 22,789 | 0 | 109 |
| ⑨ | 下大野小学校 | S51 S54 | 47 47 | 48 45 | 4,932 | | 県 23 | 22,863 | 0 | 336 |
| ⑩ | 上辺見小学校 | S48 S54 | 47 47 | 51 45 | 4,406 | | 県 25 | 25,438 | 0 | 338 |
| ⑪ | 小堤小学校 | S52 S53 | 47 47 | 47 46 | 5,685 | | 県 14 | 21,705 | 0 | 211 |
| ⑫ | 上大野小学校 | S53 S55 | 47 47 | 46 44 | 3,857 | | 県 15 | 25,148 | 0 | 95 |
| ⑬ | 駒羽根小学校 | S50 S53 | 47 47 | 49 46 | 4,657 | | 県 22 | 18,926 | 0 | 289 |
| ⑭ | 西牛谷小学校 | S54 S54 | 47 47 | 45 45 | 4,296 | | 県 21 | 19,869 | 0 | 245 |
| ⑮ | 水海小学校 | S56 S58 | 47 47 | 43 41 | 4,477 | | 県 16 | 21,435 | 0 | 194 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---------|------------|----------|----------|-------|--|------|--------|---|-----|
| ⑯ | 下辺見小学校 | S57 S59 | 47 47 | 42 40 | 4,896 | | 県 23 | 20,062 | 0 | 362 |
| ⑰ | 中央小学校 | S61 S61 | 47 47 | 38 38 | 5,632 | | 県 35 | 20,394 | 0 | 480 |
| ⑱ | 諸川小学校 | S50 S53 | 47 47 | 49 46 | 5,917 | | 県 34 | 24,170 | 0 | 499 |
| ⑲ | 大和田小学校 | S58 S54 | 47 47 | 41 45 | 3,148 | | 県 13 | 19,611 | 0 | 79 |
| ⑳ | 駒込小学校 | S57 S54 | 47 47 | 42 45 | 3,657 | | 県 13 | 21,219 | 0 | 109 |
| ㉑ | 八俣小学校 | S53 S51 | 47 47 | 46 48 | 5,951 | | 県 26 | 21,292 | 0 | 415 |
| ㉒ | 名崎小学校 | S56 S53 | 47 47 | 43 46 | 6,055 | | 県 30 | 22,731 | 0 | 438 |
| ㉓ | 仁連小学校 | S59 S59 | 47 47 | 40 40 | 5,500 | | 県 17 | 23,342 | 0 | 227 |
| ㉔ | 古河第一中学校 | S48 S47 | 47 47 | 51 52 | 9,049 | | 県 33 | 33,025 | 0 | 432 |
| ㉕ | 古河第二中学校 | S61 S56 | 47 47 | 38 43 | 9,662 | | 県 45 | 37,558 | 0 | 571 |
| ㉖ | 古河第三中学校 | S59 S59 | 47 47 | 40 40 | 7,168 | | 県 30 | 33,269 | 0 | 357 |
| ㉗ | 総和中学校 | H20 H8 | 47 47 | 16 28 | 9,720 | | 県 40 | 35,554 | 0 | 554 |
| ㉘ | 総和北中学校 | S53 S54 | 47 47 | 46 45 | 6,746 | | 県 24 | 36,045 | 0 | 264 |
| ㉙ | 総和南中学校 | S56 S57 | 47 47 | 43 42 | 7,688 | | 県 33 | 32,103 | 0 | 451 |
| ㉚ | 三和中学校 | H1 H1 | 47 47 | 35 35 | 9,416 | | 県 29 | 33,395 | 0 | 339 |
| ㉛ | 三和北中学校 | S60 S60 | 47 47 | 39 39 | 8,153 | | 県 28 | 43,397 | 0 | 351 |
| ㉜ | 三和東中学校 | S62 S62 | 47 47 | 37 37 | 7,877 | | 県 23 | 33,470 | 0 | 206 |

※1 「建築年」「法定耐用年数」「経過年数」の上段は「校舎」、下段は「体育館」の建築年を記載。

なお、校舎が複数の棟によって構成されている場合は、延床面積が最も大きい主要建物の建築年を記載。

※2 耐用年数は、文部科学省告示の「処分制限期間」ではなく、財務省令に基づく「減価償却資産の耐用年数」による。

※3 延床面積は、原則として建物全体の面積を記載

※4 支出額については、平成30年度の管理運営費（施設の管理運営に係る人件費相当額含む。教職員等の人件費は除く。）

※5 児童・生徒数については、平成30年度学校基本調査（平成30年5月1日現在）の実績。

小中学校は、原則、土日祝日、夏季・冬季・春季における休業日を除き、毎日授業を実施しています。

学校の校舎・体育館は、耐震補強工事の実施を含め全て耐震対策を講じていますが、小学校73棟、中学校36棟の計109棟のうち、建築後30年を経過している校舎等が、小学校56棟（76.7%）、中学校34棟（94.4%）あり、全体的に老朽化が進んでいます。

小中学校の校舎トイレの洋式化率は、令和元年度で100%となっています。また、エアコンは、全小中学校の普通教室、特別教室、保健室、校長室、職員室に設置しています。このほか、全小中学校には25mプールを設置していましたが、老朽化に伴い、一部使用できない学校については、市内温水プールを利用しています。各校のプールの使用期間は、概ね6月中旬から7月中旬までで、年間約30日間となっています。

学校の管理運営は直営で、主な支出内容は、光熱水費や修繕料となっています。学校の教職

員と事務職員は県費負担で、用務職員は市費負担です。

各学校とも義務小中学校としての授業で普通教室・特別教室・体育館・グラウンドを使用していますが、学校の運営に支障のない範囲で体育館・グラウンドの地域開放を行っています。また、すべての学校が指定緊急避難場所（地震）に指定されており、一部の学校が指定緊急避難場所（洪水）や指定避難所に指定されています。

① 古河第一小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は5,050㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は1,321㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など202㎡となっています。

校舎は平成27年に、体育館は平成28年に、それぞれ新耐震基準で建築した建物で、建築後、校舎は9年、体育館は8年経過しています。

児童数は、平成18年の合併時に403人でしたが、平成30年度には315人に減少しており、令和7年度には308人程度まで減少する見込みです。

部屋数は38室あり、このうち、普通教室17室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室12室を使用し、人件費（施設管理に係る人件費に限る。以下同様）を含む管理運営費は29,960千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 | |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 403 | 315 | 308 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 16（4） | 17（4） | 16（4） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 8 | 5 | | 5 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 1 | 3 | | 3 |
| | 教育相談室 | 0 | 2 | | 2 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 14 | 7 | 8 | | |
| 合計 | 43 | 38 | 38 | | |

② 古河第二小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,197㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は1,272㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など210㎡となっています。

校舎は平成17年に、体育館は平成28年に、それぞれ新耐震基準で建築した建物で、建築後、校舎は19年、体育館は8年経過しています。

児童数は、平成18年の合併時に491人でしたが、平成30年度には440人に減少しており、令和7年度には315人程度まで減少する見込みです。

部屋数は35室あり、このうち、普通教室18室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は46,396千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 児童数（人） | 4 9 1 | 4 4 0 | 3 1 5 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 1 8（2） | 1 8（4） | 1 4（4） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 5 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 1 | |
| | 特別活動室 | 1 | 0 | |
| | 教育相談室 | 2 | 0 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 5 | 9 | 1 3 | |
| 合計 | 3 5 | 3 5 | 3 5 | |

③ 古河第三小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 4,149 m²。体育館は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積は 876 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 200 m²となっています。

校舎は昭和 52 年に建築した新耐震基準以前の建物であり、平成 22 年に耐震補強工事を行っていますが、建築後 47 年経過し老朽化が進んでいます。体育館は昭和 58 年に新耐震基準で建築していますが、建築後 41 年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成 18 年の合併時に 379 人、平成 30 年度には 309 人に減少していましたが、令和 7 年度には 393 人程度まで増加する見込みです。

部屋数は 35 室あり、このうち、普通教室 16 室（特別支援学級 4 室を含む）、図書室などの特別教室 9 室を使用し、人件費を含む管理運営費は 24,616 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 児童数（人） | 3 7 9 | 3 0 9 | 3 9 3 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 1 5（3） | 1 6（4） | 1 6（4） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 6 | 6 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 0 | 0 | |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 9 | 8 | 8 | |
| 合計 | 3 5 | 3 5 | 3 5 | |

取組 令和 3 年度に校舎の外壁改修工事、5 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

④ 古河第四小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は5,314㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は1,215㎡となっています。

校舎は昭和54年に建築した新耐震基準以前の建物であり、平成13年に耐震補強工事を実施しておりますが、建築後45年経過し老朽化が進んでいます。

体育館は平成14年に、新耐震基準で建築した建物で、建築後21年経過しています。

児童数は、平成18年の合併時に609人でしたが、平成30年度には480人に減少しており、令和7年度には381人程度まで減少する見込みです。

部屋数は48室あり、このうち、普通教室18室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室15室を使用しているほか、校舎の一部（3室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は31,190千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|
| 児童数（人） | 609 | 480 | 381 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 22（4） | 18（4） | 16（4） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 6 | 5 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 1 | |
| | 特別活動室 | 1 | 8 | |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 14 | 13 | 15 | |
| 合計 | 48 | 48 | 48 | |

取組 令和6年度に体育館の照明改修工事（LED化）を実施しました。

⑤ 古河第五小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,197㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は877㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など107㎡となっています。

校舎は昭和57年に、体育館は昭和59年に、いずれも新耐震基準で建築した建物ですが、建築後、校舎は42年、体育館は40年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に159人でしたが、平成30年度には117人に減少しており、令和7年度には103人程度まで減少する見込みです。

部屋数は27室あり、このうち、普通教室8室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室10室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は23,615千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 1 5 9 | 1 1 7 | 1 0 3 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 9（2） | 8（2） | 8（2） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 6 | | 6 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 1 | | 1 |
| | 特別活動室 | 0 | 2 | | 2 |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | | 1 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 8 | 7 | 7 | | |
| 合計 | 2 7 | 2 7 | 2 7 | | |

【取組】 令和 5 年度に校舎の外壁改修工事を実施しました。

6 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）、屋根改修工事を実施しました。

⑥ 古河第六小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 5,594 m²。体育館は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積は 1,133 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 121 m²となっています。

校舎は平成 24 年、体育館は平成 25 年に、いずれも新耐震基準で建築した建物で、建築後、校舎は 12 年、体育館は 11 年経過しています。

児童数は、平成 18 年の合併時に 646 人でしたが、平成 30 年度には 499 人に減少しており、令和 7 年度には 400 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 44 室あり、このうち、普通教室 21 室（特別支援学級 4 室を含む）、図書室などの特別教室 13 室を使用しています。人件費を含む管理運営費は 28,384 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 6 4 6 | 4 9 9 | 4 0 0 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 2 2（3） | 2 1（4） | 1 6（4） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 5 | | 5 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 0 | 3 | | 3 |
| | 教育相談室 | 0 | 3 | | 3 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 1 7 | 8 | 1 3 | | |
| 合計 | 4 8 | 4 4 | 4 4 | | |

⑦ 古河第七小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,788㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は873㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など96㎡となっています。

校舎は昭和57年、体育館は昭和58年に、いずれも新耐震基準で建築した建物で、平成24年に南校舎の耐震補強工事、平成29年に校舎防水工事を実施していますが、建築後、校舎は42年、体育館は41年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に514人、平成30年度には548人に増加していましたが、令和7年度には466人程度まで減少する見込みです。

部屋数は40室あり、このうち、普通教室24室（特別支援学級6室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しています。人件費を含む管理運営費は29,001千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 | |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 514 | 548 | 466 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 19（3） | 24（6） | 20（6） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 5 | | 5 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 1 | 0 | | 0 |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | | 0 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 11 | 7 | 11 | | |
| 合計 | 40 | 40 | 40 | | |

取組 令和元年度に体育館の照明改修工事（LED化）を実施しました。

⑧ 釈迦小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,476㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は878㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など231㎡となっています。

校舎は昭和46年、体育館は昭和55年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、平成22年に校舎、平成25年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築後、校舎が53年、体育館が44年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に159人、平成30年度には109人に減少していましたが、令和7年度には121人程度まで増加する見込みです。

部屋数は22室あり、このうち、普通教室10室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は22,789千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 1 5 9 | 1 0 9 | 1 2 1 | 令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 9（2） | 1 0（4） | 1 0（4） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 4 | 5 | | 5 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 1 | 0 | | 0 |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | | 0 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 4 | 3 | 3 | | |
| 合計 | 2 2 | 2 2 | 2 2 | | |

⑨ 下大野小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 3,835 m²。体育館は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 884 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 213 m²となっています。

校舎は昭和 51 年、体育館は昭和 54 年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、平成 22 年に校舎、平成 26 年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築後、校舎が 48 年、体育館が 45 年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成 18 年の合併時に 363 人でしたが、平成 30 年度には 336 人に減少しており、令和 7 年度には 264 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 33 室あり、このうち、普通教室 17 室（特別支援学級 5 室を含む）、図書室などの特別教室 6 室を使用しているほか、校舎の一部（1 室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は 22,863 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 3 6 3 | 3 3 6 | 2 6 4 | 令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 1 5（3） | 1 7（5） | 1 5（5） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 4 | | 4 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 0 | 0 | | 0 |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | | 0 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 9 | 8 | 1 0 | | |
| 合計 | 3 3 | 3 3 | 3 3 | | |

取組 令和 2 年度に校舎の屋上防水改修工事、3 年度に校舎増築棟の外壁改修工事を実施しました。

⑩ 上辺見小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,404㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積879㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など123㎡となっています。

校舎は昭和48年、体育館は昭和54年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、平成21年に校舎、平成22年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築後、校舎が51年、体育館が45年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に363人、平成30年度に338人に減少していましたが、令和7年度には440人程度まで増加する見込みです。

部屋数は33室あり、このうち、普通教室17室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は25,438千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 | |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 363 | 338 | 440 | 令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 16（4） | 17（5） | 17（5） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 4 | | 4 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 1 | | 1 |
| | 特別活動室 | 0 | 2 | | 2 |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | | 0 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 8 | 7 | 7 | | |
| 合計 | 33 | 33 | 33 | | |

取組 令和元年度に校舎の屋上防水改修工事、2年度に校舎（北面・西面）及び体育館の外壁改修工事、6年度に体育館の照明改修工事（LED化）を実施しました。

⑪ 小堤小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,674㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積879㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など132㎡となっています。

校舎は昭和52年、体育館は昭和53年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、平成22年に校舎、平成25年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築後、校舎が47年、体育館が46年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に291人でしたが、平成30年度に211人に減少しており、令和7年度には175人程度まで減少する見込みです。

部屋数は36室あり、このうち、普通教室9室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は21,705千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|------------------------------------|----|
| 児童数（人） | 291 | 211 | 175 | 令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 14（3） | 9（3） | 9（3） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 4 | 4 | | 4 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 1 | 10 | | 10 |
| | 教育相談室 | 2 | 1 | | 1 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 11 | 8 | 8 | | |
| 合計 | 36 | 36 | 36 | | |

⑫ 上大野小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,947㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積788㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など122㎡となっています。

校舎は昭和53年に建築した新耐震基準以前の建物であり、平成24年に耐震補強工事を実施していますが、建築後46年経過し老朽化が進んでいます。体育館は昭和55年に建築した新耐震基準以前の建物であり、平成16年に耐震診断を行い、耐震基準を満たしている判定を受けておりますが、建築後44年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に117人でしたが、平成30年度に95人に減少しており、令和7年度には45人程度まで減少する見込みです。

部屋数は24室あり、このうち、普通教室9室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は25,148千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 117 | 95 | 45 | 令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 8（2） | 9（3） | 9（3） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 4 | 4 | | 4 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 1 | 0 | | 0 |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | | 0 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 7 | 7 | 7 | | |
| 合計 | 24 | 24 | 24 | | |

⑬ 駒羽根小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,629㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積877㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など151㎡となっています。

校舎は昭和50年に、体育館は昭和53年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、校舎は平成23年に北校舎、平成24年に南校舎を、体育館は平成26年に耐震補強工事を実施していますが、建築後、校舎は49年、体育館は46年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に278人、平成30年度に289人に増加していましたが、令和7年度には202人程度まで減少する見込みです。

部屋数は30室あり、このうち、普通教室15室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室8室を使用しています。人件費を含む管理運営費は18,926千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|
| 児童数（人） | 278 | 289 | 202 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 11（1） | 15（4） | 10（4） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 4 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 0 | 2 | |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 10 | 5 | 10 | |
| 合計 | 30 | 30 | 30 | |

取組 令和5年度に南校舎の屋上防水改修工事を実施しました。

⑭ 西牛谷小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,297㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積877㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など122㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和54年に新耐震基準以前に建築した建物であり、校舎は平成26年に、体育館は平成24年に耐震補強工事を実施していますが、建築後45年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に230人、平成30年度に245人に増加しており、令和7年度には282人程度まで増加する見込みです。

部屋数は27室あり、このうち、普通教室14室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は19,869千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--|---|
| 児童数（人） | 230 | 245 | 282 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は 特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 9（1） | 14（4） | 15（4） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 4 | | 4 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 0 | 0 | | 0 |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | | 0 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 9 | 5 | 4 | | |
| 合計 | 27 | 27 | 27 | | |

⑮ 水海小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,415㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積864㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など198㎡となっています。

校舎は昭和56年に新耐震基準以前に建築した建物であるものの、平成26年に耐震補強工事を実施しています。体育館は昭和58年に新耐震基準で建築しています。建築後、校舎は43年、体育館は41年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に225人でしたが、平成30年度に194人に減少しており、令和7年度には178人程度まで減少する見込みです。

部屋数は30室あり、このうち、普通教室9室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室10室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は21,435千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--|---|
| 児童数（人） | 225 | 194 | 178 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は 特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 9（2） | 9（3） | 9（3） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 5 | | 5 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 0 | 2 | | 2 |
| | 教育相談室 | 0 | 1 | | 1 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 12 | 9 | 9 | | |
| 合計 | 30 | 30 | 30 | | |

取組 令和元年度に体育館の外壁改修工事、5年度に照明改修工事（LED化）を実施しました。

⑩ 下辺見小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,865㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積864㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など167㎡となっています。

校舎は昭和57年に、体育館は昭和59年に、いずれも新耐震基準で建築した建物ですが、建築後、校舎は42年、体育館は40年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に351人、平成30年度に362人に増加していましたが、令和7年度には329人程度まで減少する見込みです。

部屋数は33室あり、このうち、普通教室16室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は20,062千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|
| 児童数（人） | 351 | 362 | 329 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 15（3） | 16（4） | 16（4） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 5 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 0 | 0 | |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 9 | 8 | 8 | |
| 合計 | 33 | 33 | 33 | |

取組 令和2年度に校舎及び体育館の外壁改修工事、3年度に体育館の照明改修工事（LED化）を実施しました。

⑪ 中央小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は4,589㎡。体育館は鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積884㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など159㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和61年に新耐震基準で建築した建物で、建築後38年経過し老朽化が進んでいます。なお、校舎は平成30年に屋上防水改修工事を実施しています。

児童数は、平成18年の合併時に520人、平成30年度に480人に減少していましたが、令和7年度には487人程度まで増加する見込みです。

部屋数は36室あり、このうち、普通教室19室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室9室を使用しています。人件費を含む管理運営費は20,394千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 児童数（人） | 5 2 0 | 4 8 0 | 4 8 7 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 2 0（3） | 1 9（5） | 2 1（5） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 4 | 4 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 1 | |
| | 特別活動室 | 0 | 4 | |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 8 | 6 | 4 | |
| 合計 | 3 6 | 3 6 | 3 6 | |

取組 令和 5 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

⑩ 諸川小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 4,655 m²。体育館は鉄骨造平屋建、延床面積 1,077 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 185 m²となっています。

校舎は昭和 50 年に、体育館は昭和 53 年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、建築後、校舎は 49 年、体育館は 46 年経過し老朽化が進んでいます。校舎は平成 13 年及び平成 18 年に、体育館は平成 16 年に耐震補強工事を実施しています。

児童数は、平成 18 年の合併時に 517 人でしたが、平成 30 年度に 499 人に減少しており、令和 7 年度には 487 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 39 室あり、このうち、普通教室 21（特別支援学級 6 室を含む）、図書室などの特別教室 10 室を使用しています。人件費を含む管理運営費は 24,170 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 児童数（人） | 5 1 7 | 4 9 9 | 4 8 7 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 2 0（3） | 2 1（6） | 2 1（6） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 4 | 4 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 3 | 2 | |
| | 特別活動室 | 0 | 3 | |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 9 | 6 | 6 | |
| 合計 | 3 9 | 3 9 | 3 9 | |

取組 令和元年度に校舎の屋上防水改修工事、5 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

⑲ 大和田小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,318㎡。体育館は鉄骨造平屋建、延床面積749㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など81㎡となっています。

校舎は昭和58年に新耐震基準で建築した建物で、建築後41年経過し老朽化が進んでいます。体育館は昭和54年に建築した新耐震基準以前の建物であり、平成26年に耐震補強工事を実施していますが、建築後45年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に116人でしたが、平成30年度に79人に減少しており、令和7年度には56人程度まで減少する見込みです。

部屋数は21室あり、このうち、普通教室8室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しています。人件費を含む管理運営費は19,611千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 |
|----------|-----------|--------|--------|-------|------------------------------------|
| 児童数（人） | | 116 | 79 | 56 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | | 8（2） | 8（2） | 8（2） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 4 | 4 | 4 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 0 | 0 | 0 | |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | 0 | |
| 教職員用スペース | | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | | 5 | 5 | 5 | |
| 合計 | | 21 | 21 | 21 | |

⑳ 駒込小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,817㎡。体育館は鉄骨造平屋建、延床面積730㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など110㎡となっています。

校舎は昭和57年に新耐震基準で建築した建物であるものの、建築後42年経過し老朽化が進んでいます。体育館は昭和54年に建築した新耐震基準以前の建物であり、平成20年に耐震診断を行い、耐震基準を満たしていると判定を受けています。平成29年に大規模改修工事を実施していますが、建築後45年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に157人、平成30年度に109人に減少していましたが、令和7年度には128人程度まで増加する見込みです。

部屋数は27室あり、このうち、普通教室8室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は21,219千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 1 5 7 | 1 0 9 | 1 2 8 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 8（2） | 8（2） | 8（2） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 4 | | 4 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 1 | | 1 |
| | 特別活動室 | 0 | 1 | | 1 |
| | 教育相談室 | 0 | 0 | | 0 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 1 0 | 1 1 | 1 1 | | |
| 合計 | 2 7 | 2 7 | 2 7 | | |

㊦ 八俣小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 4 階建、延床面積は 5,065 m²。体育館は鉄骨造 2 階建、延床面積 754 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 132 m²となっています。

校舎は昭和 53 年に、体育館は昭和 51 年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、建築後、校舎は 46 年、体育館は 48 年経過し老朽化が進んでいます。校舎は平成 15 年に、体育館は平成 14 年に耐震補強工事を実施しています。

児童数は、平成 18 年の合併時に 524 人でしたが、平成 30 年度に 415 人に減少しており、令和 7 年度には 278 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 43 室あり、このうち、普通教室 17 室（特別支援学級 4 室を含む）、図書室などの特別教室 14 室を使用しています。人件費を含む管理運営費は 21,292 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 | |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|---|
| 児童数（人） | 5 2 4 | 4 1 5 | 2 7 8 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 1 9（4） | 1 7（4） | 1 5（4） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 7 | 6 | | 6 |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | | 2 |
| | 特別活動室 | 0 | 5 | | 5 |
| | 教育相談室 | 0 | 1 | | 1 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 1 3 | 1 0 | 1 2 | | |
| 合計 | 4 3 | 4 3 | 4 3 | | |

取組 令和 3 年度に北・南校舎の外壁改修工事、6 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

㉒ 名崎小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,140㎡。体育館は鉄骨造2階建、延床面積755㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など160㎡となっています。

校舎は昭和56年に、体育館は昭和53年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、建築後、校舎は43年、体育館は46年経過し老朽化が進んでいます。なお、校舎は平成25年に、体育館は平成17年に耐震補強工事を実施しています。

児童数は、平成18年の合併時に570人でしたが、平成30年度に438人に減少しており、令和7年度には308人程度まで減少する見込みです。

部屋数は40室あり、このうち、普通教室19室（特別支援学級7室を含む）、図書室などの特別教室11室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は22,731千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|
| 児童数（人） | 570 | 438 | 308 | 令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 21（2） | 19（7） | 13（7） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 5 | 5 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 1 | |
| | 特別活動室 | 0 | 4 | |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 9 | 8 | 14 | |
| 合計 | 40 | 40 | 40 | |

㉓ 仁連小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,414㎡。体育館は鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積946㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など140㎡となっています。

校舎、体育館ともに昭和59年に新耐震基準で建築した建物で、建築後40年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に317人でしたが、平成30年度に227人に減少しており、令和7年度には175人程度まで減少する見込みです。

部屋数は39室あり、このうち、普通教室11室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は23,342千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

| 項目 | | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 児童数（人） | | 3 1 7 | 2 2 7 | 1 7 5 | 令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | | 1 5（3） | 1 1（3） | 9（3） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 7 | 6 | 6 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 3 | 3 | 3 | |
| | 特別活動室 | 0 | 7 | 7 | |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | 1 | |
| 教職員用スペース | | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | | 1 1 | 9 | 1 1 | |
| 合計 | | 3 9 | 3 9 | 3 9 | |

取組 令和 2 年度に特別教室棟・体育館の外壁改修工事、3 年度に体育館の屋根防水改修工事を実施しました。4 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

④ 古河第一中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 4 階建、延床面積は 6,777 m²。体育館は鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 1,533 m²。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・422 m²）など 739 m²となっています。

校舎は昭和 48 年、体育館は昭和 47 年にいずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、建築後、校舎は 51 年、体育館は 52 年経過し老朽化が進んでいます。校舎は、普通教室棟は平成 14 年に、特別教室棟は平成 25 年に耐震補強工事を実施していますが、体育館は平成 20 年に耐震診断を行い、耐震基準を満たしている判定を受けています。

生徒数は、平成 18 年の合併時に 602 人でしたが、平成 30 年度に 432 人に減少しており、令和 7 年度には 399 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 57 室あり、このうち、普通教室 18 室（特別支援学級 5 室を含む）、図書室などの特別教室 24 室を使用しています。人件費を含む管理運営費は 33,025 千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 生徒数（人） | | 6 0 2 | 4 3 2 | 3 9 9 | 令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | | 1 8（2） | 1 8（5） | 1 7（5） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 1 2 | 1 0 | 1 0 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 3 | 3 | 3 | |
| | 特別活動室 | 1 | 8 | 8 | |
| | 教育相談室 | 3 | 3 | 3 | |
| 教職員用スペース | | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | | 1 8 | 1 3 | 1 4 | |
| 合計 | | 5 7 | 5 7 | 5 7 | |

取組 学校施設長寿命化計画（令和元年度策定）に基づき、令和3年度から基本設計、4年度には実施設計、6年度には、屋内運動場の長寿命化改良工事を実施しました。

㊸ 古河第二中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は7,468㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,550㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・300㎡）など644㎡となっています。

校舎は昭和61年に新耐震基準で、体育館は昭和56年に新耐震基準以前に建築した建物であり、建築後、校舎は38年、体育館は43年経過し老朽化が進んでいます。体育館は平成23年に耐震補強工事を実施しています。

生徒数は、平成18年の合併時に809人、平成30年度に571人に減少していましたが、令和7年度には632人程度まで増加する見込みです。

部屋数は53室あり、このうち、普通教室23室（特別支援学級6室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しています。人件費を含む管理運営費は37,558千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 |
|----------|-----------|--------|--------|-------|------------------------------------|
| 生徒数（人） | | 809 | 571 | 632 | 令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | | 25（4） | 23（6） | 23（6） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 9 | 9 | 9 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 1 | 3 | 3 | |
| | 教育相談室 | 2 | 3 | 3 | |
| 教職員用スペース | | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | | 12 | 11 | 11 | |
| 合計 | | 53 | 53 | 53 | |

取組 令和4年度に特別教室棟の屋上防水改修工事を実施しました。

㊹ 古河第三中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,235㎡。体育館は鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積1,447㎡。その他柔剣道場（鉄骨造・261㎡）など486㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和59年に新耐震基準で建築した建物で、建築後40年経過し老朽化が進んでいます。

生徒数は、平成18年の合併時に304人、平成30年度に357人に増加していましたが、令和7年度には314人程度まで減少する見込みです。

部屋数は42室あり、このうち、普通教室16室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室19室を使用しています。人件費を含む管理運営費は33,269千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 生徒数（人） | 304 | 357 | 314 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 11（2） | 16（5） | 14（5） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 9 | 9 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 3 | 3 | |
| | 特別活動室 | 1 | 2 | |
| | 教育相談室 | 2 | 5 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 14 | 5 | 7 | |
| 合計 | 42 | 42 | 42 | |

取組 令和 3 年度に普通教室棟・管理棟・特別教室棟の外壁改修工事、5 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

㉗ 総和中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 7,146 m²。体育館は鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 1,599 m²。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・605 m²）など 975 m²となっています。

校舎は平成 20 年に、体育館は平成 8 年に、いずれも新耐震基準で建築した建物で、建築後、校舎は 16 年、体育館は 28 年経過しています。

生徒数は、平成 18 年の合併時に 581 人、平成 30 年度に 554 人に減少していましたが、令和 7 年度には 570 人程度まで増加する見込みです。

部屋数は 48 室あり、このうち、普通教室 19 室（特別支援学級 2 室を含む）、図書室などの特別教室 17 室を使用しています。人件費を含む管理運営費は 35,554 千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 生徒数（人） | 581 | 554 | 570 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 19（4） | 19（2） | 19（4） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 11 | 9 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 3 | 2 | |
| | 特別活動室 | 1 | 1 | |
| | 教育相談室 | 2 | 5 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 18 | 10 | 10 | |
| 合計 | 56 | 48 | 48 | |

取組 令和元年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

㊸ 総和北中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,564㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,229㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・610㎡）など953㎡となっています。

校舎は昭和53年に、体育館は昭和54年に、いずれも新耐震基準以前に建築した建物であり、校舎、体育館とも平成21年に耐震補強工事を実施していますが、建築後、校舎は46年、体育館は45年経過し老朽化が進んでいます。

生徒数は、平成18年の合併時に358人でしたが、平成30年度に264人に減少しており、令和7年度には222人程度まで減少する見込みです。

部屋数は35室あり、このうち、普通教室10室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しています。人件費を含む管理運営費は36,045千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 | |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|---|
| 生徒数（人） | 358 | 264 | 222 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 | |
| 普通教室数 | 13（2） | 10（2） | 8（2） | | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 7 | 8 | | 8 |
| | 視聴覚、図書室等 | 3 | 3 | | 3 |
| | 特別活動室 | 1 | 4 | | 4 |
| | 教育相談室 | 2 | 2 | | 2 |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | | |
| その他スペース | 7 | 6 | 8 | | |
| 合計 | 35 | 35 | 35 | | |

取組 令和3年度に体育館の照明改修工事（LED化）を実施しました。

㊹ 総和南中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,480㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,252㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・609㎡）など956㎡となっています。

校舎は昭和56年に建築した新耐震基準以前の建物で、体育館は昭和57年に新耐震基準で建築した建物であり、建築後、校舎は43年、体育館は42年経過し老朽化が進んでいます。校舎は平成23年に耐震補強工事を実施しています。

生徒数は、平成18年の合併時に521人でしたが、平成30年度に451人に減少しており、令和7年度には433人程度まで減少する見込みです。

部屋数は44室あり、このうち、普通教室18室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室14室を使用しています。人件費を含む管理運営費は32,103千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 生徒数（人） | 5 2 1 | 4 5 1 | 4 3 3 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 1 8（3） | 1 8（4） | 1 7（5） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 9 | 9 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 1 | 1 | |
| | 教育相談室 | 0 | 2 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 1 2 | 1 0 | 1 1 | |
| 合計 | 4 4 | 4 4 | 4 4 | |

【取組】 令和 2 年度に校舎の外壁改修工事、4 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

⑩ 三和中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 4 階建、延床面積は 6,580 m²。体育館は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積 1,777 m²。その他柔剣道場（鉄骨造・527 m²）など 1,059 m²となっています。

校舎、体育館とも平成元年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 35 年経過し老朽化が進んでいます。

生徒数は、平成 18 年の合併時に 508 人でしたが、平成 30 年度に 339 人に減少しており、令和 7 年度には 295 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 54 室あり、このうち、普通教室 13 室（特別支援学級 3 室を含む）、図書室などの特別教室 23 室を使用しています。人件費を含む管理運営費は 33,395 千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 生徒数（人） | 5 0 8 | 3 3 9 | 2 9 5 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 1 7（3） | 1 3（3） | 1 2（3） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 1 0 | 1 0 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 1 | 8 | |
| | 教育相談室 | 1 | 3 | |
| 進路資料・指導室 | 1 | 3 | 3 | |
| 教職員用スペース | 2 | 5 | 5 | |
| その他スペース | 2 0 | 1 0 | 1 1 | |
| 合計 | 5 4 | 5 4 | 5 4 | |

取組 令和2年度に校舎の屋上防水改修工事、4年度に体育館の屋根防水改修工事を実施しました。

㉑ 三和北中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は5,932㎡。体育館は鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積1,410㎡。その他柔剣道場（鉄骨造・523㎡）など811㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和60年に新耐震基準で建築した建物で、建築後39年経過し老朽化が進んでいます。

生徒数は、平成18年の合併時に446人でしたが、平成30年度に351人に減少しており、令和7年度には345人程度まで減少する見込みです。

部屋数は43室あり、このうち、普通教室14室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室18室を使用しています。人件費を含む管理運営費は43,397千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | 平成18年度 | 平成30年度 | 令和7年度 | 備考 |
|----------|-----------|--------|-------|------------------------------------|
| 生徒数（人） | 446 | 351 | 345 | 令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | 15（3） | 14（3） | 12（3） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 10 | 10 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 2 | 2 | |
| | 特別活動室 | 0 | 5 | |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | |
| 進路資料・指導室 | 0 | 1 | 1 | |
| 教職員用スペース | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | 13 | 8 | 10 | |
| 合計 | 43 | 43 | 43 | |

㉒ 三和東中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,623㎡。体育館は鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積1,394㎡。その他柔剣道場（鉄骨造・510㎡）など860㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和62年に新耐震基準で建築した建物で、建築後37年経過し老朽化が進んでいます。

生徒数は、平成18年の合併時に329人でしたが、平成30年度に206人に減少しており、令和7年度には204人程度まで減少する見込みです。

部屋数は39室あり、このうち、普通教室9室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室19室を使用しています。人件費を含む管理運営費は33,470千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

| 項目 | | 平成 18 年度 | 平成 30 年度 | 令和 7 年度 | 備考 |
|----------|-----------|----------|----------|---------|--------------------------------------|
| 生徒数（人） | | 3 2 9 | 2 0 6 | 2 0 4 | 令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数 |
| 普通教室数 | | 1 2（2） | 9（3） | 8（2） | |
| 特別教室 | 教科で使用する教室 | 8 | 8 | 8 | |
| | 視聴覚、図書室等 | 3 | 3 | 3 | |
| | 特別活動室 | 1 | 7 | 7 | |
| | 教育相談室 | 1 | 1 | 1 | |
| 進路資料・指導室 | | 0 | 0 | 0 | |
| 教職員用スペース | | 2 | 2 | 2 | |
| その他スペース | | 1 2 | 9 | 1 0 | |
| 合計 | | 3 9 | 3 9 | 3 9 | |

取組 令和 6 年度に体育館の照明改修工事（LED 化）を実施しました。

（まとめ）

学校規模について、国が定める基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）では、小・中学校とも 12 学級～18 学級としています。また、小学校については、1 学級当たりの児童数を各学年 35 人、2 つの学年の児童で編制する場合（複式学級）は 16 人（第一学年の児童を含む場合は 8 人）を標準としています。中学校については、1 学級当たりの生徒数を、各学年 40 人、2 つの学年の生徒で編制する場合は 8 人を標準としています。

茨城県教育委員会では、国の基準を一部緩和し、「中学校のそれぞれの学年で 35 人を超える学級が 3 学級以上ある場合」については、国の基準により算定した学級数に加え、1 学級を増設することができるとしています。

また、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとして、学校規模の適正化に関する基本的な考え方などをまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を国が公表し（平成 27 年）、学年単学級及び小規模校のメリット・デメリットなどが示されました。

市内の一部の小学校で複式学級となっている状況があり、少子化により今後も児童・生徒数の減少が確実視されるなかで、教育環境の向上や社会性の確保の観点から、子どもたちにとって望ましい学校のあり方について、将来を見据えた議論を進める必要があります。

一方、学校は、コミュニティの拠点と言われていながら、市民や地域の利用は体育館・グラウンドを利用した地域開放事業がほとんどで、一部、児童クラブで使用されているものの、地域と学校が連携した施設としての利用がこれからの課題となっています。

今後、学校の改築や大規模改修を行う際には、学校で利用する部分、地域が利用する部分、学校と地域が共同利用する部分に分類し、学校のセキュリティの確保と学校経営への負担が生じないことを前提に、学校施設への地域利用施設の複合化の検討も必要とされます。

また、学校プールなどの施設については、適正な配置や管理運営体制のあり方について検討し、地域での利用も含めた有効活用の方法を考えていくことも必要となっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|-------------|--------------------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① ～ ⑳ | 古河第一小学校 ～三和東中学校 | 継続 | 検討 | <p>【機能】 学校教育を推進する上で重要な役割を果たしており、義務教育小中学校として今後も必要です。</p> <p>【建物】 施設については、児童・生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から審議会を組織し、令和5年2月に同会から提出された「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する答申（提言書）」をもとに、引き続き検討を行っています。</p> <p>また、地域コミュニティの拠点としての位置付けを踏まえ、学校の教室の利用実態を把握し、学校経営に支障のない範囲で周辺の地域利用施設との複合化の検討が必要です。</p> <p>その上で、校舎・体育館など主要な施設は全て耐震基準を満たしているものの、建築後30年を超える施設が年々増加し、老朽化も進んできていることから、今後も継続して使用する施設については、予防保全を含めた計画的な改修を行っていく必要があります。</p> <p>そのため、学校施設長寿命化計画（令和元年度策定）を踏まえた対応が必要です。</p> <p>【管理運営】 施設の管理運営は現行方式で進め、施設の管理委託業務の発注方式等についての見直しが必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 児童・生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から適正規模、適正配置について検討する。
- 地域コミュニティの拠点としての位置付けを踏まえ、大規模改修については、周辺の地域利用施設との複合化を検討する。

【個別施設の方向性】

●全小中学校

義務教育のための小中学校として基本的に継続しますが、児童・生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から、適正規模、適正配置について検討します。

令和5年2月に審議会から提出された「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する答申（提言書）」で示された方向性をもとに、令和7年度には学校再編に関する「基本方針」を策定します。その後、「基本方針」を踏まえて、学校再編計画を策定します。

さらに、地域コミュニティの拠点としての位置付けを踏まえ、教室の利用実態を精査し、学校経営に支障のない範囲で、セキュリティ対策など必要な対策を講じて、周辺の地域利用施設との複合化を検討します。

今後も、学校施設長寿命化計画（令和元年度策定）や適正規模・適正配置の検討結果を踏まえ、学校施設の長寿命化を進めます。

また、施設の管理運営費の効率化を図るため、管理運営方法の見直しや管理委託業務の発注方式を検討します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|--------------|------------------------|-----------------|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 【全小中学校】 | 基本方針の策定 | | 適正規模・適正配置の検討 再編計画の策定 | | | 検討結果に 基づく対応 |
| | 学校施設の地域利用の検討 | | | | | 検討結果に 基づく対応 |
| | 予防保全計画（長寿命化計画）の推進 | | | | | |
| | 管理業務委託の発注方式 の見直しを検討 | | | 検討結果に基づく対応 | | |
| | | | | | | |
| ⑭古河第一中 学校 | 仮設校舎建設 | | 普通教室棟改修 | | 改修後の教室利用 | |
| | 管理棟改修 特別教室棟改修 | | 改修後の教室利用 | | | |

○ セミナーハウス

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|------------|-------------|-----|-------|
| ㊸ | セミナーハウス誠心館 | 女沼 290 番地 1 | 総和 | 教育総務課 |

b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数 (年) | 経過年数 (年) | 延床面積 (㎡) | 運営形態 | 管理人数 (人) | 支出 (千円) | 収入 (千円) | 利用者数 (人) |
|--------|------------|-----|------------|----------|----------|------|----------|---------|---------|----------------|
| ㊸ | セミナーハウス誠心館 | S63 | 47 | 36 | 825 | 直営管理 | 2 | 6,120 | 159 | 1,390 (884) |

※ 「利用者数」欄は、平成 30 年度中の施設利用者数（カッコ内は、宿泊者数）の値

㊸ セミナーハウス誠心館

セミナーハウス誠心館は、総和中学校の附帯施設として、市内小中学生等の学習及び体育活動に伴う集団宿泊研修などが可能な施設で、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 825 ㎡。昭和 63 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 36 年経過し老朽化が進んでいます。

開館日、開館時間は、12 月 24 日から翌年 1 月 7 日までと毎週火曜日から木曜日までを除く毎日、宿泊を伴うときは 14 時から翌日 10 時まで、宿泊を伴わない場合は 9 時から 17 時までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は 6,120 千円となっています。宿泊用シーツのクリーニング代として 159 千円の収入があります。

施設は、宿泊室、指導員室、研修室、食堂、厨房、浴室などで構成し、市内の児童生徒が所属するスポーツ少年団や中学校の部活動団体などが使用し、年間の利用日数は、80 日程度で、平成 30 年度は 1,390 人（うち宿泊者数 884 人）が利用しています。

【利用状況】

| | | | |
|------------|-----|-------------|-----|
| 年間利用者数（宿泊） | 884 | 年間利用者数（日帰り） | 506 |
|------------|-----|-------------|-----|

取組 管理運営手法・受益者負担の適正化を検討し、令和 3 年 4 月から開館日を週 6 日から週 4 日へ変更しました。加えて施設管理人を会計年度任用職員から外部委託としました。また、令和 6 年 10 月から宿泊料金を 180 円から 700 円に変更しました。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検し、次のように評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|------------|-----|----|--|
| | | 機能 | 施設 | |
| ③③ | セミナーハウス誠心館 | 検討 | 検討 | <p>【機能】 設置目的と利用実態が乖離していること、利用状況が少ないことから、施設の機能のあり方について検討する必要があります。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 36 年経過し、老朽化が進んでいることから、機能の検討結果に基づき、施設のあり方について検討する必要があります。</p> <p>【管理運営】 機能及び性能（建物）の検討結果に基づき、管理運営のあり方について民間活力の活用を含め検討する必要があります。また、受益者負担の適正化について検討することも課題となります。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

【個別施設の方向性】

③③ セミナーハウス誠心館

施設の設置目的と利用の実態が乖離し、しかも、年間の利用状況が 80 日程度にとどまっていることから、施設を有効活用する視点を含め、機能のあり方について検討します。

施設については、新耐震基準の建物であるものの、36 年経過し老朽化が進んでいることから、施設機能のあり方にあわせ、施設のリニューアルや計画的な改修方法について検討します。

また、機能及び性能（建物）の検討結果に基づき、民間活力の活用を含めた管理運営手法や受益者負担の適正化について検討を進めます。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|--------------|--|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| ③③セミナーハウス誠心館 | → | | -----→ | | | |
| | 機能のあり方 施設修繕のあり方 管理運営手法、受益者 負担の適正化について 検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|-----------|---------------------|-----------------|------------|
| ① 古河第一小学校 | 0 | 17,235 | |
| ② 古河第二小学校 | 0 | 17,470 | |
| ③ 古河第三小学校 | 854,250 | 16,587 | |
| ④ 古河第四小学校 | 366,860 | 21,446 | |
| ⑤ 古河第五小学校 | 665,210 | 13,154 | |
| ⑥ 古河第六小学校 | 0 | 20,640 | |
| ⑦ 古河第七小学校 | 780,470 | 19,064 | |
| ⑧ 積迦小学校 | 763,640 | 10,925 | |
| ⑨ 下大野小学校 | 801,550 | 15,110 | |
| ⑩ 上辺見小学校 | 728,110 | 15,288 | |
| ⑪ 小堤小学校 | 944,010 | 13,393 | |
| ⑫ 上大野小学校 | 634,950 | 12,224 | |
| ⑬ 駒羽根小学校 | 765,850 | 12,100 | |
| ⑭ 西牛谷小学校 | 698,190 | 12,359 | |
| ⑮ 水海小学校 | 727,430 | 12,312 | |
| ⑯ 下辺見小学校 | 803,930 | 12,754 | |
| ⑰ 中央小学校 | 930,410 | 15,600 | |
| ⑱ 諸川小学校 | 957,100 | 16,698 | |
| ⑲ 大和田小学校 | 521,390 | 10,412 | |
| ⑳ 駒込小学校 | 602,990 | 11,097 | |
| ㉑ 八俣小学校 | 988,890 | 15,221 | |
| ㉒ 名崎小学校 | 1,002,150 | 15,783 | |
| ㉓ 仁連小学校 | 894,710 | 18,029 | |
| ㉔ 古河第一中学校 | 1,551,080 | 20,377 | |
| ㉕ 古河第二中学校 | 1,619,760 | 24,342 | |
| ㉖ 古河第三中学校 | 1,197,310 | 19,387 | |
| ㉗ 総和中学校 | 539,580 | 24,872 | ※セミナーハウス含む |
| ㉘ 総和北中学校 | 1,135,260 | 17,352 | |
| ㉙ 総和南中学校 | 1,296,080 | 19,884 | |
| ㉚ 三和中学校 | 1,569,950 | 22,235 | |
| ㉛ 三和北中学校 | 1,337,050 | 19,305 | |
| ㉜ 三和東中学校 | 1,299,820 | 16,456 | |

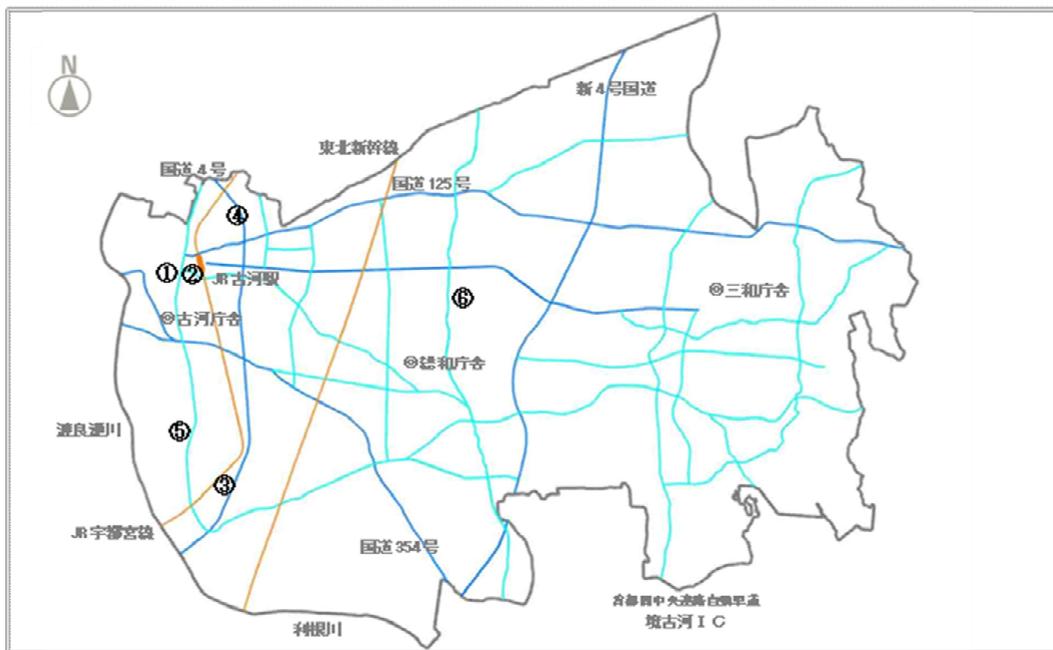
イ 学校給食施設

学校給食法に基づき、市内の小中学校の児童・生徒等に給食を提供するとともに、食育の場として、自校方式給食室5か所と給食センターを設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|--------------|-----------------|-----|-------|
| ① | 古河第一小学校（給食室） | 中央町三丁目 10 番 1 号 | 古河 | 学校給食課 |
| ② | 古河第二小学校（給食室） | 本町二丁目 10 番 45 号 | | |
| ③ | 古河第四小学校（給食室） | 中田 1221 番地 | | |
| ④ | 古河第六小学校（給食室） | 北町 16 番 47 号 | | |
| ⑤ | 古河第七小学校（給食室） | 三和 176 番地 1 | | |
| ⑥ | 学校給食センター | 関戸 1014 番地 1 | 総和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 調理数/調理可能数 |
|--------|--------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|----------|--------|--------|-----------|
| ① | 古河第一小学校（給食室） | H27 | 41 | 9 | 237 | 直営管理 | 県1 非5 | 30,139 | 13,774 | 348/500 |
| ② | 古河第二小学校（給食室） | H22 | 31 | 14 | 256 | 直営管理 | 非5 | 37,735 | 19,332 | 480/600 |
| ③ | 古河第四小学校（給食室） | H20 | 31 | 16 | 302 | 直営管理 | 県1 非6 | 40,618 | 20,556 | 518/700 |
| ④ | 古河第六小学校（給食室） | H19 | 31 | 17 | 300 | 直営管理 | 非6 | 42,007 | 21,523 | 539/700 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-----|----|----|-------|----------|-----------------|---------|---------|------------------|
| ⑤ | 古河第七小学校（給食室） | H15 | 31 | 21 | 248 | 直営 管理 | 非7 | 45,281 | 23,248 | 589/600 |
| ⑥ | 学校給食センター | H26 | 31 | 10 | 5,873 | 直営 管理 | 正7 県4 委62 | 722,828 | 390,409 | 9,191/ 12,000 |

自校方式の給食施設を設置しているのは古河地区の小学校で、調理時間は8時30分から16時30分までで、施設は、検収室、下処理室、調理室、洗浄室、配膳室で構成し、管理運営は直営で行い、人件費を含む管理運営費の総額は246,710千円、保護者が負担する給食費の合計は117,533千円となっています。

学校給食センターは、古河地区の古河第三小学校・古河第五小学校及び中学校、総和地区の小中学校、三和地区の小中学校に給食を提供しています。

取組 「古河市自校給食室統合計画」（令和3年度策定）に基づき、令和4年9月から古河第三小学校及び古河第五小学校は、自校方式からセンター方式の給食提供へ移行しました。また、給食室の調理業務の調理員不足による一部の調理員への負担増加を考慮し、今後とも安定的に給食を提供していくため、令和3年8月から給食調理業務を委託化しました。

① 古河第一小学校（給食室）

校舎内（1階）に設置され、鉄筋コンクリート造、延床面積237㎡。平成27年に新耐震基準で建築した建物で、建築後9年経過しています。

1日当たりの調理可能数500食に対して調理数348食、年間延べ69,234食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は30,139千円、給食費として13,774千円の収入があります。

② 古河第二小学校（給食室）

校舎内（1階）に設置され、鉄骨造、延床面積256㎡。平成22年に新耐震基準で建築した建物で、建築後14年経過しています。

1日当たりの調理可能数600食に対して調理数480食、年間延べ94,019食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は37,735千円、給食費として19,332千円の収入があります。

③ 古河第四小学校（給食室）

校舎内併設（1階）で設置され、鉄骨造、延床面積302㎡。平成20年に新耐震基準で建築した建物で、建築後16年経過しています。

1日当たりの調理可能数700食に対して調理数518食、年間延べ101,910食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は40,618千円、給食費として20,556千円の収入があります。

④ 古河第六小学校（給食室）

校舎内併設（1階）で設置され、鉄骨造、延床面積300㎡。平成19年に新耐震基準で建築した建物で、建築後17年経過しています。

1日当たりの調理可能数700食に対して調理数539食、年間延べ98,903食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は42,007千円、給食費として21,523千円の収入があります。

⑤ 古河第七小学校（給食室）

校舎内併設（1階）で設置され、鉄骨造、延床面積 248 m²。平成 15 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 21 年経過しています。

1 日当たりの調理可能数 600 食に対して調理数 589 食、年間延べ 114,718 食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は 45,281 千円、給食費として 23,248 千円の収入があります。

⑥ 学校給食センター

鉄骨造 2 階建、延床面積 5,873 m²。平成 26 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 10 年経過しています。

調理時間は 6 時 30 分から 16 時 30 分までで、1 日当たりの調理可能数 12,000 食に対して調理数 9,191 食、年間延べ 1,781,852 食を調理しています。

施設は 1 階が検収室、下処理室、調理室、コンテナ室、洗浄室、ボイラー室など、2 階は調理実習室、研修室、食堂室、洗濯室などで構成しています。

管理運営は、調理業務と配送業務を民間委託し、学校配膳員業務を直営で行い、人件費を含む管理運営費は 722,828 千円、給食費として 390,409 千円の収入があります。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|------------------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 学校給食施設 【共通事項】 | — | 継続 | 【機能】 学校給食法に基づき学校給食を調理・提供する機能として今後も必要です。また、自校方式の各給食室が抱える課題に対応するため、段階的に学校給食センターへの集約について検討が必要です。 |
| ① | 古河第一小学校（給食室） | 集約 | 継続 | 【機能】 自校方式給食校とセンター給食校においては献立内容や食材の調達価格に違いが生じていることから、公平性の観点からも集約の検討が必要です。 【建物】 自校方式の各給食室は、すべて耐震基準を満たし、建築後 9 年から 21 年となっているものの、設備は老朽化しており、今後、その更新への対応が必要となっています。 |
| ② | 古河第二小学校（給食室） | | | |
| ③ | 古河第四小学校（給食室） | | | |
| ④ | 古河第六小学校（給食室） | | | |
| ⑤ | 古河第七小学校（給食室） | | | |

| | | | | |
|---|----------|----|----|--|
| ⑥ | 学校給食センター | 継続 | 継続 | 【建物】 学校給食センターは、耐震基準を満たし、建築後10年経過の施設ですが計画的にメンテナンスを行っています。また、児童生徒数の減少に伴い調理能力に若干の余力が生じています。 |
|---|----------|----|----|--|

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 学校給食法に基づき学校給食を調理・提供する機能は継続します。
- 自校方式給食室は、施設の改修、設備の更新時期を見据え、給食センターへの集約を計画的に進めます。なお、集約が実現するまでの間、必要な設備機器の更新、衛生・労働環境の整備対策を行います。
- 給食センターは、自校方式給食室の集約を見据え、現施設の規模のあり方について整備手法を含め検討します。

【個別施設の方向性】

- ① 古河第一小学校（給食室） ② 古河第二小学校（給食室） ③ 古河第四小学校（給食室）
 ④ 古河第六小学校（給食室） ⑤ 古河第七小学校（給食室）

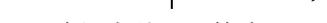
新耐震基準の建物であり、建築後9年から21年となっているものの、設備機器の老朽化が進んでいることから、給食センターへの集約を計画的に進めます。「古河市自校給食室統合計画」（令和3年度策定）に基づき、令和33年度までに全ての自校給食室を廃止し、給食センターからの給食提供へ移行を予定しています。

ただし、集約までは必要な設備機器の更新や衛生・労働環境の整備対策を行っていきます。

⑥ 学校給食センター

新耐震基準の建物で、建築後10年経過の施設であり、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。また、設備機器の計画的な更新を図っていきます。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|-----------------|---|-----------------|--|------------------|------------------|-------------------|
| ①～⑤ 自校給食方式の各給食室 |  「古河市自校給食室統合計画」（令和3年度策定）に基づく対応 | | | | | |
| ⑥ 学校給食センター |  予防保全計画の策定 設備更新計画の策定 | |  計画に基づく対応 | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河第一小学校（給食室） | — | 2,430 | |
| ② 古河第二小学校（給食室） | — | 2,044 | |
| ③ 古河第四小学校（給食室） | — | 2,929 | |
| ④ 古河第六小学校（給食室） | — | 3,387 | |
| ⑤ 古河第七小学校（給食室） | — | 3,597 | |
| ⑥ 学校給食センター | 0 | 18,689 | |

(6) 子育て支援系施設

ア 保育所

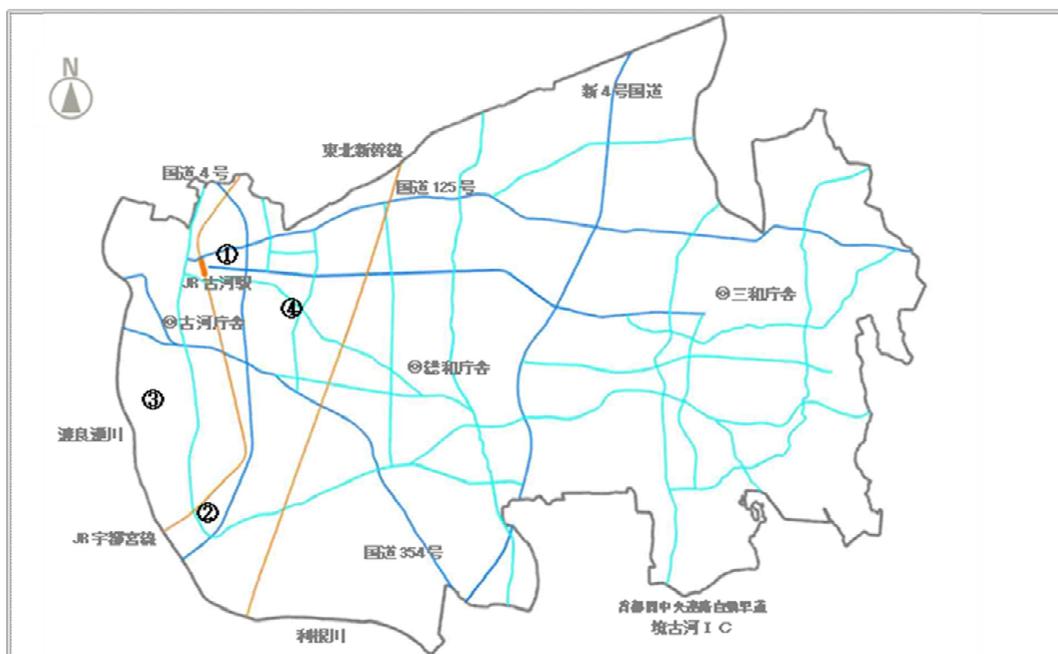
児童福祉法に基づき、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなど家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的に4つの公立保育所を設置しています。

なお、市内には、認可を受けた民間の教育・保育施設が43施設（令和6年度時点）設置されています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|--------|-------------|-----|-----|
| ① | 第二保育所 | 東三丁目7番19号 | 古河 | 保育課 |
| ② | 第三保育所 | 中田1619番地 | | |
| ③ | 第四保育所 | 新久田245番地5 | | |
| ④ | 上辺見保育所 | 上辺見1300番地13 | 総和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 入所児童/入所定員(人) |
|--------|--------|-----|-----------|---------|-----------------------|----------|-----------------|---------|--------|--------------|
| ① | 第二保育所 | S58 | 47 | 41 | 522.0 | 直営 管理 | 正7 非10 臨7 | 96,208 | 16,876 | 64 /76 |
| ② | 第三保育所 | H13 | 22 | 23 | 930.0 | | 正8 非8 臨14 | 121,295 | 25,834 | 95 /100 |
| ③ | 第四保育所 | H25 | 34 | 11 | 970.0 | | 正9 非9 臨13 | 131,415 | 27,214 | 83 /90 |
| ④ | 上辺見保育所 | H31 | 34 | 5 | 1,743.04 | | 正9 非13 臨8 | 130,171 | 24,486 | 109 /120 |

各公立保育所は年末・年始と日曜、祝日を除く月曜日から土曜日の7時30分から18時30分まで保育を実施しています。また、特別保育事業として、全公立保育所で延長保育を、一部の公立保育所で在園児以外の一時預かりを実施しています。このほか、地域子育て支援拠点事業として、第三保育所・第四保育所に地域子育て支援センターを設置し、親子の情報交換やふれあいの場の提供、子育ての不安や悩みの相談業務を実施しています。

対象は、0歳児から5歳児までで、各公立保育所によって定員を定めています。管理運営は直営で行い、保育士等の人件費を含む管理運営総額は738,846千円、保育料等として133,164千円の収入があり、児童1人当たりの費用は約1,469千円となります。

各公立保育所では、運動会、生活発表会、クリスマス会、ひな祭り等の年中行事を実施しているほか、月1回の避難訓練と消火訓練・通報訓練・保護者への引き渡し訓練や、2カ月に1回の不審者侵入訓練を実施しています。また、緊急通報システムを全公立保育所に設置しています。

なお、民間の認可を受けた教育・保育施設の在園児数は3,877人（定員は4,287人）で、各施設への教育・保育給付費の歳出計は2,950,236千円（児童1人当たり761千円）で、歳入としては、国負担金（1,069,971千円）、県負担金、県補助金（644,937千円）、保育料（幼稚園、認定こども園、小規模保育は直接施設で徴収）244,578千円の合計1,959,486千円が市の収入となっています。

① 第二保育所

第二保育所の園舎は、古河図書館、古河東公民館との複合施設で、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積522m²。昭和58年に新耐震基準で建築した建物で、建築後41年経過し老朽化が進んでいます。

平成30年度の園児数は、定員数76人のうち在籍者は64名（3歳から5歳児:44名、1歳から2歳児:18名、1歳未満児:2名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は96,208千円、保育料等として16,876千円の収入があります。

取組 令和2年度から3年度にかけて空調設備の改修工事を実施しました。

② 第三保育所

第三保育所の園舎は、木造平屋建、延床面積 930 m²。平成 13 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 23 年経過しています。

平成 30 年度の園児数は、定員数 100 人のうち在籍者は 95 名（3 歳から 5 歳児:59 名、1 歳から 2 歳児:30 名、1 歳未満児:6 名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は 121,295 千円、保育料等として 25,834 千円の収入があります。

取組 令和 5 年度から 6 年度にかけて長寿命化工事を実施しました。

③ 第四保育所

第四保育所の園舎は、鉄骨造平屋建、延床面積 970 m²。平成 25 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 11 年経過しています。

平成 30 年度の園児数は、定員数 90 人のうち在籍者は 83 名（3 歳から 5 歳児:53 名、1 歳から 2 歳児:24 名、1 歳未満児:6 名）で、在園児以外の一時的預かりを実施しています。保育士等の人件費を含む管理運営費は 131,415 千円、保育料等として 27,214 千円の収入があります。

④ 上辺見保育所

上辺見保育所の園舎は、鉄骨造平屋建、延床面積 1,743.04 m²。平成 31 年に新耐震基準で移転・建築した建物で、建築後 5 年経過しています（平成 31 年 4 月 1 日に開所）

平成 30 年度の園児数は、定員数 120 人のうち在籍者は 109 名（3 歳から 5 歳児:74 名、1 歳から 2 歳児:26 名、1 歳未満児:9 名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は 130,171 千円、保育料等として 24,486 千円の収入があります。

なお、平成 31 年度からの新園舎の園児数は、平成 31 年 4 月 1 日現在、定員数 180 人のうち在籍者は 112 名（3 歳から 5 歳児:80 名、1 歳から 2 歳児:29 名、1 歳未満児:3 名）です。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|--------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 【共通事項】 | | | <p>【機能】</p> <p>少子化に伴い児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い、保育にかかるニーズが高まっていること、女性の就業率の向上や幼児教育・保育の無償化により保育需要の増加が見込まれることから、引き続き保育所の機能は必要です。</p> <p>ただし、市内には、多くの民間保育園及び認定こども園が設置されていることを踏まえ、民間と公立のサービス水準がほぼ同等の中で、費用対効果も視野に入れ、公立保育所の役割を明確にした上で、配置のあり方について検討が必要です。</p> |

| | | | | |
|---|--------|----|----|---|
| ① | 第二保育所 | 継続 | 継続 | <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 41 年経過し老朽化が進んでいることから、古河東公民館、古河図書館とあわせて計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 当面、現行どおりとします。</p> |
| ② | 第三保育所 | 継続 | 継続 | <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 23 年経過しているため、令和 5 年度から 6 年度にかけて施設の長寿命化工事を実施しました。</p> <p>【管理運営】 当面、現行どおりとします。</p> |
| ③ | 第四保育所 | 継続 | 継続 | <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 11 年経過しています。計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 当面、現行どおりとします。</p> |
| ④ | 上辺見保育所 | 継続 | 継続 | <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 5 年経過しています。計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 当面、現行どおりとします。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 少子化により児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い保育にかかるニーズが高まっていること、女性の就業率の向上や幼児教育・保育の無償化により保育需要の増大が見込まれることから、引き続き保育所の機能を確保します。
- 公立保育所運営ビジョンに則り、新耐震基準の建物 4 施設を継続し、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- なお、将来的には、公立保育所と民間保育園のサービス水準が同等の中で、公立保育所の役割を明確にした上で、民間活力を活用した経営形態への移行について検討します。

【個別施設の方向性】

① 第二保育所

新耐震基準の建物であるものの、建築後 41 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

② 第三保育所

新耐震基準の建物であるものの、耐用年数を超過したため、令和5年度から6年度にかけて長寿命化工事を実施しました。今後も引き続き、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

③ 第四保育所

新耐震基準の建物であり、建築後11年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

④ 上辺見保育所

新耐震基準の建物であり、建築後5年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ①第二保育所 | | | | | | |
| ②第三保育所 | —————→ | | | | | |
| ③第四保育所 | 保全計画の策定 | | 計画に基づく対応 | | | |
| ④上辺見保育所 | | | | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------|---------------------|-----------------|----|
| ① 第二保育所 | 88,740 | 4,662 | |
| ② 第三保育所 | 0 | 4,035 | |
| ③ 第四保育所 | 0 | 4,560 | |
| ④ 上辺見保育所 | 0 | 2,646 | |

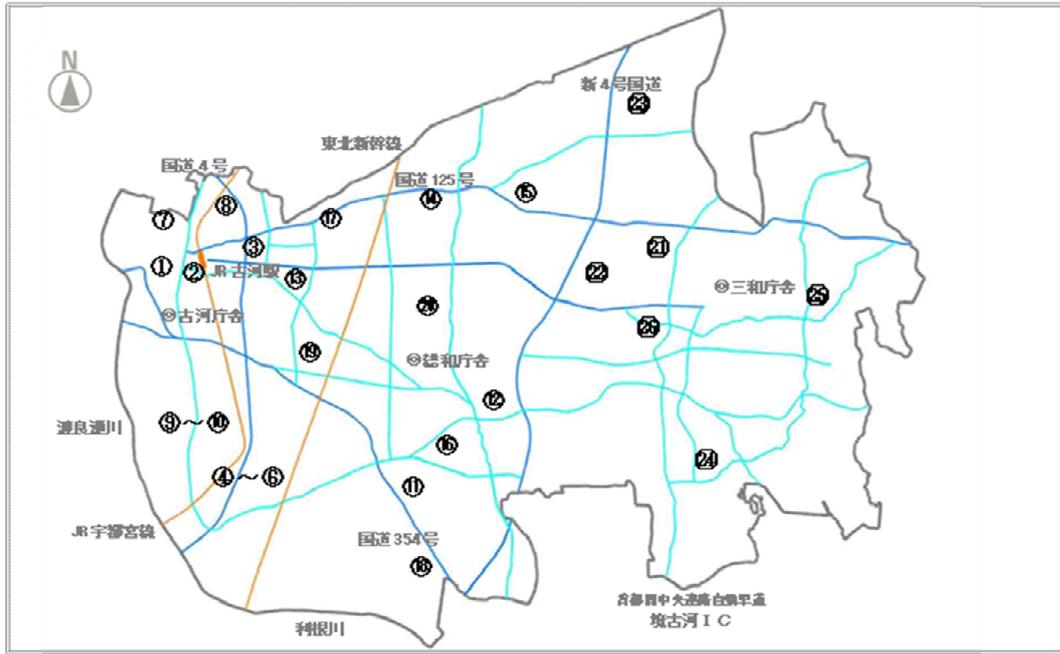
イ 児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後や長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を提供し、家庭・地域等との連携のもと健全な育成を行うための施設として放課後児童クラブを26か所（うち保護者会運営が4か所）を設置しています。

a 施設概要

| 施設No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 運営場所 | 所管課 |
|-------|---------------|--------------|-------|----------------|-------|
| ① | 1小クローバー児童クラブ | 中央町三丁目10番1号 | 古河 | 専用施設 | 生涯学習課 |
| ② | 2小スマイルクラブ | 本町二丁目10番45号 | | 学校校舎内 | |
| ③ | 3小のびっこ児童クラブ | 旭町一丁目18番4号 | | 専用施設 | |
| ④ | たんぼぼ4小クラブ | 中田1221番地 | | 学校校舎内 | |
| ⑤ | たけのこ4小クラブ | 中田1221番地 | | | |
| ⑥ | 4小第3児童クラブ | 中田1221番地 | | | |
| ⑦ | 5小つくしんぼクラブ | 横山町三丁目13番27号 | | | |
| ⑧ | 6小平和町児童クラブ | 北町16番47号 | | 専用施設 | |
| ⑨ | 7小ひまわり児童クラブ | 三和176番地1 | | コミュニティ施設の一室に設置 | |
| ⑩ | 7小ひまわり第3児童クラブ | 三和176番地2 | | | |
| ⑪ | 釈迦児童クラブ | 釈迦271番地 | 総和 | 学校校舎内 | |
| ⑫ | 下大野児童クラブ | 下大野734番地2 | | | |
| ⑬ | 上辺見児童クラブ | 上辺見1164番地 | | | |
| ⑭ | 小堤児童クラブ | 小堤1815番地1 | | | |
| ⑮ | 上大野児童クラブ | 上大野1425番地 | | 専用施設 | |
| ⑯ | 駒羽根児童クラブ | 駒羽根1356番地2 | | | |
| ⑰ | 西牛谷児童クラブ | 西牛谷650番地 | | 専用施設 | |
| ⑱ | 水海児童クラブ | 水海542番地1 | | 学校校舎内 | |
| ⑲ | 下辺見児童クラブ | 下辺見2400番地 | | | |
| ⑳ | 中央小児童クラブ | 下大野1573番地20 | | 三和 | |
| ㉑ | 諸川児童クラブ | 諸川1097番地 | | | |
| ㉒ | 大和田児童クラブ | 大和田822番地 | 学校校舎内 | | |
| ㉓ | 駒込児童クラブ | 駒込899番地3 | | | |
| ㉔ | 八俣児童クラブ | 東山田1814番地 | 学校校舎内 | | |
| ㉕ | 名崎児童クラブ | 尾崎4200番地 | 学校校舎内 | | |
| ㉖ | 仁連児童クラブ | 仁連607番地 | | | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 登録児童数/利用定員(人) |
|-------|-----------------|-----|-----------|---------|-----------------------|--------|--------|---------------|
| ① | 1 小クローバー児童クラブ | H29 | 22 | 7 | 199 | 公営委託※2 | 委 9 | 66/80 |
| ②※1 | 2 小スマイルクラブ | H17 | 47 | 19 | 153.16 | 公営委託※3 | 委 6 | 66/80 |
| ③ | 3 小のびっこ児童クラブ | H14 | 41 | 22 | 187.65 | 公営委託 | 委 5 | 59/65 |
| ④※1 | たんぼぼ 4 小クラブ | S54 | 47 | 45 | 59.40 | 民営 | 委 3 | 46/40 |
| ⑤※1 | たけのこ 4 小クラブ | S54 | 47 | 45 | 59.40 | 民営 | 委 2 | 42/40 |
| ⑥※1 | 4 小第3 児童クラブ | S54 | 47 | 45 | 58 | 民営 | 委 3 | 14/30 |
| ⑦※1 | 5 小つくしんぼクラブ | S57 | 47 | 42 | 41.25 | 民営 | 委 4 | 18/25 |
| ⑧ | 6 小平和町児童クラブ | H26 | 22 | 10 | 183 | 公営委託 | 委 8 | 97/80 |
| ⑨ | 7 小ひまわり児童クラブ | H24 | 34 | 12 | 183 | 公営委託 | 委 5 | 79/80 |
| ⑩ | 7 小ひまわり第3 児童クラブ | S62 | 22 | 37 | 99.37 | 公営委託 | 委 3 | 35/60 |
| ⑪※1 | 釈迦児童クラブ | S46 | 47 | 53 | 63 | 公営委託 | 委 3 | 30/38 |
| ⑫※1 | 下大野児童クラブ | S51 | 47 | 48 | 123.20 | 公営委託 | 委 5 | 92/74 |
| ⑬※1 | 上辺見児童クラブ | S48 | 47 | 51 | 160 | 公営委託 | 委 6 | 70/92 |
| ⑭※1 | 小堤児童クラブ | S52 | 47 | 47 | 128 | 公営委託 | 委 6 | 57/76 |
| ⑮※1 | 上大野児童クラブ | S53 | 47 | 46 | 52 | 公営委託 | 委 3 | 29/31 |

| | | | | | | | | |
|-----|----------|------------|----------|----------|-----------------|------|-----|--------|
| ⑯ | 駒羽根児童クラブ | H22 | 34 | 14 | 174 | 公営委託 | 委 5 | 66/78 |
| ⑰ | 西牛谷児童クラブ | R3 | 34 | 3 | 220.32 | 公営委託 | 委 4 | 39/38 |
| ⑱※1 | 水海児童クラブ | S56 | 47 | 43 | 89.52 | 公営委託 | 委 5 | 59/54 |
| ⑲※1 | 下辺見児童クラブ | S57 | 47 | 42 | 248 | 公営委託 | 委 6 | 95/76 |
| ⑳ | 中央小児童クラブ | H13 H17 | 22 34 | 23 19 | 156.23 82.35 | 公営委託 | 委 7 | 110/98 |
| ㉑ | 諸川児童クラブ | H25 R2 | 22 27 | 11 4 | 181 123.19 | 公営委託 | 委 6 | 100/80 |
| ㉒ | 大和田児童クラブ | H19 | 34 | 17 | 83 | 公営委託 | 委 3 | 32/39 |
| ㉓※1 | 駒込児童クラブ | H2 | 47 | 34 | 181.37 | 公営委託 | 委 3 | 29/32 |
| ㉔※1 | 八俣児童クラブ | S53 | 47 | 46 | 128 | 公営委託 | 委 6 | 64/80 |
| ㉕※1 | 名崎児童クラブ | S56 | 47 | 43 | 144 | 公営委託 | 委 3 | 84/86 |
| ㉖※1 | 仁連児童クラブ | S59 | 47 | 40 | 128 | 公営委託 | 委 5 | 55/76 |

※1 学校施設を利用して設置

※2 1小クローバー児童クラブについては、平成31年4月から公営委託

※3 2小スマイルクラブについて、令和2年度から公営委託

児童クラブの対象は、昼間、保護者が家庭にいない小学1年生から6年生までの児童で、放課後児童支援員による生活指導等により児童の健全育成を図っています。

児童クラブの開設日・開設時間は、年末・年始と日曜日、祝日を除き、平日は放課後から19時まで、土曜日と夏季等の休業期は、一部の施設を除き7時30分から19時までで、管理運営は保護者会の自主的な運営（4施設）と民間委託（22施設）で実施し、委託料、保護者会への補助金を含む管理運営費の総額は285,465千円となっています。保護者負担金として63,641千円、国・県から運営費補助金（各1/3）として122,472千円、合計186,113千円の収入があります。

各児童クラブの状況は以下のとおりです。

① 1小クローバー児童クラブ

1小クローバー児童クラブの施設は学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建、延床面積199㎡。平成29年に新耐震基準で建築した建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は58人で、児童1人当たりの基準面積(1.65㎡以上)を上回っています。

管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は12,895千円で、保護者負担金2,600千円のほか、国・県の補助金4,895千円、合計7,495千円の収入があります。

② 2小スマイルクラブ

2小スマイルクラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（153.16㎡）を使用しています。

定員80人に対し、登録児童数は66人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は11,519千円で、利用者からの負担金3,485千円と市からの補助金7,522千円など合計11,007千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金5,015千円は市の収入となっています。

※令和2年度から保護者会からの申し出により管理運営が民間委託に変わりました。

③ 3小のびっこ児童クラブ

3小のびっこ児童クラブの施設は、学校敷地内に設置してある専用施設で、木造2階建、延床面積107.65㎡。昭和57年に移築した施設を平成11年に改修したもので、新耐震基準の建物であるものですが、老朽化が顕著となっています。

定員65人に対し、登録児童数は59人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は10,610千円で、保護者負担金2,931千円のほか、国・県の補助金4,587千円の収入があります。

取組 令和4年度に旧給食室（平成14年建築、延床面積187.65㎡、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造）を改修し、新たな児童クラブとして整備しました。児童数の増加に対応するため一時的に校舎内の特別教室も使用しています。

旧児童クラブは、老朽化のため令和6年度に解体しました。

④ たんぽぽ4小クラブ

たんぽぽ4小クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（59.40㎡）を使用しています。

定員40人に対し、登録児童数は46人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は8,765千円で、利用者からの負担金2,257千円と市からの補助金6,277千円など合計8,534千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金3,798千円は市の収入となっています。

⑤ たけのこ4小クラブ

たけのこ4小クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（59.40㎡）を使用しています。

定員40人に対し、登録児童数は42人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は8,003千円で、利用者からの負担金2,061千円と市からの補助金5,731千円など合計7,792千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金4,070千円は市の収入となっています。

⑥ 4小第3児童クラブ

たけのこ4小クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（58㎡）を使用しています。

定員30人に対し、登録児童数は14人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は2,668千円で、利用者からの負担金687千円と市からの補助金1,910千円など合計2,597千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金1,172千円は市の収入となっています。

⑦ 5小つくしんぼクラブ

5小つくしんぼクラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（41.25㎡）を使用しています。

定員25人に対し、登録児童数は18人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は5,075千円で、利用者からの負担金1,095千円と市からの補助金3,468千円など合計4,563千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金2,277千円は市の収入となっています。

⑧ 6小平和町児童クラブ

6小平和町児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建、延床面積183㎡。平成26年に新耐震基準で建築した建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は97人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は18,753千円で、保護者負担金4,819千円のほか、国・県の補助金7,714千円、合計12,533千円の収入があります。

⑨ 7小ひまわり児童クラブ

7小ひまわり児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、鉄骨造平屋建、延床面積183㎡。平成24年に新耐震基準で建築した建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は79人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は15,022千円で、保護者負担金3,974千円のほか、国・県の補助金6,169千円、合計10,143千円の収入があります。

⑩ 7小ひまわり第3児童クラブ

7小ひまわり第3児童クラブの施設は、学校に隣接する三和いこいの家（コミュニティセンター）の一室を使用して運営し、使用床面積は99.37㎡。施設は昭和62年に新耐震基準で建築した建物です。

定員60人に対し、登録児童数は35人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は6,809千円で、保護者負担金1,689千円のほか、国・県の補助金2,429千円、合計4,118千円の収入があります。

⑪ 釈迦児童クラブ

釈迦児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（63㎡）を使用しています。

定員38人に対し、登録児童数は30人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は5,646千円で、保護者負担金1,490千円のほか、国・県の補助金2,400千円、合計3,890千円の収入があります。

⑫ 下大野児童クラブ

下大野児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（123.20㎡）を使用しています。

定員74人に対し、登録児童数は92人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は16,258千円で、保護者負担金4,571千円のほか、国・県の補助金7,377千円、合計11,948千円の収入があります。

⑬ 上辺見児童クラブ

上辺見児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（160 m²）を使用しています。

定員 92 人に対し、登録児童数は 70 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 12,493 千円で、保護者負担金 3,478 千円のほか、国・県の補助金 5,388 千円、合計 8,866 千円の収入があります。

⑭ 小堤児童クラブ

小堤児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（128 m²）を使用しています。

定員 76 人に対し、登録児童数は 57 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 10,267 千円で、保護者負担金 2,832 千円のほか、国・県の補助金 4,499 千円、合計 7,331 千円の収入があります。

⑮ 上大野児童クラブ

上大野児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（52 m²）を使用しています。

定員 31 人に対し、登録児童数は 29 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 5,475 千円で、保護者負担金 1,441 千円のほか、国・県の補助金 2,115 千円、合計 3,556 千円の収入があります。

⑯ 駒羽根児童クラブ

駒羽根児童クラブの施設は、学校隣接地に設置した専用施設で、鉄骨造平屋建、延床面積 174 m²。平成 22 年に新耐震基準で建築した建物です。

2 教室で運営し、定員 78 人に対し、登録児童数は 66 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 12,490 千円で、保護者負担金 3,279 千円のほか、国・県の補助金 4,920 千円、合計 8,199 千円の収入があります。

⑰ 西牛谷児童クラブ

西牛谷児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（64 m²）を使用しています。

定員 38 人に対し、登録児童数は 39 人で、児童 1 人当たりの基準面積をほぼ満たしています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 7,186 千円で、保護者負担金 1,938 千円のほか、国・県の補助金 3,038 千円、合計 4,976 千円の収入があります。

取組 児童数の増加に伴い令和 3 年 1 月からリース契約により専用施設（延床面積 220.32 m²、鉄骨造平屋建）を整備しました。

リース契約終了後は、市へ譲渡される予定です。

⑱ 水海児童クラブ

水海児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（89.52 m²）を使用しています。

定員 54 人に対し、登録児童数は 59 人で、児童 1 人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 10,610 千円で、保護者負担金 2,931 千円のほか、国・県の補助金 4,663 千円、合計 7,594 千円の収入があります。

⑱ 下辺見児童クラブ

下辺見児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（128㎡）を使用しています。

定員76人に対し、登録児童数は95人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は16,772千円で、保護者負担金4,720千円のほか、国・県の補助金7,812千円、合計12,532千円の収入があります。

取組 児童数の増加により校舎内の多目的室（120㎡）を追加で使用しています。

⑳ 中央小児童クラブ

中央小児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建及び軽量鉄骨造平屋建の2棟、延床面積156.23㎡及び82.35㎡。木造の建物は平成13年に、軽量鉄骨造の建物は平成17年にいずれも新耐震基準で建築した建物です。

2教室で運営し、定員98人に対し、登録児童数は110人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は20,865千円で、保護者負担金5,465千円のほか、国・県の補助金8,288千円、合計13,753千円の収入があります。

㉑ 諸川児童クラブ

諸川児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建、延床面積181㎡。平成25年に新耐震基準で建築した建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は100人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は19,188千円で、保護者負担金4,968千円のほか、国・県の補助金8,550千円、合計13,518千円の収入があります。

取組 児童数の増加に伴い、令和2年1月からリース契約により専用施設（延床面積：123.19㎡、軽量鉄骨造平屋建）を整備しました。リース契約終了後は、市へ譲渡される予定です。

㉒ 大和田児童クラブ

大和田児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、鉄骨造平屋建、延床面積83㎡。平成19年に新耐震基準で建築した建物です。

定員39人に対し、登録児童数は32人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は6,341千円で、保護者負担金1,590千円のほか、国・県の補助金2,752千円、合計4,342千円の収入があります。

㉓ 駒込児童クラブ

駒込児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（53.37㎡）を使用しています。

定員32人に対し、登録児童数は29人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は5,475千円で、保護者負担金1,441千円のほか、国・県の補助金2,254千円、合計3,695千円の収入があります。

取組 児童数の増加により校舎内の多目的室（128㎡）を追加で使用しています。

㊸ 八俣児童クラブ

八俣児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、軽量鉄骨造平屋建、延床面積202.30㎡。平成30年からリース契約している建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は64人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は11,466千円で、保護者負担金3,180千円のほか、国・県の補助金5,216千円、合計8,396千円の収入があります。

取組 平成30年10月から令和6年9月までのリース契約終了に伴い校舎内の教室（128㎡）を使用しています。リース専用施設は解体しました。

㊹ 名崎児童クラブ

名崎児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（144㎡）を使用しています。

定員86人に対し、登録児童数は84人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は14,889千円で、保護者負担金4,173千円のほか、国・県の補助金6,750千円、合計10,923千円の収入があります。

㊺ 仁連児童クラブ

仁連児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（128㎡）を使用しています。

定員76人に対し、登録児童数は55人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は9,925千円で、保護者負担金2,732千円のほか、国・県の補助金4,322千円、合計7,054千円の収入があります。

（まとめ）

少子化に伴い児童数は減少傾向ですが、共働き世帯の増加により放課後子ども対策は、子育て支援の一環として今後も高いニーズが予想されることから、今後も必要です。

現在の施設配置は、専用施設や学校内の教室を転用して設置しているほか、コミュニティセンターの一部を使用して設置しています。今後、施設の改修等に備えて配置基準を明確にしておくことが必要です。

保護者負担金については、児童クラブを利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について検討が必要です。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--|---|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 児童クラブ 【共通事項】 | 継続 | — | <p>【機能】 少子化により児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯が増加傾向にあり、子育て支援の一環として今後も必要です。</p> <p>【管理運営】 地域力や民間活力を活用した管理運営手法を継続します。民間委託で実施している児童クラブについては業務仕様書の内容（要求水準）を精査し、委託料の適正化を図る必要があります。</p> <p>保護者負担金については、他の自治体における児童クラブの利用料の導入状況を精査し、受益者負担の適正化について検討が必要です。</p> |
| ② ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑱ ㉓ ⑳ ㉔ ㉕ ㉖ | 2 スマイルクラブ たんぼぼ 4 小クラブ たけのこ 4 小クラブ 4 小第 3 児童クラブ 5 小つくしんぼクラブ 釈迦児童クラブ 下大野児童クラブ 上辺見児童クラブ 小堤児童クラブ 上大野児童クラブ 水海児童クラブ 駒込児童クラブ 八俣児童クラブ 名崎児童クラブ 仁連児童クラブ | 継続 | 継続 | <p>【建物】 学校施設を利用していることから、学校の改修等に合わせた対応が必要です。</p> <p>なお、学校規模・配置の適正化の取組の進展にあわせ、配置のあり方について検討が必要です。</p> |
| ① | 1 小クローバー児童クラブ | 継続 | 継続 | <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 7 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。</p> |
| ③ | 3 小のびっこ児童クラブ | 継続 | 継続 | <p>【建物】 令和 4 年度に旧給食室を改修し児童クラブとして整備しました。新耐震基準の建物であり、継続使用が必要です。</p> <p>また、児童数増加に対応するため一時的に校舎内の特別教室も使用しています。</p> |

| | | | | |
|---|------------------|----|----|--|
| ⑧ | 6 小平和町児童クラブ | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 10 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。 |
| ⑨ | 7 小ひまわり児童クラブ | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 12 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。 |
| ⑩ | 7 小ひまわり第 3 児童クラブ | 継続 | 検討 | 【建物】 三和いこいの家の一部を使用しており、同施設の今後の方向性を踏まえ、施設のあり方について、学校施設内への移転を含めて検討が必要です。 |
| ⑯ | 駒羽根児童クラブ | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 14 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。 |
| ⑰ | 西牛谷児童クラブ | 継続 | 継続 | 【建物】 リース契約の施設は、新耐震基準の建物であり、令和 3 年 1 月から 10 年間のリース契約のため、その後の継続使用が必要です。 |
| ⑱ | 下辺見児童クラブ | 継続 | 新設 | 【建物】 今後の児童数の増加に伴い校舎内での設置が困難になるため専用施設の整備が必要です。 |
| ⑳ | 中央小児童クラブ | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 23 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。 |
| ㉑ | 諸川児童クラブ | 継続 | 継続 | 【建物】 市有施設は、新耐震基準の建物であり、建築後 11 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。 追加で設置したリース契約の施設は、新耐震基準の建物であり、令和 2 年 1 月から 10 年間のリース契約のため、その後の継続使用が必要です。 |
| ㉒ | 大和田児童クラブ | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 17 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。 |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 少子化により児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い、放課後子ども対策へのニーズが高まっていることから、児童の健全育成と、見守り対策として継続します。
- 施設の配置については、子どもたちの利便性と安全性を考慮し、学校校舎内への配置を原則とし、校舎内への設置が困難な場合は、学校敷地内もしくは他の公共施設を活用して適正規模の施設配置を進めます。
- 管理運営について、保護者会運営の児童クラブはその自主性を尊重し、今後も補助金を交付しながら運営を継続し、民間委託で実施している児童クラブについては、地域力・民間活力を活用した管理運営手法を継続します。
- 保護者負担金については、周辺自治体との均衡を図りながら、定期的に受益者負担のあり方について検討します。

【個別施設の方向性】

- ② 2小スマイルクラブ ④ たんぼぼ4小クラブ ⑤ たけのこ4小クラブ
- ⑥ 4小第3児童クラブ ⑦ 5小つくしんぼクラブ ⑪ 釈迦児童クラブ ⑫ 下大野児童クラブ
- ⑬ 上辺見児童クラブ ⑭ 小堤児童クラブ ⑮ 上大野児童クラブ ⑯ 水海児童クラブ
- ㉓ 駒込児童クラブ ㉔ 八俣児童クラブ ㉕ 名崎児童クラブ ㉖ 仁連児童クラブ

学校校舎内に設置している児童クラブについては、学校の改修等にあわせて対応します。

なお、学校規模・配置の適正化の取組の進展にあわせ、配置のあり方について検討します。

⑩ 7小ひまわり第3児童クラブ

使用している施設（コミュニティセンター）の今後の方向性を考慮して児童クラブの配置について協議し、その結論を踏まえ今後の施設のあり方を検討します。

- ① 1小クローバー児童クラブ ③ 3小のびっこ児童クラブ ⑧ 6小平和町児童クラブ
- ⑨ 7小ひまわり児童クラブ ⑯ 駒羽根児童クラブ ㉑ 中央小児童クラブ
- ㉒ 大和田児童クラブ

いずれの施設も新耐震基準の建物であり、建築後7年から23年経過の建物のため、必要な修繕を行い継続使用します。

⑰ 西牛谷児童クラブ

リース契約の施設は、新耐震基準の建物であり、令和3年1月から10年間のリース契約のため、継続使用します。

⑱ 下辺見児童クラブ

今後の児童数の増加に伴い校舎内での設置が困難になるため、学校敷地内にて専用施設の整備を行います。

㉑ 諸川児童クラブ

市有施設は、新耐震基準の建物であり、建築後11年経過の建物のため、必要な修繕を行い継続使用します。追加で設置したリース契約の施設は、新耐震基準の建物であり、令和2年1月から10年間のリース契約のため、継続使用します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|---|-----------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ② 2小スマイルクラブ ④ たんぼぼ4小クラブ ⑤ たけのこ4小クラブ ⑥ 4小第3児童クラブ ⑦ 5小つくしんぼクラブ ⑪ 釈迦児童クラブ ⑫ 下大野児童クラブ ⑬ 上辺見児童クラブ ⑭ 小堤児童クラブ ⑮ 上大野児童クラブ ⑯ 水海児童クラブ ㉓ 駒込児童クラブ ㉔ 八俣児童クラブ ㉕ 名崎児童クラブ ㉖ 仁連児童クラブ | | | | | | |
| | 学校の改修にあわせた児童クラブ施設の改修の対応 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 学校の適正規模・適正配置の進展に合わせ児童クラブの配置のあり方検討 | | | | | |
| | | | | | | |
| ⑩ 7小ひまわり第3児童クラブ | → | → | → | → | → | → |
| | 施設の方向性を考慮し児童クラブのあり方検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ① 1小クローバー児童クラブ ③ 3小のびっこ児童クラブ ⑧ 6小平和町児童クラブ ⑨ 7小ひまわり児童クラブ ⑯ 駒羽根児童クラブ ㉒ 中央小児童クラブ ㉔ 大和田児童クラブ | | | | | | |
| | 必要な修繕を行い継続使用 | | | | | |
| ⑰ 西牛谷児童クラブ | | | | | | |
| | リース契約に基づき継続使用 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|-------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|
| ⑱ 下辺見児童クラブ | → | | | | | |
| | 学校の改修にあわせた児童クラブ施設の改修の対応 | | | | | |
| ⑳ 諸川児童クラブ | → | | | | | |
| | 施設整備 | | | | | |
| | | 施設整備後利用開始。年数経過により必要な修繕を行い、継続使用 | | | | |
| | | | | | | |
| | | (市有施設) 必要な修繕を行い継続使用 | | | | |
| | | (リース施設) 契約に基づき継続使用 | | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|----------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 1 小クローバークラブ | 0 | 0 | |
| ⑧ 6 小平和町児童クラブ | 0 | 0 | |
| ⑨ 7 小ひまわり児童クラブ | 0 | 280 | |
| ⑯ 駒羽根児童クラブ | 0 | 0 | |
| ⑳ 中央小児童クラブ | 0 | 0 | |
| ㉑ 諸川児童クラブ | 0 | 0 | |
| ㉒ 大和田児童クラブ | 0 | 0 | |

ウ その他子育て支援施設

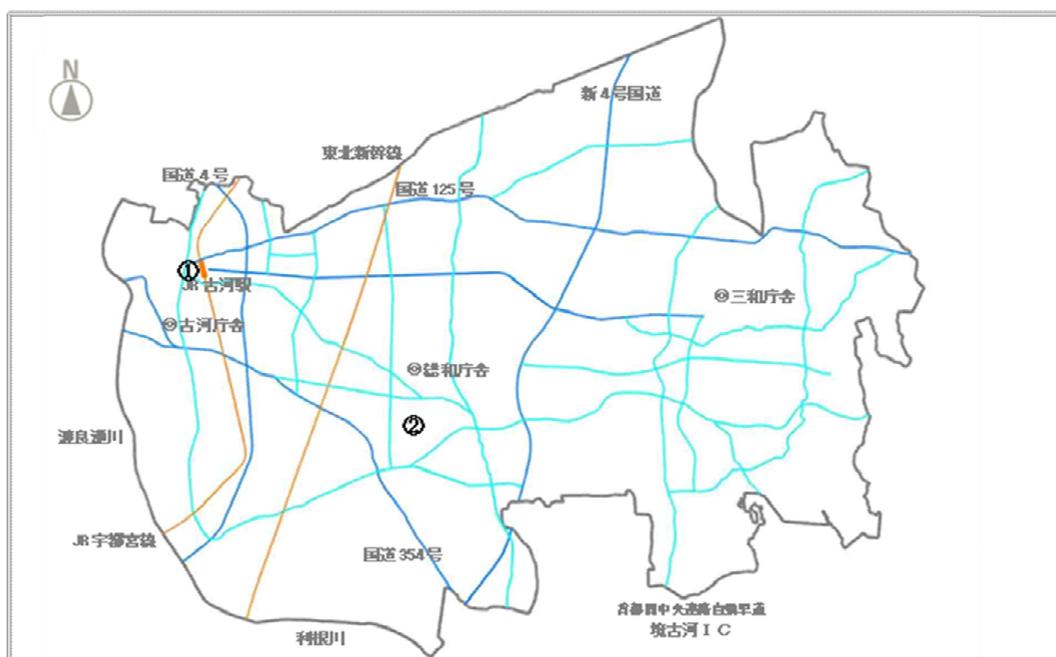
乳児とその親などに対し健全な遊びや創造的な体験・交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報やコミュニティの場等を提供し、子育てに関する市民の多様な需要に対応することを目的に子育て広場2施設を設置しています。

また、市内に地域子育て支援センターを設置（10か所）しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|-----------|-----------|-----|--------|
| ① | 駅前子育て広場 | 本町四丁目1番1号 | 古河 | こども政策課 |
| ② | ネーブル子育て広場 | 駒羽根620番地 | 総和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|-----------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|--------|-------------------|--------------|---------|
| ① | 駅前子育て広場 | H9 | 47 | 27 | 520.76 | 指定管理 | 委 11 | 39,412 | 5,158 | 34,400 |
| ② | ネーブル子育て広場 | H15 | 22 | 21 | 219 | | 委 9 | 11,631 (8,741) | 0 (8,499) | 24,500 |

※支出額、収入額の上段は市の収支、下段は指定管理者の収支

※駅前子育て広場の運営は、平成31年度に直営管理（委託）から指定管理へ切り替えました。

① 駅前子育て広場

駅前子育て広場は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 520.76 m²。平成 9 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 27 年経過しています。平成 28 年に大規模修繕を行っています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、9時から17時まで（夏季期間＝4月～9月は18時まで）で、施設の管理運営は直営で、事業運営は委託で行い、委託料を含む管理運営費の総額は 39,412 千円で、国・県の補助金（4,969 千円）や事業収入などあわせて 5,158 千円の収入があります。

施設は、おもちゃコーナー・遊戯室と支援センター室などで構成し、子育て親子の交流と語り合いの場の提供、乳幼児の遊び場の提供、子育ての悩み相談などの事業を実施しており、1日当たり約 98 人、年間約 34,400 人が利用しています。

② ネーブル子育て広場

ネーブル子育て広場は、木造 2 階建、延床面積 219 m²。平成 15 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 21 年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、9時から18時までで、施設の管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 8,741 千円、指定管理料 8,380 千円のほか、利用料金などの収入が 119 千円、合計 8,499 千円の収入があります。市の支出額は指定管理料のほか、人件費を合わせて 11,631 千円となっています。

施設内のプレイルームにて子育て親子の交流と語り合いの場、乳幼児の遊び場の提供、子育ての悩み相談などの事業を実施し、1日当たり約 63 人、年間約 24,500 人が利用しています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|-----------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 子育て広場 【共通事項】 | 継続 | — | 【機能】 就学前児童に健全な遊びの場や創造的な体験活動の機会を提供するとともに、子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため今後も必要です。 【管理運営】 指定管理者制度を継続します。 |
| ① | 駅前子育て広場 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 27 年経過していることから、計画的な改修が必要です。 |
| ② | ネーブル子育て広場 | 継続 | 継続 | 【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 21 年経過していることから、計画的な改修が必要です。 |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 子育て広場事業については、就学前児童に健全な遊びの場や創造的な体験活動の機会を提供するとともに、子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため継続します。
- 子育て広場の管理運営については、指定管理者制度による運営を継続します。

【個別施設の方向性】

① 駅前子育て広場

新耐震基準の建物であり、建築後 27 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

② ネーブル子育て広場

新耐震基準の建物であり、建築後 21 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| ①駅前子育て広場 | | | | | | |
| ②ネーブル子育て広場 | 予防保全計画の策定 | | 計画に基づく対応 | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10 年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|-------------|----------------------|-----------------|----|
| ① 駅前子育て広場 | 88,529 | 3,907 | |
| ② ネーブル子育て広場 | 0 | 8,380 | |

(7) 保健・福祉施設

健診や市民の健康づくり、健康教育の拠点として「古河福祉の森会館」を設置しています。施設には、心身の発達に支援を必要とする児童の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うため、児童発達支援センターを併設しています。

また、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための保健・福祉に関する総合的サービスを提供するため2つの福祉センターを設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|----------------|--------------|-----|--------|
| ① | 古河福祉の森会館 | 新久田 271 番地 1 | 古河 | 健康づくり課 |
| ② | 総和福祉センター（健康の駅） | 駒羽根 1501 番地 | 総和 | 福祉推進課 |
| ③ | 三和地域福祉センター | 仁連 2228 番地 7 | 三和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|----------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|---------------------|---------|--------|---------|
| ① | 古河福祉の森会館 | H8 | 50 | 28 | 8,216 | 直営管理 | 正 41 非 12 臨 4 | 207,909 | 16,248 | 90,000 |
| ② | 総和福祉センター（健康の駅） | H16 | 50 | 20 | 4,200 | | 正 83 非 26 委 4 | 34,908 | 501 | 47,400 |
| ③ | 三和地域福祉センター | H5 | 50 | 31 | 1,793 | | 委 7 | 9,379 | 1,009 | 10,000 |

※令和2年度から施設の維持管理・保守点検は、包括管理業務を導入しました。

① 古河福祉の森会館

古河福祉の森会館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積8,216㎡。平成8年に新耐震基準で建築した建物で、建築後28年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始と館内清掃日等（11日/年）を除く毎日、9時から22時までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は207,909千円となっています。施設の使用料（3,080千円）、利用管理者負担金など16,248千円の収入があります。

施設は、ホール、研修室1～7号、視聴覚室、調理室、創作室1・2号、トレーニングルームなどで構成し、乳幼児健診やがん検診等で約120日間、約11,100人が受診しているほか、児童発達支援センターでは、約3,200人が利用しています。

また、市民の自主的な学習活動や保健活動（約53,600人）やトレーニングルーム（約22,200人）の利用があり、年間利用者数は約90,000人となっています。なお、社会福祉協議会やNPO法人が事務所を置いています。施設の利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-------|---------|------------|---------|
| ホール | 34.0 | 視聴覚室 | 14.3 |
| 研修室1号 | 8.3 | 調理室 | 22.0 |
| 研修室2号 | 23.3 | 創作室1号 | 34.7 |
| 研修室3号 | 16.3 | 創作室2号 | 45.0 |
| 研修室4号 | 25.3 | トレーニングルーム | — |
| 研修室5号 | 18.7 | 保健ステーション | 12.0 |
| 研修室6号 | 18.7 | 児童発達支援センター | 66.7 |
| 研修室7号 | 21.3 | 訓練室 | |

取組 令和6年度にホール特定天井の耐震改修工事、会館の照明改修工事（LED化）を実施しました。

② 総和福祉センター（健康の駅）

総和福祉センター（健康の駅）は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、延床面積4,200㎡。平成16年に新耐震基準で建築した建物で、建築後20年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始、祝祭日を除く毎日、平日は8時30分～21時まで、土・日曜日は8時30分～17時15分までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は34,908千円となっています。施設の利用料及び行政財産使用料として501千円の収入があります。

施設は、社会福祉センター（視聴覚室1～3、和室、トレーニングルームなど）、健康づくりセンター（健診ホール、調理室、機能回復訓練室など）で構成し、福祉事務所の所管課が執務を行っています。

社会福祉センターと健康づくりセンターでは、市が実施する会議、説明会、教室、健診のほか、貸館やボランティア団体による利用などにより年間約47,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 視聴覚室 1・2 | 40.2 | 健診ホール | 41.5 |
| 視聴覚室 3 | 41.0 | 機能回復訓練室 | 31.1 |
| ボランティア作業室 | 36.4 | 健康教育室 | 31.7 |
| 調理室 | 17.7 | グループ訓練室 | 26.6 |
| 和室 | 13.2 | トレーニングルーム | — |

取組 令和元年度に駐車場の拡張工事を実施しました。

③ 三和地域福祉センター

三和地域福祉センターは、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建、延床面積 1,793 ㎡。平成 5 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 31 年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始と祝祭日、土・日曜日を除く毎日、8 時 30 分～17 時 15 分までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は 9,379 千円となっています。施設の利用料及び行政財産使用料として 1,009 千円の収入があります。

施設は、本館（研修室 1・2、教育娯楽室、機能回復訓練室、大小浴室など）とワークス棟で構成し、市が実施する会議、説明会、教室、健診のほか、貸館やボランティア団体による利用などにより年間約 10,000 人が利用しています。

なお、浴室については、設備の老朽化により平成 25 年より使用していません。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-------|---------|---------|---------|
| 研修室 1 | 42.4 | 機能回復訓練室 | 31.4 |
| 研修室 2 | 45.5 | 大・小浴室 | 未使用 |
| 教育娯楽室 | 38.5 | ワークス棟 | — |

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|----------------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | 古河福祉の森会館 | 検討 | 継続 | <p>【機能】 市民の健康づくりや保健衛生に関する事業展開の拠点施設であり、今後も必要なものの、地理的に偏在しており、各種検診等の事業や地域保健活動を行う上で効率的かつ効果的な活動に支障をきたしていることから、庁舎のあり方の検討とあわせ、中核的な保健センターの配置について総和福祉センター（健康の駅）との機能統合を含め検討が必要です。</p> <p>一方、既に市民の保健・福祉活動等に使用されているものの、全体として十分使い切れていないことから、施設の位置付け、あり方について検討し、有効活用を図る必要があります。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 28 年経過しています。将来を見据え、施設の長寿命化が必要です。</p> <p>【管理運営】 包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営や施設の有効活用の検討が必要です。</p> |
| ② | 総和福祉センター（健康の駅） | 継続 | 継続 | <p>【機能】 市民の福祉に関する事業展開の拠点施設であり、機能は継続しますが、福祉の森会館との機能統合を含め、施設の活用方法について検討が必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 20 年経過しています。将来を見据え、施設長寿命化計画に基づく計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営や施設の有効活用の検討が必要です。</p> |

| | | | | |
|---|------------|----|----|---|
| ③ | 三和地域福祉センター | 検討 | 継続 | <p>【機能】 保健・医療・福祉に関する総合的サービスを提供する福祉センターとして設置したものの、現状は、地域団体や自主活動グループなどが使用しており、改めて地域利用施設としての活用実態を精査するとともに、中核的な保健センターの配置の状況をとらえ、当施設の今後のあり方について検討が必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 31 年経過していることから、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営や施設の有効活用の検討が必要です。</p> |
|---|------------|----|----|---|

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民が健康で安心して生きがいを持って暮らすため、保健・福祉の拠点として、また、ボランティアや市民活動の拠点として継続します。
- 管理運営については当面、現行どおり市の直営管理としますが、施設利用の検討結果にあわせ管理運営手法のあり方について検討します。
- 施設利用料について受益者負担の観点から、減額・免除規定の見直しを含めて検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河福祉の森会館

市民の健康づくりや保健衛生に関する事業展開の拠点施設であり、機能は継続します。

しかしながら、施設の設置場所が、地理的に偏在しており、各種検診等の事業や地域保健活動を行う上で効率的かつ効果的な活動に支障をきたしていることから、庁舎のあり方の検討とあわせ、中核的な保健センターの配置場所について、総和福祉センター（健康の駅）との機能統合を含め検討します。

一方、既に市民の保健・福祉活動等に使用されているものの、全体として十分使い切れていないことから、施設の有効活用を図るため、施設の位置付け、あり方について検討します。

施設は、新耐震基準の建物であり、建築後 28 年経過するため、長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を進めます。

包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営を検討するとともに、施設の有効活用や施設使用料の受益者負担の適正化について検討します。

② 総和福祉センター（健康の駅）

市民の福祉に関する事業展開の拠点施設であり、機能（施策、事業）については、現在の利用状況を継続します。また、施設を継続利用するに当たり、福祉の森会館との機能統合を含め検討します。

施設は、新耐震基準の建物であり、建築後 20 年経過するため、令和 6 年に策定した長寿命化計画に基づき、長寿命化工事を実施します。

包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営や施設の活用方法について検討します。

③ 三和地域福祉センター

保健・医療・福祉に関する総合的サービスを提供する福祉センターとして設置したものの、現状は、地域団体や自主活動グループなどが使用しており、改めて利用実態を精査するとともに、中核的な保健センターの配置の状況をとらえ、当施設の今後のあり方について管理運営手法を含めて検討します。

施設は、新耐震基準の建物であり、建築後 31 年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営や施設の活用方法について検討します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|----------------------|--|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| ① 古河福祉の森 会館 | → | |→ | | | |
| | 庁舎のあり方検討に合わせ、行政機能の配置の検討（健康の駅との機能統合含む） 受益者負担のあり方検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ② 総和福祉セン ター（健康の駅） | → | |→ | | | |
| | 庁舎のあり方検討に合わせ、行政機能の配置の検討 古河福祉の森会館との機能統合の検討 管理運営手法、受益者負担のあり方検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ③ 三和地域福祉 センター | → | |→ | | | |
| | 利用実態の精査、施設のあり方の検討 管理運営手法、受益者負担のあり方検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| | → | |→ | | | |
| | 予防保全計画の策定 | | 計画に基づく対応 | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|------------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河福祉の森会館 | 2,206,250 | 76,495 | |
| ② 総和福祉センター（健康の駅） | 0 | 29,033 | |

(8) 医療施設

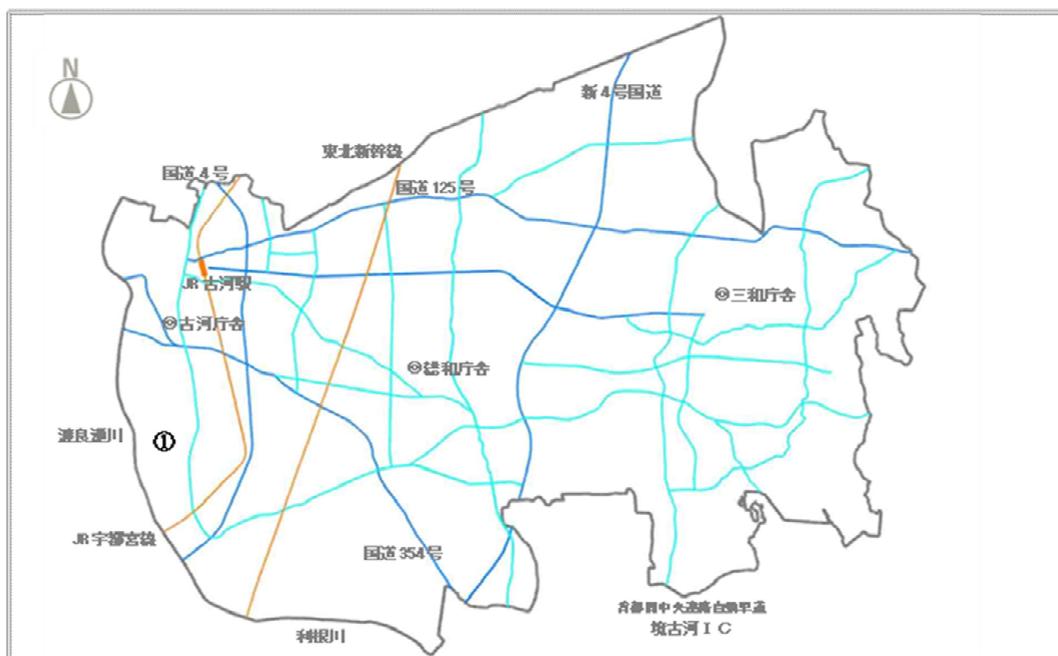
地域住民の健康保持に必要な地域医療を確保するため、1か所の診療所を設置しています。

なお、市内には同じ診療科を有する民間の診療所（個人の医院を含む）が35か所（古河地区20か所、総和地区8か所、三和地区7か所）設置されています。

a 施設概要

| 施設No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|-------|-----------|--------------|-----|-----------|
| ① | 古河福祉の森診療所 | 新久田 271 番地 1 | 古河 | 古河福祉の森診療所 |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|-------|-----------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|----------------|---------|---------|---------|
| ① | 古河福祉の森診療所 | H8 | 50 | 28 | 1,114.00 | 直営管理 | 正8 非1 委1 | 139,444 | 112,156 | 12,400 |

※令和2年度から施設の維持管理・保守点検は、包括管理業務を導入しました。

① 古河福祉の森診療所

古河福祉の森診療所は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は1,114 m²。平成8年に新耐震基準で建築した建物で、建築後28年経過しています。平成30年には、屋根補修工事を実施しています。

診療科目は内科・外科で、診療日及び診療時間は、土日祝・年末年始を除く毎日、8時30分から17時15分まで。管理運営は直営で行い、人件費を含む管理運営費は139,444千円、診療報酬など事業収入は112,156千円となっています。なお、不足額5,300千円を一般会計からの繰入で賄っています。

施設は、古河福祉の森診療所（診療室 2、処置室 1、レントゲン室、検査室、内視鏡室等）、旧古河夜間診療所などで構成し、年間約 12,400 人が利用しています。平成 30 年度まで、旧夜間診療所はリハビリの施設として利用していましたが、隣接の古河福祉の森会館に移管し、現在は未利用となっています。

【利用状況】

| | |
|--------|------------|
| 年間利用者数 | 約 12,400 人 |
|--------|------------|

取組 令和 6 年度に古河福祉の森会館とあわせて照明改修工事（LED 化）を実施しました。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|-----------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | 古河福祉の森診療所 | 検討 | 継続 | <p>【機能】 周辺における民間医療機関の配置状況を精査するとともに、保健・医療・福祉・介護の連携を図るための公立診療所の役割について検討が必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 28 年経過していることから、施設の長寿命化が必要です。</p> <p>【管理運営】 包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営について検討が必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 古河福祉の森診療所は、公立診療所として、一般の外来診療に加え、在宅療養支援診療所としての役割を担ってきましたが、今後は、地域で支え合う医療機関との連携体制について検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河福祉の森診療所

新耐震基準の建物であるものの、建築後 28 年経過するため、長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を進めます。

包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営について検討します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|----------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ①古河福祉の森 診療所 | → | → | → | → | → | → |
| | 長寿命化計画の策定 | | 計画に基づく対応 | | | |
| | → | → | → | → | → | → |
| | 機能・施設・経営 のあり方検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |

● 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|-------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河福祉の森診療所 | 278,500 | 6,874 | |

2 行政施設

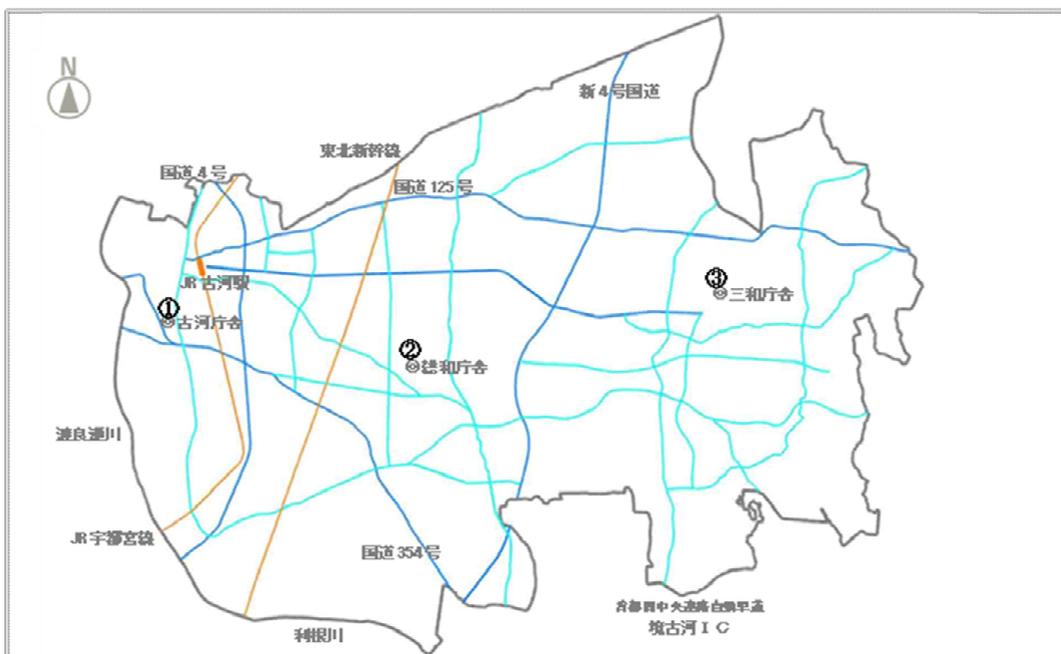
(1) 庁舎施設

市民の暮らしに必要な手続きや相談窓口など行政サービスの提供のほか、議会機能・防災機能などを備えた庁舎として、「古河庁舎」「総和庁舎」「三和庁舎」の三庁舎を分庁舎方式で設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|------|---------------|-----|-------|
| ① | 古河庁舎 | 長谷町 38 番 18 号 | 古河 | 財産活用課 |
| ② | 総和庁舎 | 下大野 2248 番地 | 総和 | |
| ③ | 三和庁舎 | 仁連 2065 番地 | 三和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|------|------------------|-----------|----------------|-----------------------|------|-----------------------|--------|--------|---------|
| ① | 古河庁舎 | S62 | 50 | 37 | 10,232 | 直管管理 | 正 195 非 17 臨 17 | 97,813 | 10,221 | 29,500 |
| ② | 総和庁舎 | S52 H4 S56 | 50 | 47 32 43 | 1,903 1,462 761 | | 正 195 非 13 臨 2 | 83,189 | 3,589 | 26,300 |
| ③ | 三和庁舎 | H16 | 50 | 20 | 7,716.16 | | 正 220 非 3 臨 2 | 92,160 | 2,163 | 26,500 |

※利用者数は市民総合窓口受付件数

※令和2年度から施設の維持管理・保守点検は、包括管理業務を導入しました。

分庁舎方式により、「古河庁舎」には、市民総合窓口のほか、税部門、商工部門、教育委員会及び議会事務局などを、「総和庁舎」には、市民総合窓口のほか、企画・総務・財政などの管理部門、消防防災・交通防犯などの生活安全部門などを、「三和庁舎」には、市民総合窓口のほか、都市建設・上下水道・環境・農政部門などを配置しています。

3庁舎の開庁日及び開庁時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分（総和庁舎の一部の窓口については木曜日に限り19時）までで、施設の管理運営は市直営（保守点検など施設管理業務の一部を民間委託）で行い、施設管理に関わる職員の人件費を含めた3施設の管理運営費の総額は292,241千円となっています。自動販売機の貸付収入など16,000千円の収入があります。

① 古河庁舎

主な建物は、庁舎棟、現業棟、車庫棟などで構成し、庁舎は、鉄骨鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は8,542㎡。昭和62年に新耐震基準で建築した建物で、平成28年から防水修繕・改修工事を行っていますが、建築後37年経過し老朽化が進んでいます。

庁舎は執務室や待合ロビー、議場、小会議室、書庫等で構成し、古河法務局証明サービスセンターを配置しているほか、平成26年度からは、空きスペースを「スペースU古河」の会議室として有効活用を図っています。また、市民活動支援センターを配置しています。

管理運営費は、施設管理に関わる職員の人件費を含め97,813千円で、自動販売機の貸付けや広告付き行政情報モニターの設置などにより年間10,221千円の収入があります。なお、市民総合窓口室の年間受付人数は約29,500人です。

取組 令和4年度から5年度にかけて外壁の改修工事を実施しました。

② 総和庁舎

主な建物は、第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎などで構成し、第一庁舎は、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は1,903㎡。昭和52年に建築した新耐震基準以前の建物で、平成26年度に耐震改修を行っていますが、建築後47年経過し老朽化が顕著になっています。

第二庁舎は、鉄骨造3階建、延床面積は1,462㎡。平成4年に新耐震基準で建築した建物で、建築後32年経過しています。

第三庁舎は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積761㎡。昭和56年に新耐震基準で建築した建物で、建築後43年経過し老朽化が進んでいます。なお、旧館（2,769㎡）については、老朽化により令和元年度に解体しました。

庁舎は執務室や会議室等で構成し、管理運営費は、施設管理に関わる職員の人件費を含め83,189千円で、自動販売機の貸付けや広告付き行政情報モニターの設置などにより年間3,589千円の収入があります。なお、市民総合窓口課の年間受付人数は約26,300人です。

取組 令和元年度から2年度にかけて旧館跡地を駐車場として整備しました。
5年度に照明改修工事（LED化）を実施しました。

③ 三和庁舎

主な建物は庁舎棟、倉庫、車庫などで構成し、庁舎は、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積6,996㎡。平成16年に新耐震基準で建築した建物で、建築後20年経過しています。

庁舎は、執務室、会議室、書庫等で構成し、市民活動支援センターを設置しているほか、3階の一部を三和地域交流センターの会議室として使用しています。

管理運営費は、施設管理に関わる職員の人件費を含め92,160千円で、自動販売機の貸付けや広告付き行政情報モニターの設置などにより年間2,163千円の収入があります。なお、市民総合窓口室の年間受付人数は約26,500人です。

取組 令和2年度から3年度にかけて空調設備の改修工事を実施しました。

(まとめ)

古河市の庁舎は、合併前の旧1市2町の各庁舎を引き続き活用し、平成17年9月の合併時には管理部門を除き、合併以前と同様に各事業担当部署を各庁舎に配属させた「総合支所方式」でスタートしました。その後、平成21年度からは各事業担当部署を一つにまとめ、組織機能を各庁舎に分担させた「分庁舎方式」による行政組織に再編し今日に至っています。

また、合併時から「総和福祉センター（健康の駅）」を古河市福祉事務所として位置付け、子ども福祉課を除く福祉部門を配属しているほか、「古河福祉の森会館」には健康づくり課を配属し、この2施設を含め、実質的には5カ所で庁舎機能を担っていることとなります。

このため、庁舎利用者が場合によっては1カ所で必要な手続き等が完了できず、他の庁舎へ移動することが生じるなど市民サービスの面が課題となっています。

また、議会や庁内外の会議、打ち合わせなどの際に、職員による庁舎間の移動が必要になり、時間的なロスが生じています。また、3庁舎の管理運営費が3億円弱となっており、効率性の面からも、庁舎のあり方について検討が必要になっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|-------|---------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 各庁舎 【共通事項】 | 検討 | — | <p>【機能】</p> <p>市民サービスの提供や市の行政事務などの執務を行う施設として、また、古河市の行政の中核機能として、さらには、災害時の防災拠点として今後も必要です。</p> <p>分庁舎方式により、市民サービスの利便性、職員の庁舎間の移動や効率的な業務展開、三か所の維持管理コストなど様々な課題が生じていることから、庁舎に必要な機能や業務の見直し、現庁舎周辺のまちづくりを含め、庁舎のあり方について検討が必要です。</p> |

| | | | | |
|---|------|----|----|---|
| | | | | <p>【管理運営】</p> <p>包括管理業務を導入している施設の維持管理・保守点検について、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営や施設の有効活用の検討が必要です。</p> |
| ① | 古河庁舎 | 検討 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 37 年経過し老朽化が進んでいます。</p> <p>庁舎のあり方を検討する一方で、当分の間、当該施設は使用していくことを前提に、必要な修繕・改修に取り組むとともに、空きスペースの有効活用について検討が必要です。</p> |
| ② | 総和庁舎 | 検討 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>すべての庁舎棟は新耐震基準の建物であるものの、第一庁舎は建築後 47 年、第二庁舎は建築後 32 年、第三庁舎は建築後 43 年経過し老朽化が進んでいます。</p> <p>庁舎のあり方を検討する一方で、当分の間、当該施設は使用していくことを前提に、必要な修繕・改修に取り組むとともに、空きスペースの有効活用について検討が必要です。</p> |
| ③ | 三和庁舎 | 検討 | 検討 | <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であり、建築後 20 年経過しています。</p> <p>庁舎のあり方を検討する一方で、当分の間、当該施設は使用していくことを前提に、必要な修繕・改修に取り組むとともに、空きスペースの有効活用について検討が必要です。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 庁舎施設は、証明書発行や相談窓口などの様々なサービスを提供する中核的な公共施設として、また、災害発生時の防災拠点としての役割を果たすことが求められており、今後も市政全般の拠点施設として継続します。
- 分庁舎方式の様々な課題が顕在化していることから、庁舎機能のあり方、事務事業の見直し、現庁舎周辺のまちづくりなどの視点から、庁舎のあり方について検討します。
- 庁舎のあり方の検討の一方で、現庁舎は新耐震基準の建物であり、当分の間、使用が可能なことから、必要な修繕・改修を行い継続使用します。改修に当たっては、ユニバーサルデザインを導入するなど、利用者の視点に立った利便性の向上に努めていきます。
- 庁舎施設の敷地を含め、空きスペースや壁面などの貸付や転用など有効的な活用を図ります。

【個別施設の方向性】

① 各庁舎共通

施設の維持管理・保守点検について包括管理委託を導入していることから、業務仕様書の内容を精査し、さらなる効率的な管理運営について検討します。

また、包括管理業務の対象施設と業務の拡大を検討します。

② 古河庁舎

古河庁舎は、新耐震基準の建物であるものの、建築後 37 年経過し、老朽化が進んでいることから、必要な修繕・改修を行い耐用年数まで使用します。また、空きスペースの有効活用を検討します。

③ 総和庁舎

総和庁舎は、すべての棟で新耐震基準の建物であるものの、第一庁舎は建築後 47 年、第二庁舎は建築後 32 年、第三庁舎は建築後 43 年経過し、いずれも老朽化が進んでいます。庁舎のあり方検討と並行し、隣接する中央公民館の建替えに合わせた設備の整備を行い、今後とも計画的な施設の修繕・改修の時期、内容について検討します。

④ 三和庁舎

三和庁舎は、新耐震基準の建物であり、建築後 20 年経過しています。災害対策本部機能移転に伴う設備等の整備は完了しており、必要な修繕・改修を行い耐用年数まで使用します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|----------------|---------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|---------------------|----------------------|
| 庁舎施設 【共通事項】 | 庁舎のあり方検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| | 包括管理業務の導入(令和 2～7 年) 導入の検証 | | | 導入検証に基づく対応 (対象施設の拡大など) | | |
| ①古河庁舎 | 修繕・改修計画の策定 空きスペースの有効 活用検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ②総和庁舎 | 修繕・改修計画の策定 空きスペースの有効 活用検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |
| ③三和庁舎 | 修繕・改修計画の策定 空きスペースの有効 活用検討 | | 検討結果に基づく対応 | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|--------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河庁舎 | 2,231,250 | 79,521 | |
| ② 総和庁舎 | 1,031,500 | 66,331 | |
| ③ 三和庁舎 | 413,280 | 65,755 | |

(2) 消防施設

災害が発生した際、地域に密着し、中核的な役割を果たすとともに、平常時・非常時を問わず市民の安全と安心を守るため、1本部27分団体制で消防組織法に基づき消防団を編成し、その活動の拠点として、消防団詰所・車庫を、古河地区に8施設、総和地区に10施設、三和地区に9施設と、分団ごとに計27施設設置しています。

a 施設概要・b 現状と課題

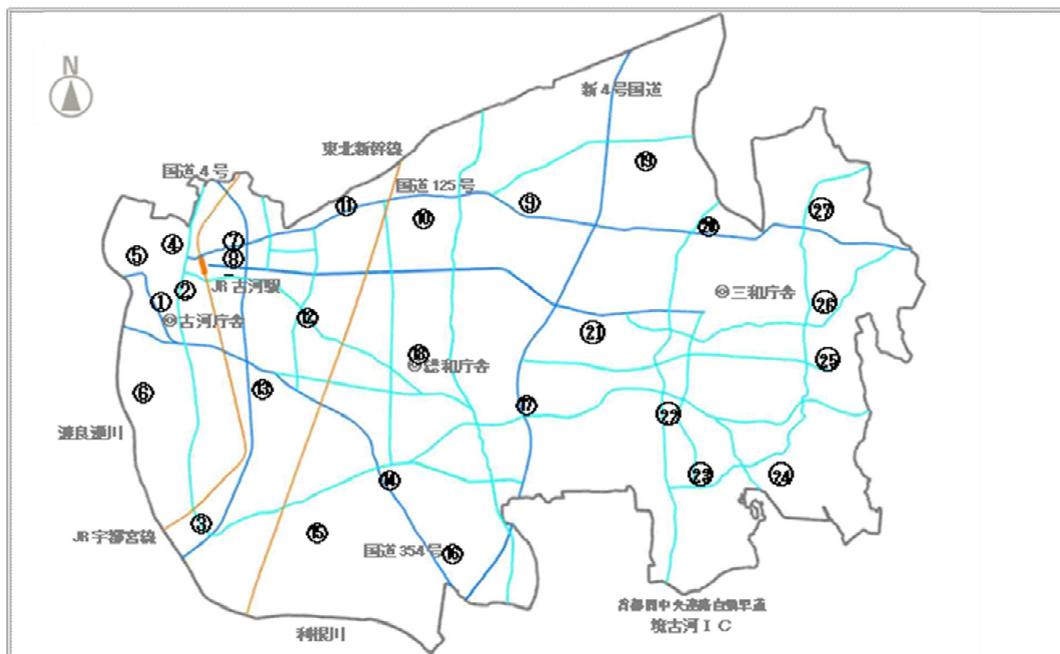
| 施設No. | 施設名 | 地区 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 構造 | 延床面積(㎡) | 支出(千円) | 団員数/定数 |
|-------|-----------------|----|-----|-----------|---------|-------|---------|--------|--------|
| ① | 古河市消防団第1分団詰所・車庫 | 古河 | H13 | 31 | 23 | S造2階 | 74.52 | 1,950 | 12/15 |
| ② | 第2分団詰所・車庫 | | H20 | 38 | 16 | RC造2階 | 52.65 | 1,769 | 15/15 |
| ③ | 第3分団詰所・車庫 | | H23 | 31 | 13 | S造2階 | 133.48 | 2,758 | 14/15 |
| ④ | 第4分団詰所・車庫 | | H13 | 31 | 23 | S造2階 | 193.75 | 2,447 | 15/15 |
| ⑤ | 第5分団詰所・車庫 | | R5 | 31 | 1 | S造1階 | 132.43 | 2,449 | 12/15 |
| ⑥ | 第6分団詰所・車庫 | | H16 | 31 | 20 | S造2階 | 117.82 | 2,357 | 13/15 |
| ⑦ | 第7分団詰所・車庫 | | H9 | 31 | 27 | S造2階 | 115.38 | 2,201 | 12/15 |
| ⑧ | 第8分団詰所・車庫 | | H20 | 38 | 16 | RC造2階 | 79.46 | 1,706 | 10/15 |
| ⑨ | 第9分団詰所・車庫 | 総和 | H4 | 31 | 32 | S造2階 | 89.58 | 2,518 | 11/15 |
| ⑩ | 第10分団詰所・車庫 | | H5 | 31 | 31 | S造2階 | 89.58 | 3,035 | 13/15 |
| ⑪ | 第11分団詰所・車庫 | | H6 | 31 | 30 | S造2階 | 89.58 | 6,020 | 15/15 |
| ⑫ | 第12分団詰所・車庫 | | H3 | 31 | 33 | S造2階 | 89.58 | 2,744 | 15/15 |
| ⑬ | 第13分団詰所・車庫 | | H4 | 31 | 32 | S造2階 | 89.58 | 1,737 | 14/15 |
| ⑭ | 第14分団詰所・車庫 | | H3 | 31 | 33 | S造2階 | 89.58 | 3,882 | 15/15 |
| ⑮ | 第15分団詰所・車庫 | | H4 | 31 | 32 | S造2階 | 89.58 | 2,362 | 15/15 |
| ⑯ | 第16分団詰所・車庫 | | H4 | 31 | 32 | S造2階 | 89.58 | 3,123 | 15/15 |
| ⑰ | 第17分団詰所・車庫 | | H3 | 31 | 33 | S造2階 | 89.58 | 2,834 | 15/15 |
| ⑱ | 第18分団詰所・車庫 | | H4 | 31 | 32 | S造2階 | 89.58 | 2,087 | 11/15 |
| ⑲ | 第19分団詰所・車庫 | 三和 | H16 | 31 | 20 | S造2階 | 99.00 | 3,922 | 15/15 |
| ⑳ | 第20分団詰所・車庫 | | H8 | 31 | 28 | S造2階 | 88.80 | 3,161 | 15/15 |
| ㉑ | 第21分団詰所・車庫 | | H14 | 31 | 22 | S造2階 | 96.00 | 3,888 | 13/15 |
| ㉒ | 第22分団詰所・車庫 | | H10 | 31 | 26 | S造2階 | 96.00 | 3,082 | 15/15 |
| | 第22分団車庫(新築) | | R6 | 31 | 0 | S造1階 | 45.00 | | |
| ㉓ | 第23分団詰所・車庫 | | H15 | 31 | 21 | S造2階 | 96.00 | 3,810 | 15/15 |
| ㉔ | 第24分団詰所・車庫 | | H17 | 31 | 19 | S造2階 | 96.00 | 3,263 | 13/15 |
| ㉕ | 第25分団詰所・車庫 | | H17 | 31 | 19 | S造2階 | 96.00 | 2,778 | 15/15 |
| ㉖ | 第26分団詰所・車庫 | | H6 | 31 | 30 | S造2階 | 96.00 | 3,656 | 14/15 |
| ㉗ | 第27分団詰所・車庫 | | H15 | 31 | 21 | S造2階 | 96.00 | 4,023 | 14/15 |

※S造＝鉄骨造、RC造＝鉄筋コンクリート造

消防団は、地域防災力の中核的役割を担い、その活動拠点となる消防団詰所は、活動の戦略を立てるほか、団員の待機・打合せの場所として、また、消防車両等機械器具の保管・維持管理のための機能を備え、常時、使用できる状態で管理運営しています。

施設は、すべて新耐震基準で建築し、1階が車庫、2階が待機所となっており、常時使用できる状態で市が直営で管理し、管理運営の総額は、人件費を含め79,562千円となっています。

【施設の位置図】



(まとめ)

消防団については、昭和40年代から50年代にかけて分団を編成し、現在も当時の体制を維持していますが、消防団員の高齢化やサラリーマン化により団員の確保が困難になってきていること、常備消防力が充実してきていること、地域の自主防災組織の結成が進んでいることなど、編成当時の状況が大きく変化してきていることから、消防団組織のあり方について検討が必要となっています。

一方、消防団分団詰所については、すべて耐震基準は満たしていますが、建築後20年を超え、老朽化が進んでいる施設が21施設もあること、ポンプ車両の更新時期と同時進行であること、敷地として民有地12箇所を借り受けていることなどの課題も顕在化してきています。

取組 ⑤第5分団詰所・車庫は、消防車の安全で迅速な出動を確保するため、令和5年度に南側の隣接市有地へ詰所の新築・移転を行いました（延床面積132.43㎡、鉄骨造）。

※旧詰所は、令和6年度解体済みです。

②第22分団詰所・車庫は、県道つくば古河線の拡幅工事に伴い、詰所敷地が狭隘になってしまうため、令和6年度に車庫を西向きに増築しました（延床面積45㎡、鉄骨造）。併せて、ポンプ車の県道までの動線確保のため、西側敷地に団員駐車場を整備しました。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|--------------------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 消防団詰所・車庫 【共通事項】 | 継続 | 継続 | <p>【機能】 市民の生命や財産を守るため、火災の消火や救急活動等を行う拠点として、今後も必要です。</p> <p>【施設】 消防団組織については、昭和40年代から50年代にかけて編成した当時の分団数で推移しており、消防団を取り巻く環境の変化を捉え、消防団の組織及び配置のあり方、団員の規模と確保対策、施設の配置のあり方などについて、消防団本部及び関係機関等と協議が必要です。</p> <p>その上で、再編統合を進めるとともに、今後も継続していく施設については、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 日常管理は消防団員が行うなどの効率的な管理が必要であり、管理運営は市が直営で行う、現行どおりとします。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民の生命や財産を守るため、火災の消火や自然災害における救命救助等の救急活動を行うため、消防団の機能は継続します。
- 消防団員の高齢化やサラリーマン化による団員の確保が困難になっていることや常備消防の充実強化が図られているなかで、常備消防を補完する非常備消防としての消防団組織及び配置のあり方について関係者で協議します。
- 消防団詰所・車庫については、消防団組織及び配置のあり方の協議結果を踏まえ、またポンプ車両の更新とあわせた今後のあり方について検討します。
- 管理運営については、現行どおり市の直営管理とします。

【個別施設の方向性】

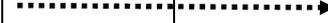
① 古河市消防団第1分団詰所・車庫 ～ ㉔ 古河市消防団第27分団詰所・車庫

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図っていきます。

その上で、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を聞きながら、消防団組織のあり方と適正配置(人員・規模・場所含む)を検討し、その結果に基づき、消防団施設の配置のあり方・

機能のあり方・老朽化した施設のあり方について検討し、今後継続使用する施設については、予防保全を含む計画的な改修による長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|-----------------------|---|-----------------|-----------------|--|------------------|---|
| ①～㉑消防団詰所・車庫 【共通事項】 |  消防団組織及び配置のあり方についてポンプ車の更新とあわせた関係者協議 | | |  協議結果を踏まえ、今後のあり方の検討 | |  検討結果に基づく対応 |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|-------------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河市消防団第1分団詰所・車庫 | — | 150 | |
| ② 第2分団詰所・車庫 | — | 106 | |
| ③ 第3分団詰所・車庫 | — | 176 | |
| ④ 第4分団詰所・車庫 | — | 159 | |
| ⑤ 第5分団詰所・車庫 | — | 192 | |
| ⑥ 第6分団詰所・車庫 | — | 154 | |
| ⑦ 第7分団詰所・車庫 | — | 232 | |
| ⑧ 第8分団詰所・車庫 | — | 163 | |
| ⑨ 第9分団詰所・車庫 | — | 241 | |
| ⑩ 第10分団詰所・車庫 | — | 197 | |
| ⑪ 第11分団詰所・車庫 | — | 245 | |
| ⑫ 第12分団詰所・車庫 | — | 200 | |
| ⑬ 第13分団詰所・車庫 | — | 234 | |
| ⑭ 第14分団詰所・車庫 | — | 256 | |
| ⑮ 第15分団詰所・車庫 | — | 225 | |
| ⑯ 第16分団詰所・車庫 | — | 209 | |
| ⑰ 第17分団詰所・車庫 | — | 246 | |
| ⑱ 第18分団詰所・車庫 | — | 218 | |
| ⑲ 第19分団詰所・車庫 | — | 292 | |
| ⑳ 第20分団詰所・車庫 | — | 233 | |
| ㉑ 第21分団詰所・車庫 | — | 227 | |

| | | | | |
|----|--------------|---|-----|--|
| ②② | 第 22 分団詰所・車庫 | — | 296 | |
| ②③ | 第 23 分団詰所・車庫 | — | 289 | |
| ②④ | 第 24 分団詰所・車庫 | — | 220 | |
| ②⑤ | 第 25 分団詰所・車庫 | — | 150 | |
| ②⑥ | 第 26 分団詰所・車庫 | — | 266 | |
| ②⑦ | 第 27 分団詰所・車庫 | — | 236 | |

(3) 環境衛生施設

公衆衛生その他公共の福祉の観点から、墓地、埋葬等に関する法律に基づき古河市斎場（火葬棟及び葬祭棟）を設置しています。

また、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に古河クリーンセンターを設置しています。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|------------|------------|-----|----------------|
| ① | 古河市斎場 | 三杉町二丁目1番1号 | 古河 | 環境課 環境施設管理室 |
| ② | 古河クリーンセンター | 牧野地768番地1 | | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用件数・処理量 |
|--------|------------|-----------|-----------|---------|-----------------------|------|-----------------|--------------------|---------------|----------|
| ① | 古河市斎場 | R5 H10 | 50 | 1 26 | 1,009.7 483 | 指定管理 | 委4 | 19,849 (71,094) | 0 (71,150) | 920件 |
| ② | 古河クリーンセンター | H6 | 38 | 30 | 4,144 | 直営管理 | 正4 非2 他15 | 399,533 | 115,843 | 16,300t |

※古河市斎場の支出額、収入額の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河市斎場

古河市斎場は、火葬棟と葬祭棟で構成し、このうち、火葬棟は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は225㎡。昭和48年に建築した新耐震基準以前の建物であり、建築後52年経過し、老朽化が進んでいます。平成30年に耐震診断を行い、耐震基準は満たされているとの判定を受けています。葬祭棟は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は774㎡で、平成10年に新耐震基準で改築し、建築後26年経過しています。

施設は、年始（1月1日から1月2日まで）を除く毎日、8時30分から17時15分まで開館。通夜式のために利用する場合は21時まで使用できます。管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は71,094千円で、指定管理料（10,561千円）、施設利用料約22,000千円のほか、その他の収入として生花及び賄い飲食物料として約38,500千円、合計71,150千円の収入があります。市の支出額は指定管理料と市職員の人件費で19,849千円となっています。

火葬棟には火葬炉3基を設置し、年間約920件の火葬を行っています。葬祭棟は、式場、待合室、夜間控室などで構成し、式場は告別式と通夜に使用され、合わせて年間400件程度利用されています。待合室は、火葬中や通夜の待合に年間1,100件程度利用されます。夜間控室は年間30件程度利用されています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|------|---------|-----|---------|
| 式場 | 27 | 待合室 | 21 |
| 夜間控室 | 9 | 火葬炉 | 36 |

取組 令和3年度から6年度にかけて老朽化に対応するため、火葬棟は、新火葬炉3基を設置した建替え（鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は1,009.7㎡）を行い、葬祭棟は、改修（鉄筋コンクリート造平屋建、483㎡）しました。

また、令和6年度に受益者負担の適正化のため、原価計算や周辺自治体の状況を比較検証し、火葬料金、その他の施設使用料を見直しました。

② 古河クリーンセンター

古河クリーンセンターは、管理棟、工場棟、車庫棟で構成しています。このうち、管理棟は、鉄筋コンクリート造地上2階建、延床面積は609㎡、工場棟は鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下1階、地上4階建、延床面積3,191㎡、車庫棟は鉄骨造平屋建、延床面積は344㎡で、合計の延床面積4,144㎡となっており、附属施設である古河市資源置場と共に運営を行っています。

施設は平成6年に新耐震基準で建築した建物で、建築後30年経過しています。当地域は水害時の浸水危険区域になっております。

古河クリーンセンターでは、集積所から回収されたごみのほか、持参したごみの受入れと焼却を行っており、自己搬入ごみの受入れは、土日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日、平日は9時から16時、祝日は9時から正午まで行っています。ごみ焼却は、日曜及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く毎日、8時30分から翌0時30分までで、運転管理業務は民間委託で行っています。施設の管理運営費は人件費を含め399,533千円で、ごみ搬入者からのごみ処理手数料を含め115,843千円の収入があります。

焼却炉は2基設置し（焼却能力は45 t / 16h 1基）、焼却しているごみの種類は可燃ごみ、可燃性粗大ごみで、年間約16,300 t 焼却しています。

また、一般廃棄物処理施設の一つである渡良瀬処理場（古河地区のし尿処理施設）については、平成28年に用途を廃止しているため早期に解体する必要があります。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働時間率 (%) | 焼却量 (t) |
|-----|-----------|---------|
| 1号炉 | 75.8 | 7,644 |
| 2号炉 | 79.7 | 8,629 |

取組 令和元年度から5年度にかけて焼却炉設備等の定期補修工事、2年度から3年度にかけて主灰出しコンベアの更新工事、5年度に1号炉の灰押出装装置修繕及び輻射天井の補修工事を実施しました。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|-------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | 古河市斎場 | 継続 | 継続 | <p>【機能】 火葬業務については原則、地方自治体を実施することになっており、市内唯一の火葬場であることから今後も必要です。</p> <p>【施設】 昭和48年に建築した火葬棟の老朽化に伴い、周辺に与える影響が非常に大きいことから、周辺環境に配慮した施設となるよう、令和3年度から6年度にかけて、改築工事を実施し、新火葬炉を3基設置しました。</p> <p>また、平成10年に建築した葬祭棟についても全面改修を行いました。</p> <p>【管理運営】 指定管理者による運営を継続するものの、業務仕様書の検証やモニタリング評価を徹底し、さらに効率的かつ効果的な運営が必要です。</p> <p>3年という長期に渡り、斎場を運営しながらの工事となるため、利用者の安全及び利便性が確保できるよう、より専門的な経験を有した民間事業者を指定管理者として選定し管理を行っています。</p> |

| | | | | |
|---|------------|----|----|--|
| ② | 古河クリーンセンター | 継続 | 継続 | <p>【機能】 ごみ処理を適正に進め、生活環境の向上と公衆衛生を確保する観点から必要な機能であるものの、ごみ処理の広域化を進める必要があります。</p> <p>【施設】 新耐震基準の建物であるものの、環境基準を達成するためには、広域化への移行を視野に入れつつ、継続使用するための計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 広域化への移行まで現行どおりとします。</p> |
|---|------------|----|----|--|

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① 古河市斎場

火葬業務については原則、地方自治体が実施することになっており、市内唯一の火葬場であることから今後も継続します。

古河市の火葬件数は今後増加し、令和 17 年から 22 年頃にピークを迎えることが見込まれています。現在の火葬炉(3 基)では対応しきれなくなる可能性もあることから、今後の火葬件数の動向を注視し、火葬炉の増設(1 基)を検討します。

管理運営については、当面、指定管理者による運営を継続します。

また、管理運営費の財源として、残骨灰の売却を検討します。

② 古河クリーンセンター

ごみ処理を適正に進め、生活環境の向上と公衆衛生を確保する観点から継続します。なお、将来的には、ごみ処理の広域化を進めます。

施設は、ごみ処理の広域化に向けて協議中のため、付属施設である古河市資源置場も含め必要な改修を行い、継続使用します。

管理運営については、当面の間、現行どおりの市直営を維持します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ①古河市斎場 | → | | | | | |
| | 継続運用 | | | | | |
| | 残骨灰売却 検討 | → | | | | |
| | | | 火葬件数 動向確認 | | | 火葬炉増設 検討 |
| ②古河クリーンセンター | → | | | | | |
| | 広域化に向けての協議 | | | | | |

● 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|--------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河市斎場 | 994,960 | 13,991 | |
| ② 古河クリーンセンター | 950,000 | 108,943 | |

3 インフラ等関連施設

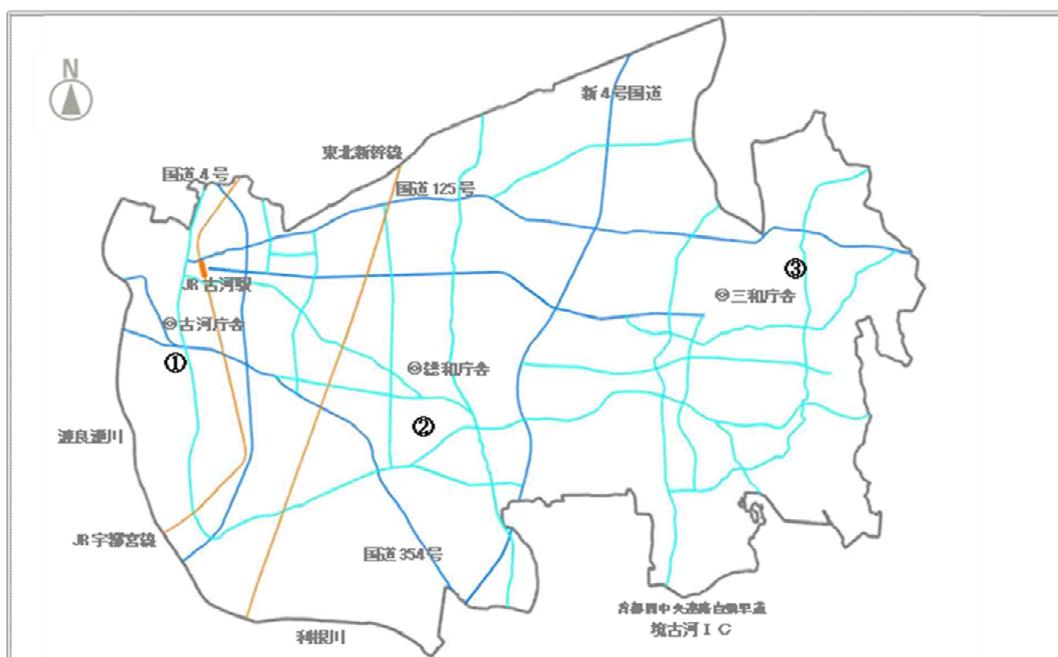
(1) 公園

市民の憩いの空間として、「古河総合公園（古河公方公園）」、「ネーブルパーク」、「三和ふるさとの森」を設置していますが、利用者の利便性の確保のため、管理棟、飲食施設等を設置しています。なお、公園の維持管理については、別途、「公園施設長寿命化計画」に示された基本方針に基づき行います。

a 施設概要

| 施設 No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|--------|-------------|--------------|-----|-------|
| ① | 古河総合公園内建物 | 鴻巣 399 番地 1 | 古河 | 都市計画課 |
| ② | ネーブルパーク内建物 | 駒羽根 620 番地 | 総和 | |
| ③ | 三和ふるさとの森内建物 | 東諸川 711 番地 1 | 三和 | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 職員数(人) | 支出(千円) | 収入(千円) | 利用者数(人) |
|--------|-------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|--------|----------------------|-----------------|---------|
| ① | 古河総合公園内建物 | H10 | 24 | 26 | 1,342 | 指定管理 | 指 5 | 71,045 (60,021) | 688 (61,558) | 581,257 |
| ② | ネーブルパーク内建物 | H3 | 24 | 33 | 4,511 | 指定管理 | 指 9 | 192,508 (261,398) | 0 (264,154) | 357,900 |
| ③ | 三和ふるさとの森内建物 | H13 | 24 | 23 | 220 | 指定管理 | 指 2 | 24,724 (15,815) | 0 (16,026) | 17,120 |

※支出額・収入額の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河総合公園内建物

古河総合公園の面積は224,569㎡で、園内には古河公方館跡を中心に残されている自然の環境を保存し、花桃をはじめ梅林や大賀ハスといった四季折々の花々に親しめるほか、管理棟と飲食施設を設置しています。このうち、管理棟は、木造平屋建、延床面積556㎡。飲食施設は鉄骨造平屋建、延床面積262㎡で、いずれも平成10年に新耐震基準で建築した建物で、建築後26年経過しています。

公園は年中無休で開園し、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の合計は60,021千円で、市からの指定管理料（49,207千円）のほか、利用料収入や売上収入など61,558千円の収入があります。

市の支出額は指定管理料49,207千円のほか、総合公園整備事業費など71,045千円で、施設使用料として688千円の収入があります。

管理棟は、展示室や会議室などで、また、飲食施設は、食堂や調理場などで構成し、公園利用者や市民団体の自主的な活動で使用され、公園の利用者を含め年間約581千人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----|---------|-----|---------|
| 展示室 | 17 | 会議室 | — |

② ネーブルパーク内建物

ネーブルパークの面積は176,241㎡で、パーク内には、アスレチック広場やポニー牧場、釣り堀、キャンプエリアなどのほか、管理事務所、Lounge&kiosk、工芸館、農産物直売所、野外ステージ、古民家を設置しています。

パーク内の施設はすべて新耐震基準で建築した建物で、施設の現況は以下のとおりです。

| 施設名 | 構造 | 延床面積 | 建築年 | 経過年数 |
|--------------|-----------------|--------|------|------|
| 研修センター平成館 | 木造2階建 | 1,972㎡ | 平成4年 | 32年 |
| 管理事務所 | 木造平屋建 | 136㎡ | 平成3年 | 33年 |
| Lounge&kiosk | 木造平屋建 | 120㎡ | 平成元年 | 35年 |
| 工芸館 | 鉄筋コンクリート 平屋建 | 123㎡ | 平成4年 | 32年 |
| 農産物直売所 | 木造平屋建 | 166㎡ | 平成7年 | 29年 |
| 野外ステージ | 鉄骨造平屋建 | 143㎡ | 平成7年 | 29年 |
| 古民家 | 木造平屋建 | 151㎡ | 平成7年 | 29年 |

公園は年中無休で開園し、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出するネーブルパーク全体の管理運営費は261,398千円で、指定管理料（137,219千円）のほか、利用料収入や売上収入など264,154千円の収入があります。

市の支出額は指定管理料137,219千円のほか、ネーブルパーク整備事業費など192,508千円で、施設使用料としての収入はありません。

研修センター平成館内は、講義室、研修室、会議室、宿泊施設などで構成し、利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

| 部屋名 | 稼働率 (%) | 部屋名 | 稼働率 (%) |
|-----|---------|------|---------|
| 講義室 | 68 | 研修室 | 79 |
| 会議室 | 13 | 宿泊施設 | 83 |

キャンプエリアは、キャビン 10 棟とバーベキュー広場で構成し、キャビンの利用回数は 1,181 回で、稼働率は 58%、バーベキュー広場の利用回数は 1,321 回で、稼働率は 59%です。

工芸館は陶芸室と木工室で構成し、利用状況は陶芸室が利用者数 3,469 人で稼働率 79%、木工室が利用者数 217 人で、稼働率は 11%です。

野外ステージは、11 件の利用で稼働率 4%、古民家は利用者数 4,796 人です。そのほかに農産物直売所や売店があり、公園全体の年間利用者数は約 358 千人となっています。

取組 研修センター平成館の浴場は、これまで宿泊者のみが利用可能でしたが、さらなる有効活用のため、令和 6 年度に一般へ開放しました。併せてサウナ施設を新たに整備しています。

また、令和 5 年度にラウンジスペースとキオスク（売店）が一体となった施設として、既存施設を改修した Lounge&kiosk を 6 年 4 月にリニューアルオープンしました。

③ 三和ふるさとの森内建物

三和ふるさとの森の面積は 51,105 m²で、園内にはバーベキュー広場や休憩舎のほか、管理事務所を設置しています。このうち、管理事務所は、木造平屋建、延床面積 50 m²。平成 13 年に新耐震基準で建築した建物で、建築後 23 年経過しています。

公園は年中無休で開園し、8 時 30 分から 20 時 30 分までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の合計は 15,815 千円で、市からの指定管理料（15,740 千円）のほか、利用料収入など 16,026 千円の収入があります。

市の支出額は指定管理料 15,740 千円のほか、施設維持管理費など 24,724 千円で、施設使用料としての収入はありません。

公園全体の年間利用者数は約 17 千人となっています。

取組 令和 5 年度から 6 年度にかけて、アウトドア施設としての利活用向上のため、民間事業者とのマッチングイベントに参加し、公園の PR を行いました。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|--------|-------------|-----|----|--|
| | | 機能 | 建物 | |
| ① | 古河総合公園内建物 | 継続 | 継続 | <p>【機能】 古河総合公園やネーブルパーク、三和ふるさとの森の維持管理や利用者にとって必要な付帯施設であるため、今後も必要です。</p> |
| ② | ネーブルパーク内建物 | 継続 | 継続 | <p>研修センター平成館については、研修機能の位置付けがあるものの、利用実態に鑑み、有効活用の検討が必要です。</p> |
| ③ | 三和ふるさとの森内建物 | 継続 | 継続 | <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 20 年から 30 年経過しており、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 現行どおり指定管理者制度を継続しますが、モニタリング評価の徹底を図り、サービスの向上につなげる必要があります。</p> |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 公園内建物については、古河総合公園やネーブルパーク、三和ふるさとの森など公園の付帯施設として継続します。
- 施設については、新耐震基準の建物であり、建築後 20 年から 30 年経過していることから、計画的に改修し長寿命化を図ります。
- 管理運営については、当面、現行どおり指定管理者制度を継続しますが、業務仕様書を検証するとともに、モニタリング評価を徹底し、サービスの向上を図ります。

【個別施設の方向性】

① 古河総合公園内建物 ② ネーブルパーク内建物 ③ 三和ふるさとの森内建物

新耐震基準の建物であり、今後も継続使用するため、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、業務仕様書を再点検するとともに、モニタリング評価を徹底します。

【年度別スケジュール】

| 施設名 | 2025年度 令和7年度 | 2026年度 令和8年度 | 2027年度 令和9年度 | 2028年度 令和10年度 | 2029年度 令和11年度 | 2030年度 令和12年度～ |
|--------------|--------------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| ①～③公園内 建物 | 公園施設長寿命化・ 修繕計画の策定 | | 計画に基づく修繕 | | | |
| | 業務仕様書の点検・ モニタリング評価の徹底 | | | | | |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|---------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 古河総合公園内建物 | 163,600 | 62,541 | |
| ② ネーブルパーク内建物 | 568,600 | 159,572 | |
| ③ 三和ふるさとの森内建物 | 0 | 10,517 | |

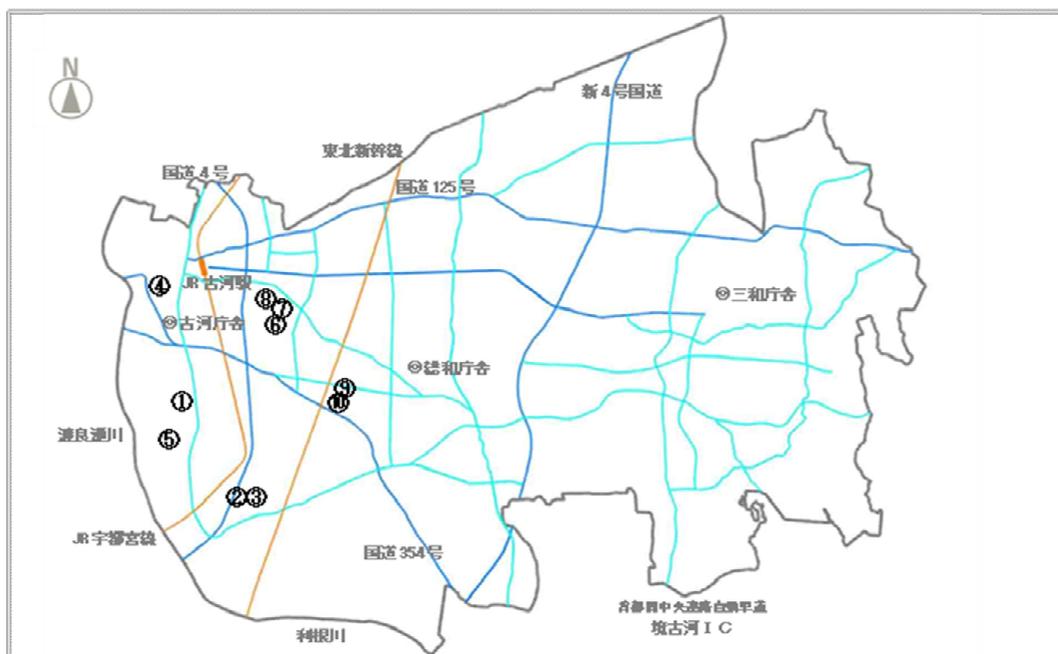
(2) 市営住宅

住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、「赤松市営住宅」など10箇所の公営住宅を設置しています。

a 施設概要

| 施設No. | 施設名 | 所在地 | 地区名 | 所管課 |
|-------|-------------|----------------|-----|-------|
| ① | 赤松市営住宅 | 新久田 220 番地 3 | 古河 | 営繕住宅課 |
| ② | 大山市営住宅（上耕地） | 大山 1555 番地 1 他 | | |
| ③ | 大山市営住宅（第二） | 大山 1554 番地 2 他 | | |
| ④ | 城郭外市営住宅 | 桜町 7305 番地 1 他 | | |
| ⑤ | ククヤ台市営住宅 | 三和 176 番地 3 他 | | |
| ⑥ | 上辺見第一市営住宅 | 上辺見 2539 番地 | 総和 | |
| ⑦ | 上辺見市営住宅 | 上辺見 2500 番地 | | |
| ⑧ | 鹿養市営住宅 | 上辺見 2386 番地 | | |
| ⑨ | 磯部市営住宅 | 磯部 1 番地 1 他 | | |
| ⑩ | 磯部第一市営住宅 | 磯部 16 番地 1 | | |

【施設の位置図】



b 現状と課題

| 施設 No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 運営形態 | 支出(千円) | 収入(千円) | 入居世帯/管理戸数 |
|--------|-------------|-----|-----------|---------|-----------------------|------|--------|--------|-----------|
| ① | 赤松市営住宅 | H7 | 47 | 29 | 1,976 | 直営管理 | 4,226 | 6,815 | 21/23 |
| ② | 大山市営住宅(上耕地) | S41 | 27 | 58 | 813 | 直営管理 | 3,012 | 1,174 | 4/25 |
| ③ | 大山市営住宅(第二) | S47 | 47 | 52 | 651 | 直営管理 | 2,978 | 1,165 | 3/18 |
| ④ | 城郭外市営住宅 | S49 | 47 | 50 | 2,786 | 直営管理 | 19,093 | 7,931 | 45/48 |
| ⑤ | ククヤ台市営住宅 | S53 | 47 | 46 | 4,421 | 直営管理 | 15,077 | 14,424 | 64/66 |
| ⑥ | 上辺見第一市営住宅 | S47 | 47 | 52 | 1,804 | 直営管理 | 7,142 | 4,383 | 35/40 |
| ⑦ | 上辺見市営住宅 | S58 | 47 | 41 | 2,315 | 直営管理 | 3,233 | 6,831 | 30/30 |
| ⑧ | 鹿養市営住宅 | H5 | 47 | 31 | 2,517 | 直営管理 | 5,964 | 6,909 | 25/30 |
| ⑨ | 磯部市営住宅 | S48 | 47 | 51 | 496 | 直営管理 | 3,143 | 1,468 | 9/10 |
| ⑩ | 磯部第一市営住宅 | S52 | 47 | 47 | 1,076 | 直営管理 | 3,256 | 3,089 | 16/16 |

市営住宅管理戸数は326戸(うち2戸火災滅失)で、そのうち、大山・沼影・尾崎市営住宅は用途廃止に向け、入居募集を停止しています。入居戸数は245戸、入居率は約93%となっています。(用途廃止予定の住宅は政策空家として入居戸数・入居率算定には含めない。)

施設の管理運営は市直営で行い、入居者の募集・決定など入居者の管理のほか、住宅使用料の徴収、滞納整理、施設の維持管理、修繕対応などを実施しています。

人件費を含む管理運営費の総額は73,137千円で、住宅使用料は、建物の大きさや経年、利便性係数などを考慮して設定され、入居者の所得状況により決定します。市営住宅に関する収入は、住宅使用料や交付金等を含め、総額で56,988千円になりますが、滞納世帯等もあり、収納率は96%で、滞納世帯は19件となっています。

※沼影市営住宅及び尾崎市営住宅は用途廃止後、令和6年度に解体し、市営住宅管理戸数は、306戸となっています。

① 赤松市営住宅

赤松市営住宅は、鉄筋コンクリート造4階(一部3階)、延床面積は1,976m²。平成7年に新耐震基準で建築した建物で、建築後29年経過しており、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は23戸で、住宅内の間取りは2DK、3DK、3LDK、入居戸数は21戸、入居率は91%です。人件費を含む管理運営費は4,226千円で、住宅使用料等として6,815千円の収入があります。

② 大山市営住宅（上耕地）

大山市営住宅（上耕地）は5棟で構成し、軽量鉄骨造平屋建、延床面積は813㎡。昭和41年に建築した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築後58年が経過し、老朽化が顕著となっています。用途廃止に向けて入居者に対して住み替え事業を展開しています。

管理戸数は25戸（うち2戸火災滅失）で、住宅の間取りは2K、2DK、老朽化により用途廃止に向け新たな入居者の募集を停止し、現在の入居戸数は4戸、入居率は16%です。人件費を含む管理運営費は3,012千円で、住宅使用料等として1,174千円の収入があります。

③ 大山市営住宅（第二）

大山市営住宅（第二）は3棟で構成し、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は651㎡。昭和47年に建築した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築後52年が経過し、老朽化が顕著となっています。用途廃止に向けて入居者に対して住み替え事業を展開しています。

管理戸数は18戸で、住宅の間取りは2DK、老朽化により用途廃止に向け新たな入居者の募集を停止し、現在の入居戸数は3戸、入居率は17%です。人件費を含む管理運営費は2,978千円で、住宅使用料等として1,165千円の収入があります。

④ 城郭外市営住宅

城郭外市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は2,786㎡。昭和49・50年に建築した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築後50～51年が経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は48戸で、住宅の間取りは3K、2DK、現在の入居戸数は45戸、入居率は94%です。人件費を含む管理運営費は19,093千円で、住宅使用料等として7,931千円の収入があります。

取組 長寿命化計画（平成21年度策定、令和元年度改定）に基づき令和2年度及び5年度に長寿命化工事（防水改修）を実施しました。

⑤ ククヤ台市営住宅

ククヤ台市営住宅は4棟で構成し、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,421㎡。昭和53年に建築した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築後46年経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は66戸で、住宅の間取りは3K、2DK、現在の入居戸数は64戸、入居率は97%です。人件費を含む管理運営費は15,077千円で、住宅使用料等として14,424千円の収入があります。

取組 長寿命化計画（平成21年度策定、令和元年度改定）に基づき令和元年度から5年度にかけて長寿命化工事（外壁改修及び受水槽更新）を実施しました。

⑥ 上辺見第一市営住宅

上辺見第一市営住宅は、鉄筋コンクリート造5階建、延床面積は1,804㎡。昭和47年に建築した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築後52年経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は40戸で、住宅の間取りは3K、2DK、現在の入居戸数は35戸、入居率は88%です。人件費を含む管理運営費は7,142千円で、住宅使用料等として4,383千円の収入があります。

⑦ 上辺見市営住宅

上辺見市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,315㎡。昭和41年に新耐震基準で建築した建物で、建築後41年経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は30戸で、住宅の間取りは3DK、現在の入居戸数は30戸、入居率は100%です。人件費を含む管理運営費は3,233千円で、住宅使用料等として6,831千円の収入があります。

⑧ 鹿養市営住宅

鹿養市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,517㎡。平成5年に新耐震基準で建築した建物で、建築後31年経過し、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は30戸で、住宅の間取りは3DK、現在の入居戸数は25戸、入居率は83%です。人件費を含む管理運営費は5,964千円で、住宅使用料等として6,909千円の収入があります。

⑨ 磯部市営住宅

磯部市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は496㎡。昭和48年に建築した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築後51年経過し、老朽化が顕著となっています。

管理戸数は10戸で、住宅の間取りは2DK、現在の入居戸数は9戸、入居率は90%です。人件費を含む管理運営費は3,143千円で、住宅使用料等として1,468千円の収入があります。

⑩ 磯部第一市営住宅

磯部第一市営住宅は、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は1,076㎡。昭和52年に建築した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築後47年経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は16戸で、住宅の間取りは3DK、2DK、現在の入居戸数は16戸、入居率は100%です。人件費を含む管理運営費は3,256千円で、住宅使用料等として3,089千円の収入があります。

取組 長寿命化計画（平成21年度策定、令和元年度改定）に基づき令和3年度に長寿命化工事（外壁及びベランダ手摺改修）を実施しました。

(まとめ)

市が保有する市営住宅の管理戸数は326戸、入居戸数は245戸となっていますが、ほとんどの住宅では、建築後40年以上経過し、老朽化が進んでいます。

一方、古河市の民間賃貸住宅の空き家状況について平成30年の住宅土地統計調査に基づき推計すると1,860戸と見込まれています。

今後、各市営住宅の老朽化が進み、建替えや大規模改修は避けられませんが、その際、公営住宅のニーズを精査し、市が保有すべき管理戸数を明らかにした上で、公共で施設を確保することに加え、一定程度民間ストックを活用することが求められます。

住宅使用料(家賃等)については、公営住宅法の規定に基づき、建物の大きさや経年、利便性係数などを考慮して設定され、入居者の所得状況により決定し、家賃等を設定していますが、全体の収納率は現年度分96%(過年度分を含むと89%程度)となっています。負担の公平性の観点から滞納対策の強化が必要です。

なお、管理運営のための職員の人件費と施設の減価償却費を含めると、全体の支出は124,604千円となっています。現在、管理運営を市直営で行っていますが、民間活力を活用した手法と比較検証し、より効率的に管理運営を行なっていくための検討が必要です。

※沼影市営住宅及び尾崎市営住宅は用途廃止後、令和6年度に解体し、市営住宅管理戸数は、306戸となっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

| 施設 No. | 施設名 | 方向性 | | 説明 |
|-----------|----------------|-----|----|---|
| | | 機能 | 建物 | |
| | 【共通事項】 市営住宅 | — | — | 【機能】 住宅に困窮する所得の低い市民に対して低廉な家賃で住宅を提供する、公営住宅の機能は継続しますが、市内の民間賃貸住宅の空き家の状況や、国における民間ストックを活用した公営住宅の提供指針を踏まえ、古河市としての公営住宅の管理戸数を示した上で、公と民の役割を明確にし、老朽化した住宅については用途廃止を含め、今後のあり方の検討が必要です。 【管理運営】 当面、現行どおりとしますが、周辺自治体との連携などを含め、民間活力を活用した効率的な管理運営方法について検討が必要です。 |

| | | | | |
|---------------------------------|---|----|----|--|
| ① ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ | 赤松市営住宅 城郭外市営住宅 ククヤ台市営住宅 上辺見第一市営住宅 上辺見市営住宅 鹿養市営住宅 磯部第一市営住宅 | 継続 | 継続 | 【建物】 耐震診断基準を満たしているものの、公営住宅法における法定耐用年数を踏まえ、長寿命化計画（平成 21 年度策定、令和元年度改定）に基づき、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図る必要があります。 |
| ② ③ | 大山市営住宅(上耕地) 大山市営住宅(第二) | 廃止 | 廃止 | 【建物】 耐震診断基準を満たしているものの、公営住宅法における耐用年数を超過しており、老朽化が著しいことから、用途廃止に向けて住み替え事業の促進が必要です。 |
| ⑨ | 磯部市営住宅 | 継続 | 検討 | 【建物】 耐震診断基準を満たしているものの老朽化が進み、公営住宅法における耐用年数とほぼ同様になっていることから新規募集を停止しており、今後のあり方について検討が必要です。 |

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い市民に対して低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能を継続します。
- 市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市としての公営住宅の管理戸数を示し、公と民の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供のあり方を検討するとともに、老朽化し、公営住宅法に定める耐用年数を超えた市営住宅については用途廃止を進めます。
- 管理運営について、民間活力の活用を図り、効率的な手法を検討します。

【個別施設の方向性】

① 赤松市営住宅

新耐震基準で建築した建物で、建築後 29 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

② 大山市営住宅（上耕地）

耐震診断基準を満たしているものの、建築後 58 年経過し老朽化が顕著なこと、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅平屋 30 年）を超えていることから廃止に向けた事業展開をします。

③ 大山市営住宅（第二）

耐震診断基準を満たしているものの、建築後 52 年経過し老朽化が顕著なこと、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅 2 階建 45 年）を超えていることから廃止に向けた事業展開をします。

④ 城郭外市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築後 50 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑤ ククヤ台市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築後 46 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑥ 上辺見第一市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築後 52 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑦ 上辺見市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築後 41 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑧ 鹿養市営住宅

新耐震基準で建築した建物で、建築後 31 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑨ 磯部市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築後 51 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅 2 階建 45 年）を踏まえ、今後のあり方について検討します。

⑩ 磯部第一市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築後 47 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

| 項目・施設名 | 2025 年度 令和 7 年度 | 2026 年度 令和 8 年度 | 2027 年度 令和 9 年度 | 2028 年度 令和 10 年度 | 2029 年度 令和 11 年度 | 2030 年度 令和 12 年度～ |
|----------------|----------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 市営住宅 【共通事項】 | → 公営住宅のあり方検討 | | ----- 検討結果に基づく対応 | | | |
| | → 民間活力を活用した管理 運営手法の検討 | | ----- 検討結果に基づく対応 | | | |
| ①赤松市営住宅 | | | | | | |
| ④城郭外市営住宅 | → | | | | | |
| ⑤ククヤ台市営住宅 | 長寿命化計画（平成 21 年度策定、令和元年度改定）に基づく対応 | | | | | |
| ⑥上辺見第一市営住宅 | | | | | | |
| ⑦上辺見市営住宅 | | | | | | |
| ⑧鹿養市営住宅 | | | | | | |
| ⑩磯部第一市営住宅 | | | | | | |

| | | |
|------------------|-----------|------------|
| ②大山市営住宅 (上耕地) | → | -----→ |
| | 廃止にむけた事業展 | 計画に基づく対応 |
| ③大山市営住宅(第二) | | |
| ⑨磯部市営住宅 | → | -----→ |
| | 今後のあり方検討 | 検討結果に基づく対応 |

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

| 施設名 | 大規模改修等 (千円/10年間) | 維持管理費 (千円/年) | 備考 |
|---------------|---------------------|-----------------|----|
| ① 赤松市営住宅 | 309,619 | 2,507 | |
| ② 大山市営住宅(上耕地) | 0 | 236 | |
| ③ 大山市営住宅(第二) | 0 | 318 | |
| ④ 城郭外市営住宅 | 453,730 | 12,802 | |
| ⑤ ククヤ台市営住宅 | 715,209 | 18,266 | |
| ⑥ 上辺見第一市営住宅 | 295,411 | 3,018 | |
| ⑦ 上辺見市営住宅 | 380,970 | 1,038 | |
| ⑧ 鹿養市営住宅 | 416,160 | 2,980 | |
| ⑨ 磯部市営住宅 | 84,320 | 212 | |
| ⑩ 磯部第一市営住宅 | 174,590 | 761 | |

第3章 計画の推進

1 計画の推進

本計画に掲げた様々な課題に対して、次に示す考え方により計画を推進します。

(1) 公共施設マネジメントを推進する体制の確立

公共施設の保全と管理運営について、総合的なマネジメントを推進するため、ファシリティマネジメント推進会議や専門部会を中心として、一元的な庁内体制の確立を図ります。

(2) 地域別適正配置計画の策定

老朽化に伴い利用・運営等に支障が生じるなど、建物改修等のタイミングが生じた公共施設については、本計画の方針に基づき、その施設を含め面的な視点から周辺施設との多機能化等について検討を行い、地域別の適正配置計画を策定します。

(3) 長寿命化のための保全計画の策定

長寿命化を図る施設については、中長期的な視点で財政支出の平準化を図りながら、建物及び設備の計画的な改修及び更新を進める必要があるため、施設ごとに予防保全の観点を含む保全計画を策定します。

(4) 地域経営を推進するための仕組みづくり

地域経営を推進するに当たっては、その活動拠点として公共施設を提供するほか、人材育成、財政的支援、情報提供など、地域経営主体が主体的に活動できる環境を整えるとともに、地域と行政との連携及び協働によるネットワークやマネジメントを進める仕組みを構築します。

(5) 受益者負担の適正化に向けての方針の整備

施設使用料等については、行政の役割と利用者の負担のあり方を明確にしつつ、施設の利用者に負担していただく維持管理費の設定など、施設特性等を反映した施設使用料等への改正を行い、受益者負担の適正化を図ります。

(6) 市民協働を推進するための協議手法の検討

公共施設の再編・再配置を進める際には、地域の特性や実情に応じた協議の場を設け、対話を図りながら取組を進めます。

2 中間見直しまでの成果と今後

本計画を令和元年度に策定後、「第3章 計画の推進」の「1 計画の推進」に掲げた考え方、さらに、FM基本方針（平成26年度策定、令和5年度改訂）とともに、本計画の中間見直し年度である令和6年度まで、様々な取り組みを進めてきたところです。

それらの取り組みを施設の廃止及び新設の概要、現状での主要な取り組みを含む本計画の今後についてとしてまとめます。

(1) 施設の廃止

本計画策定から5年間で廃止した施設の概要、廃止までの経緯、建物の解体状況・利用状況、跡地の活用等を記載しています。

なお、施設の廃止にあたっては、これまで担ってきた機能やサービスが他施設等で代替が可能か検討し、廃止以降もそれらが維持できるよう努めています。

また、廃止した建物の老朽化が著しい場合は解体を、継続して使用が可能な場合は用途を転用するよう、努めていきます。

跡地については、他への用途転用、民間売却、貸付け等、利活用を進めていきます。

| 廃止施設の分類 | 該当施設の番号 |
|-----------------------------|---------|
| A 建物解体条件付きで民間へ売却したもの | ⑥⑦ |
| B 建物解体を行い、敷地を地権者へ返還するもの | ⑩ |
| C 用途を転用し、市が継続して建物を使用しているもの | ④⑤ |
| D 用途を転用し、他者へ建物を貸付けているもの | ①②⑫ |
| E 建物解体を行い、利活用を検討しているもの | ③⑬⑭ |
| F 暫定的に建物を残した状態で利活用の検討しているもの | ⑧⑨⑪ |

①コミュニティセンター平和

市民へ自治組織の各種活動の場を提供し、市民の手による望ましい地域社会づくりの推進に資するために、市内平和町に昭和62年、建築（延床面積267㎡）したものです。

新耐震基準の建物ですが、指定管理者である運営委員会委員の成り手不足や利用者減少による財政難から、令和3年度末で機能が廃止となりました。

現在、建物については、地元の自治会へ無償貸与し、会議などに利用されています。これまでのサークル活動の場としての機能は、近隣の公共施設へ移っています。

②コミュニティセンターなかよこ

市民へ自治組織の各種活動の場を提供し、市民の手による望ましい地域社会づくりの推進に資するために、市内横山町三丁目に平成元年、建築（延床面積290.68㎡）したものです。

新耐震基準の建物ですが、指定管理者である運営委員会委員の成り手不足や近隣に地域交流センター（はなももプラザ）ができ、利用者が減少したことによる財政難から令和5年度末で機能廃止となりました。

現在、建物については、地元の自治会へ無償貸与し、会議などに利用されています。これまでのサークル活動の場としての機能は、近隣の公共施設へ移っています。

③古河体育館

市内旭町二丁目に昭和46年建築以来、昭和49年の国民体育大会茨城大会のバレーボール競技をはじめ様々なスポーツイベント等の会場として活用されてきました（延床面積4,135㎡）。

新耐震基準以前の建物であり、老朽化も顕著であることから令和3年9月末日に閉館となりました。

閉館に伴い、体育館として担ってきた機能は、中央運動公園古河はなもも体育館や学校開放事業による学校の体育館へ分散させて補っています。

また、建物は、防犯・安全面の観点から解体予定（令和6年度設計、令和7年度解体工事）であり、現在、跡地の利活用について検討しています。

④古河第三小学校（給食室）

古河第三小学校（市内旭町一丁目）の1階に平成14年に建築（延床面積188㎡）したものです。

新耐震基準の建物ですが、「古河市自校給食室統合計画（令和3年度策定）」に基づき、給食センターで調理可能な給食の量や設備機器更新等の時期を考慮し、令和4年9月にセンター方式へ統合しました。

現在、建物は改修のうえ、児童クラブへ用途を転用し、使用しています。

⑤古河第五小学校（給食室）

古河第五小学校（市内横山町三丁目）の1階に平成14年に建築（延床面積161㎡）したものです。

新耐震基準の建物ですが、「古河市自校給食室統合計画（令和3年度策定）」に基づき、給食センターで調理可能な給食の量や設備機器更新等の時期を考慮し、令和4年9月にセンター方式へ統合しました。

現在、建物は、古河第五小学校の配膳室として利用しています。

⑥第一保育所

市内宮前町に昭和52年、建築（延床面積698㎡）したものです。

新耐震基準以前の建物であり、老朽化も顕著であること、周辺に民間保育園が設置されていることから、他の市立保育所と機能統合を図り、令和元年度末に閉所となりました。

跡地は、一般競争入札（建物解体等条件付）により令和3年度に売却し、建物の解体が完了しています。

⑦第五保育所

市内三杉町二丁目に昭和43年、建築（延床面積258.23㎡）したものです。

新耐震基準以前の建物であり、老朽化も顕著であること、周辺には民間保育園が設置されていることから、他の市立保育所と機能統合を図り、令和2年度末に閉所となりました。

跡地は、一般競争入札（建物解体等条件付）により令和5年度に売却し、建物の解体が完了しています。

⑧関戸保育所

市内関戸に昭和49年、建築（延床面積464.04㎡）したものです。

新耐震基準以前の建物であり、老朽化も顕著であること、周辺には民間保育園が設置されていることから、他の市立保育所と機能統合を図り、令和4年度末に閉所となりました。

当該地が市街化調整区域内にあること等、土地の利活用が難しいなか、状況を整理し、利活用の方向性を検討していきます。それまで建物は、適正に維持管理します。

⑨ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、市民の保育及び育児に関する多様な需要に対応するために、市内駒羽根に、設置したものです。市が平成11年に取得した旧診療所（延床面積170㎡）を利用していましたが、建物の老朽化により令和3年度末に閉所となりました。

令和4年度から同事業は、他所で市からの委託先が協力会員によるこどもの預かりを行う相互支援サービス等を継続しています。

跡地の利活用については、同敷地内のふれあい公民館の閉鎖後に売却等を含めて検討していきます。

⑩古河老人福祉センター

高齢者の健康の増進、教養の向上、余暇活動、入浴保養等の場の提供等を目的に市内新久田に昭和45年、建築（延床面積734㎡）したものです。

新耐震基準以前の建物であり、老朽化も顕著であること、市内高齢者の1%以下の利用に留まり、固定化が顕著になっていること、将来の運営に係る財政負担等を考慮し、「古河市老人福祉センター運営ビジョン（令和4年度策定）」に基づき、令和5年度末に閉所となりました。

同センターが担ってきた福祉サービスについては、上記運営ビジョン基本方針に基づき、ハード事業からソフト事業に転換し、高齢者福祉の充実を図っています。

跡地については、今後の利活用が見込めないことから、敷地の借地賃貸借契約を継続せず、建物及び温泉井解体ののち、地権者へ跡地を返還する予定です。令和6年度に建物および温泉井の解体工事が完了しました。

⑪総和老人福祉センター

高齢者の健康の増進、教養の向上、余暇活動、入浴保養等の場の提供等を目的に市内北利根に昭和54年、建築（延床面積1,090㎡）したものです。平成5年には、浴場を増築（延床面積153㎡）しました。

新耐震基準以前の建物であり、老朽化も顕著であること、市内高齢者の1%以下の利用に留まり、固定化が顕著になっていること、将来の運営に係る財政負担等を考慮し、「古河市老人福祉センター運営ビジョン（令和4年度策定）」に基づき、令和5年度末に閉所となりました。

同センターが担ってきた福祉サービスについては、上記運営ビジョン基本方針に基づき、ハード事業からソフト事業に転換し、高齢者福祉の充実を図っています。

建物解体及び跡地の利活用については、隣接するサークル館敷地を含めて検討していきます。

⑫尾崎国民健康保険診療所

民間医療機関の進出が期待できない地域における医療の確保を目的に市内尾崎に昭和 55 年、建築（延床面積 610 m²）したものです。

新耐震基準以前の建物であり、老朽化も顕著であること、周辺の医療機関等の開業状況や財政面、1 日の利用者数を考慮し、令和 4 年度末に閉所となりました。

施設の廃止に伴い、通院者を近隣の医療機関へ案内しました。

閉所後の建物については、建物の一部を民間企業の福祉施設として貸付しています。

⑬沼影市営住宅

低所得者向けの住宅供給を目的に、市内山田に昭和 53 年、建築（延床面積 510 m²）したものです。

耐震診断基準を満たした建物ですが、公営住宅法の耐用年数を超過していることから、入居者に対して住み替えを促し、すべての入居者の移転が完了したため、用途を廃止し、令和 6 年度末に建物解体工事が完了しました。

跡地の利活用については、隣接する三和野球場や東山田公園等の駐車場として利用する予定です。

⑭尾崎市営住宅

低所得者向けの住宅供給を目的に、市内尾崎に昭和 54 年、建築（延床面積 540 m²）したものです。

耐震診断基準を満たした建物ですが、公営住宅法の耐用年数を超過していることから、入居者に対して住み替えを促し、すべての入居者の移転が完了したため、用途を廃止し、令和 6 年度末に建物解体工事が完了しました。

跡地の利活用については、検討していきます。

(2) 施設の新設

令和 7 年度以降に新設を予定する施設の概要を記載しています。

①総和地域交流センター

総和地区に設置した中央公民館、ふれあい公民館、さくら公民館、勤労青少年ホーム・働く女性の家（サークル館）は、建築後 40 年～50 年あまりが経過し、設備面を含め老朽化が進んでいたなか、令和元年度に策定した本計画において、4 施設の廃止・集約について検討するという方向性を示しました。

さらに、令和 3 年度に策定した「古河市総和地域交流センター基本計画」では、「生きがいくくり」、「にぎわいくくり」、「地域づくり」をコンセプトに掲げ、安全・安心で市民のニーズに合った新たな 4 施設を統合した施設として、「総和地域交流センター」を整備することを決定しました。

施設整備の過程では、市内施設でのパネル展・意見ヒアリング、市民・学生とのワークショップ、市民説明会などを通して多様な意見を収集し施設整備を進めています。

令和 6 年 7 月から工事を開始し、令和 7 年度内に開館予定です。

②（仮称）古河市新公会堂

平成17年の合併時に「新しい市の将来像」や「まちづくりの方針」となる「新市建設計画」が策定され、計画の中には、「地域文化の振興」として「市民の文化活動の拠点となる総合的な文化施設の整備」が位置づけられました。

また、平成20年に文化芸術活動や、興行活動、公的催事に利用されてきた「古河市公会堂」が、施設の老朽化や、敷地等の狭隘により閉館しています。

そのため、令和3年に「古河市文化施設整備検討委員会」を設置し、令和4年に新公会堂の整備に関する基本的な考え方を整理した、「（仮称）古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書」を策定しました。

上記報告書を基に令和5年に「（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会」を設置し、施設コンセプトや機能、規模などの検討を行い、市民の意見や要望を反映した計画の策定に向けて取り組んでいます。

（3）計画推進の今後について

令和6年度末現在、14施設の廃止に加え、新たな施設（総和地域交流センターや（仮称）古河市新公会堂）の建設に向けた検討のほか、本計画の理念に基づき、以下のことについて取組みを進めています。

・学校の適正配置・適正規模の検討について

令和4年度に受理した「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する答申（提言書）」をもとに令和7年度内の基本方針策定に向けて、検討を進めています。

・長寿命化計画について

機能の必要性が高い施設は、耐用年数を超えても使用することが必要であり、施設の分野ごとに予防保全のあり方等を定める長寿命化計画の策定に向けて、検討を進めています。

なお、古河第一中学校、第三保育所、隣保館、古河市斎場などは先行して大規模な長寿命化対策工事を実施し、老朽化に対応しています。

・管理運営について

令和2年度から施設を更に効率的に維持管理することを目的に庁舎や福祉施設に包括管理業務を導入しており、対象施設と業務の拡大に向けて、検討を進めています。

・FM推進会議専門部会について

全庁的にファシリティマネジメントを推進するため、実務的・横断的な面から諸課題への検討及び協議を行う専門部会（古河市ファシリティマネジメント推進会議の下部組織）を設置し、公共施設の跡地活用に向けて、検討を進めています。

今後とも、現在進めている事業や検討事項を含め、本計画策定後5年間で進めてきた成果の課題等を整理しつつ、計画の後半5年間及びそれ以降もファシリティマネジメントを着実に進めていきます。

第4章 資料編

1 施設一覧表

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(㎡) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|---------|--------|-------|-----------------------|------------|-----------|---------|----------------------|-----|------|--------|---------|
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ① | 中央公民館 | S50 | 50 | 49 | 2,471.00 | RC | 直営管理 | 下大野 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ② | 中田公民館 | H5 | 50 | 31 | 1,449.00 | SRC | 直営管理 | 中田新田 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ③ | 古河東公民館 | S59 | 50 | 40 | 1,536.13 | RC | 直営管理 | 東三丁目 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ④ | つつみ公民館 | H6 | 50 | 30 | 1,291.00 | SRC | 直営管理 | 小堤 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑤ | さくら公民館 | S58 | 38 | 41 | 450 | S | 直営管理 | 久能 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑥ | ふれあい公民館 | S48 | 38 | 51 | 484 | S | 直営管理 | 駒羽根 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑦ | 生涯学習センター総和(とねミドリ館) | H8 | 50 | 28 | 2,035.08 | RC | 直営管理 | 前林 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑧ | ユースセンター総和 | H3 | 50 | 33 | 1,994.15 | RC | 直営管理 | 上辺見 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑨ | 地域交流センター(はなももプラザ) | H24 | 50 | 12 | 1,784.62 | RC | 直営管理 | 横山町一丁目 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑩ | 駅西地域交流センター(いちようプラザ) | H29 | 50 | 7 | 702.46 | SRC | 直営管理 | 幸町 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑪ | 三和地域交流センター(コスモスプラザ) | H16 H30 | 50 | 20 6 | 1,725.00 1,006.10 | RC | 直営管理 | 仁連 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑫ | 古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河) | S62 | 50 | 37 | 1,660.00 | RC | 指定管理 | 長谷町 | 財産活用課 |
| 市民文化系施設 | 公民館的施設 | ⑬ | 三和農村環境改善センター | S56 | 50 | 43 | 1,529.00 | RC | 指定管理 | 東山田 | スポーツ振興課 |
| 市民文化系施設 | 隣保館 | ① | 古河市隣保館 | S57 | 50 | 42 | 595.63 | RC | 直営管理 | 大山 | 人権推進課 |
| 市民文化系施設 | 集会施設 | ① | コミュニティセンター出城 | S62 | 22 | 37 | 249 | W | 指定管理 | 中央町三丁目 | 市民協働課 |
| 市民文化系施設 | 集会施設 | ② | みどりヶ丘ふれあいの家 | S62 | 22 | 37 | 269.42 | W | 指定管理 | 緑町 | 市民協働課 |
| 市民文化系施設 | 集会施設 | ③ | 三和いこいの家 | S62 | 22 | 37 | 249 | W | 指定管理 | 三和 | 市民協働課 |
| 市民文化系施設 | 集会施設 | ④ | コミュニティセンター総和 | S61 | 34 | 38 | 392.82 | S・W | 直営管理 | 下辺見 | 市民協働課 |

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|-----------------|--------|-------|---------------|-----------|-----------|---------|-----------------------|------|-----------|--------|---------|
| 市民文化系施設 | 集会施設 | ⑤ | 中田集会所 | S48 | 34 | 51 | 166 | S | S 直営管理 | 中田 | 社会教育施設課 |
| 市民文化系施設 | 集会施設 | ⑥ | 大山集会所 | S58 | 47 | 41 | 174 | RC | RC 直営管理 | 大山 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ① | 古河図書館 | S59 | 50 | 40 | 638.38 | RC | RC 直営管理 | 東三丁目 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ② | 三和図書館(燦SUN館) | H12 | 50 | 24 | 2,554.87 | RC・S | RC・S 直営管理 | 仁連 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ③ | 中田公民館図書室 | H5 | 50 | 31 | - | SRC | SRC 直営管理 | 中田新田 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ④ | 中央公民館図書室 | S50 | 50 | 49 | - | RC | RC 直営管理 | 下大野 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ⑤ | つつみ公民館図書室 | H6 | 50 | 30 | - | SRC | SRC 直営管理 | 小堤 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ⑥ | 生涯学習センター総和図書室 | H8 | 50 | 28 | - | RC | RC 直営管理 | 前林 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | ⑦ | ユースセンター総和図書室 | H3 | 50 | 33 | - | RC | RC 直営管理 | 上辺見 | 社会教育施設課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ① | 古河歴史博物館 | H2 | 50 | 34 | 2,441 | SRC | SRC 直営管理 | 中央町三丁目 | 文化振興課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ② | 鷹見泉石記念館 | H2 ※1 | - | 34 | 164 | W | W 直営管理 | 中央町三丁目 | 文化振興課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ③ | 奥原晴湖画室 | H22 ※2 | - | 14 | 130 | W | W 直営管理 | 中央町三丁目 | 文化振興課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ④ | 古河文学館 | H10 | 24 | 26 | 678 | W・RC | W・RC 直営管理 | 中央町三丁目 | 文化振興課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ⑤ | 篆刻美術館 | H3 ※3 | - | 33 | 137 | RC・W | RC・W 直営管理 | 中央町二丁目 | 文化振興課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ⑥ | 古河街角美術館 | H7 | 50 | 29 | 498 | RC | RC 直営管理 | 中央町二丁目 | 文化振興課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ⑦ | 永井路子旧宅 | H15 ※4 | - | 21 | 131 | W | W 直営管理 | 中央町二丁目 | 文化振興課 |
| 社会教育系施設 | 博物館等施設 | ⑧ | 三和資料館(燦SUN館) | H12 | 50 | 24 | 347 | RC・S | RC・S 直営管理 | 仁連 | 文化振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ① | 古河スポーツ交流センター | H4 | 47 | 32 | 5,105 | RC | RC 指定管理 | 立崎 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ② | 古河リバーサイド倶楽部 | H3 | 50 | 33 | 4,060 | RC | RC 指定管理 | 西町 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ③ | 古河ゴルフリンクス | H3 | 50 | 33 | 4,060 | RC | RC 指定管理 | 西町 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ④ | 古河市サッカー場 | S57 | 45 | 42 | 322 | RC | RC 直営管理 | 駒ヶ崎 | スポーツ振興課 |

※1：江戸期の建築を移築 ※2：明治24年の建築を移築 ※3：大正9年の建築を移築 ※4：店蔵部分は江戸期の建築

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|-----------------|--------|-------|------------------------------|------------|-----------|----------|-----------------------|----------|------|--------|------------------|
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑤ | 古河市民球場 | S60 | 45 | 39 | 838 | RC | 直営管理 | 駒ヶ崎 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑥ | 古河テニスコート | H3 | 38 | 33 | 95 | S | 直営管理 | 鴻巣 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑦ | 中央運動公園(総合体育館(はなもも体育館)) | S60 | 47 | 39 | 7,168 | SRC | 指定管理 | 下大野 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑧ | 中央運動公園(温水プール) | H5 | 47 | 31 | 3,505 | SRC | 指定管理 | 下大野 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑨ | 中央運動公園(テニスコート) | S57 | 22 | 42 | 100 | W | 指定管理 | 下大野 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑩ | 中央運動公園(陸上競技場) | S63 | 45 | 36 | 1,575 | SRC | 指定管理 | 下大野 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑪ | 丘里公園野球場 | H1 | 45 | 35 | 432 | SRC | 指定管理 | 丘里 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑫ | 上大野グラウンド | H13 | 50 | 23 | 263 | RC | 指定管理 | 上大野 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑬ | 三和健康ふれあいスポーツセンター | H4 | 47 | 32 | 5,870 | SRC | 指定管理 | 仁連 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑭ | 三和野球場 | H4 | 45 | 32 | 589 | RC | 指定管理 | 東山田 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | ⑮ | 小堤スポーツ広場 | H19 | 15 | 17 | 20 | SRC | 指定管理 | 小堤 | スポーツ振興課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 地域振興施設 | ① | お休み処坂長 | 江戸期 | - | - | 551 | W | 指定管理 | 中央町三丁目 | 商工観光課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 地域振興施設 | ② | 道の駅まくらがの里こが | H25 | 38 | 11 | 2,288 | S | 指定管理 | 大和田 | 商工観光課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 地域振興施設 | ③ | 酒井蔵 | T2 | - | - | 219 | 石 | 直営管理 | 本町一丁目 | 商工観光課 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 地域振興施設 | ④ | 雷岡蔵 | M39 | - | - | 121 | W | 直営管理 | 本町一丁目 | 商工観光課 |
| 産業系施設 | 産業系施設 | ① | 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家(サークル館) | S51 | 50 | 48 | 1,288 | RC | 指定管理 | 北利根 | 商工観光課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ① | 古河第一小学校 | H27 H28 | 47 47 | 9 8 | 6,573 | RC RC | 直営管理 | 中央町三丁目 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ② | 古河第二小学校 | H17 H28 | 47 47 | 19 8 | 6,679 | RC RC | 直営管理 | 本町二丁目 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ③ | 古河第三小学校 | S52 S58 | 47 47 | 47 41 | 5,225 | RC RC | 直営管理 | 旭町一丁目 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ④ | 古河第四小学校 | S54 H14 | 47 47 | 45 21 | 6,529 | RC RC | 直営管理 | 中田 | 教育総務課 学校教育施設課 |

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|--------|-----|-------|---------|------------|-----------|----------|-----------------------|----------|------|--------|------------------|
| 学校教育施設 | 学校 | ⑤ | 古河第五小学校 | S57 S59 | 47 47 | 42 40 | 4,181 | RC RC | 直営管理 | 横山町三丁目 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑥ | 古河第六小学校 | H24 H25 | 47 47 | 12 11 | 6,848 | RC RC | 直営管理 | 北町 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑦ | 古河第七小学校 | S57 S58 | 47 47 | 42 41 | 5,757 | RC RC | 直営管理 | 三和 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑧ | 釈迦小学校 | S46 S55 | 47 47 | 53 44 | 4,585 | RC RC | 直営管理 | 釈迦 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑨ | 下大野小学校 | S51 S54 | 47 47 | 48 45 | 4,932 | RC RC | 直営管理 | 下大野 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑩ | 上辺見小学校 | S48 S54 | 47 47 | 51 45 | 4,406 | RC RC | 直営管理 | 上辺見 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑪ | 小堤小学校 | S52 S53 | 47 47 | 47 46 | 5,685 | RC RC | 直営管理 | 小堤 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑫ | 上大野小学校 | S53 S55 | 47 47 | 46 44 | 3,857 | RC RC | 直営管理 | 上大野 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑬ | 駒羽根小学校 | S50 S53 | 47 47 | 49 46 | 4,657 | RC RC | 直営管理 | 駒羽根 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑭ | 西牛谷小学校 | S54 S54 | 47 47 | 45 45 | 4,296 | RC RC | 直営管理 | 西牛谷 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑮ | 水海小学校 | S56 S58 | 47 47 | 43 41 | 4,477 | RC RC | 直営管理 | 水海 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑯ | 下辺見小学校 | S57 S59 | 47 47 | 42 40 | 4,896 | RC RC | 直営管理 | 下辺見 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑰ | 中央小学校 | S61 S61 | 47 47 | 38 38 | 5,632 | RC RC | 直営管理 | 下大野 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑱ | 諸川小学校 | S50 S53 | 47 47 | 49 46 | 5,917 | RC S | 直営管理 | 諸川 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑲ | 大和田小学校 | S58 S54 | 47 47 | 41 45 | 3,148 | RC S | 直営管理 | 大和田 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ⑳ | 駒込小学校 | S57 S54 | 47 47 | 42 45 | 3,657 | RC S | 直営管理 | 駒込 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ㉑ | 八俣小学校 | S53 S51 | 47 47 | 46 48 | 5,951 | RC S | 直営管理 | 東山田 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ㉒ | 名崎小学校 | S56 S53 | 47 47 | 43 46 | 6,055 | RC S | 直営管理 | 尾崎 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ㉓ | 仁連小学校 | S59 S59 | 47 47 | 40 40 | 5,501 | RC RC | 直営管理 | 仁連 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ㉔ | 古河第一中学校 | S48 S47 | 47 47 | 51 52 | 9,049 | RC RC | 直営管理 | 常盤町 | 教育総務課 学校教育施設課 |

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|----------|--------|-------|--------------|------------|-----------|----------|-----------------------|----------|------|--------|------------------|
| 学校教育施設 | 学校 | ②⑤ | 古河第二中学校 | S61 S56 | 47 47 | 38 43 | 9,662 | RC RC | 直営管理 | 鴻巣 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ②⑥ | 古河第三中学校 | S59 S59 | 47 47 | 40 40 | 7,168 | RC RC | 直営管理 | 下山町 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ②⑦ | 総和中学校 | H20 H8 | 47 47 | 16 28 | 9,720 | RC RC | 直営管理 | 女沼 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ②⑧ | 総和北中学校 | S53 S54 | 47 47 | 46 45 | 6,746 | RC RC | 直営管理 | 小堤 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ②⑨ | 総和南中学校 | S56 S57 | 47 47 | 43 42 | 7,688 | RC RC | 直営管理 | 磯部 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ③⑩ | 三和中学校 | H1 H1 | 47 47 | 35 35 | 9,416 | RC RC | 直営管理 | 東山田 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ③⑪ | 三和北中学校 | S60 S60 | 47 47 | 39 39 | 8,153 | RC RC | 直営管理 | 諸川 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ③⑫ | 三和東中学校 | S62 S62 | 47 47 | 37 37 | 7,877 | RC RC | 直営管理 | 尾崎 | 教育総務課 学校教育施設課 |
| 学校教育施設 | 学校 | ③⑬ | セミナーハウス誠心館 | S63 | 47 | 36 | 825 | RC | 直営管理 | 女沼 | 教育総務課 |
| 学校教育施設 | 学校給食施設 | ① | 古河第一小学校(給食室) | H27 | 41 | 9 | 237 | RC | 直営管理 | 中央町三丁目 | 学校給食課 |
| 学校教育施設 | 学校給食施設 | ② | 古河第二小学校(給食室) | H22 | 31 | 14 | 256 | S | 直営管理 | 本町二丁目 | 学校給食課 |
| 学校教育施設 | 学校給食施設 | ③ | 古河第四小学校(給食室) | H20 | 31 | 16 | 302 | S | 直営管理 | 中田 | 学校給食課 |
| 学校教育施設 | 学校給食施設 | ④ | 古河第六小学校(給食室) | H19 | 31 | 17 | 300 | S | 直営管理 | 北町 | 学校給食課 |
| 学校教育施設 | 学校給食施設 | ⑤ | 古河第七小学校(給食室) | H15 | 31 | 21 | 248 | S | 直営管理 | 三和 | 学校給食課 |
| 学校教育施設 | 学校給食施設 | ⑥ | 学校給食センター | H26 | 31 | 10 | 5,873 | S | 直営管理 | 関戸 | 学校給食課 |
| 子育て支援系施設 | 保育所 | ① | 第二保育所 | S58 | 47 | 41 | 522 | RC | 直営管理 | 東三丁目 | 保育課 |
| 子育て支援系施設 | 保育所 | ② | 第三保育所 | H13 | 22 | 23 | 930 | W | 直営管理 | 中田 | 保育課 |
| 子育て支援系施設 | 保育所 | ③ | 第四保育所 | H25 | 34 | 11 | 970 | S | 直営管理 | 新久田 | 保育課 |
| 子育て支援系施設 | 保育所 | ④ | 上辺見保育所 | H31 | 34 | 5 | 1,743.04 | S | 直営管理 | 上辺見 | 保育課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ① | 1 小クロバー児童クラブ | H29 | 22 | 7 | 199 | W | 公営委託 | 中央町三丁目 | 生涯学習課 |

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|----------|-------|-------|---------------|------------|-----------|----------|-----------------------|-----------|------|--------|-------|
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ②※5 | 2小スマイルクラブ | H17 | 47 | 19 | 153.16 | RC | 公営委託 | 本町二丁目 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ③ | 3小のびっこ児童クラブ | H14 | 41 | 22 | 187.65 | RC・S | 公営委託 | 旭町一丁目 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ④※5 | たんぽぽ4小クラブ | S54 | 47 | 45 | 59.4 | RC | 民営 | 中田 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑤※5 | たけのこ4小クラブ | S54 | 47 | 45 | 59.4 | RC | 民営 | 中田 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑥※5 | 4小第3児童クラブ | S54 | 47 | 45 | 58 | RC | 民営 | 中田 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑦※5 | 5小つくしんぼクラブ | S57 | 47 | 42 | 41.25 | RC | 民営 | 横山町三丁目 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑧ | 6小平和町児童クラブ | H26 | 22 | 10 | 183 | W | 公営委託 | 北町 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑨ | 7小ひまわり児童クラブ | H24 | 34 | 12 | 183 | S | 公営委託 | 三和 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑩ | 7小ひまわり第3児童クラブ | S62 | 22 | 37 | 99.37 | W | 公営委託 | 三和 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑪※5 | 釈迦児童クラブ | S46 | 47 | 53 | 63 | RC | 公営委託 | 釈迦 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑫※5 | 下大野児童クラブ | S51 | 47 | 48 | 123.2 | RC | 公営委託 | 下大野 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑬※5 | 上辺見児童クラブ | S48 | 47 | 51 | 160 | RC | 公営委託 | 上辺見 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑭※5 | 小堤児童クラブ | S52 | 47 | 47 | 128 | RC | 公営委託 | 小堤 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑮※5 | 上大野児童クラブ | S53 | 47 | 46 | 52 | RC | 公営委託 | 上大野 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑯ | 駒羽根児童クラブ | H22 | 34 | 14 | 174 | S | 公営委託 | 駒羽根 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑰ | 西牛谷児童クラブ | R3 | 34 | 3 | 220.32 | S | 公営委託 | 西牛谷 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑱※5 | 水海児童クラブ | S56 | 47 | 43 | 89.52 | RC | 公営委託 | 水海 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑲※5 | 下辺見児童クラブ | S57 | 47 | 42 | 248 | RC | 公営委託 | 下辺見 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑳ | 中央小児童クラブ | H13 H17 | 22 34 | 23 19 | 156.23 82.35 | W S(鞋) | 公営委託 | 下大野 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ㉑ | 諸川児童クラブ | H25 R2 | 22 27 | 11 4 | 181 123.19 | W S(鞋) | 公営委託 | 諸川 | 生涯学習課 |

※5：学校施設を利用して設置

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|----------|------------|-------|-----------------|------------------|-----------|----------------|-----------------------|---------------|------|--------|-----------|
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ② | 大和田児童クラブ | H19 | 34 | 17 | 83 | S | 公営委託 | 大和田 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ③※5 | 駒込児童クラブ | H2 | 47 | 34 | 181.37 | RC | 公営委託 | 駒込 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ④※5 | 八俣児童クラブ | S53 | 47 | 46 | 128 | RC | 公営委託 | 東山田 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑤※5 | 名崎児童クラブ | S56 | 47 | 43 | 144 | RC | 公営委託 | 尾崎 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | 児童クラブ | ⑥※5 | 仁連児童クラブ | S59 | 47 | 40 | 128 | RC | 公営委託 | 仁連 | 生涯学習課 |
| 子育て支援系施設 | その他子育て支援施設 | ① | 駅前子育て広場 | H9 | 47 | 27 | 520.76 | RC | 指定管理 | 本町四丁目 | こども政策課 |
| 子育て支援系施設 | その他子育て支援施設 | ② | ネーブル子育て広場 | H15 | 22 | 21 | 219 | W | 指定管理 | 駒羽根 | こども政策課 |
| 保健・福祉施設 | 保健・福祉施設 | ① | 古河福祉の森会館 | H8 | 50 | 28 | 8,216 | RC | 直営管理 | 新久田 | 健康づくり課 |
| 保健・福祉施設 | 保健・福祉施設 | ② | 総和福祉センター(健康の駅) | H16 | 50 | 20 | 4,200 | RC・S | 直営管理 | 駒羽根 | 福祉推進課 |
| 保健・福祉施設 | 保健・福祉施設 | ③ | 三和地域福祉センター | H5 | 50 | 31 | 1,793 | RC・S | 直営管理 | 仁連 | 福祉推進課 |
| 医療施設 | 医療施設 | ① | 古河福祉の森診療所 | H8 | 50 | 28 | 1,114 | RC | 直営管理 | 新久田 | 古河福祉の森診療所 |
| 庁舎施設 | 庁舎施設 | ① | 古河庁舎 | S62 | 50 | 37 | 10,232 | SRC | 直営管理 | 長谷町 | 財産活用課 |
| 庁舎施設 | 庁舎施設 | ② | 総和庁舎 | S52 H4 S56 | 50 | 47 32 43 | 1,903 1,462 761 | RC S RC | 直営管理 | 下大野 | 財産活用課 |
| 庁舎施設 | 庁舎施設 | ③ | 三和庁舎 | H16 | 50 | 20 | 7,716.16 | RC | 直営管理 | 仁連 | 財産活用課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ① | 古河市消防団第1分団詰所・車庫 | H13 | 31 | 23 | 74.52 | S | 直営管理 | 長谷町 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ② | 第2分団詰所・車庫 | H20 | 38 | 16 | 52.65 | RC | 直営管理 | 本町二丁目 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ③ | 第3分団詰所・車庫 | H23 | 31 | 13 | 133.48 | S | 直営管理 | 中田 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ④ | 第4分団詰所・車庫 | H13 | 31 | 23 | 193.75 | S | 直営管理 | 横山町二丁目 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑤ | 第5分団詰所・車庫 | R5 | 31 | 1 | 132.43 | S | 直営管理 | 西町 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑥ | 第6分団詰所・車庫 | H16 | 31 | 20 | 117.82 | S | 直営管理 | 新久田 | 消防防災課 |

※5：学校施設を利用して設置

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(m ²) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|------|------|-------|------------|-----------|-----------|---------|-----------------------|----|-------|------|-------|
| 消防施設 | 消防施設 | ⑦ | 第7分団詰所・車庫 | H9 | 31 | 27 | 115.38 | S | S直営管理 | 東四丁目 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑧ | 第8分団詰所・車庫 | H20 | 38 | 16 | 79.46 | RC | S直営管理 | 東三丁目 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑨ | 第9分団詰所・車庫 | H4 | 31 | 32 | 89.58 | S | S直営管理 | 上大野 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑩ | 第10分団詰所・車庫 | H5 | 31 | 31 | 89.58 | S | S直営管理 | 小堤 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑪ | 第11分団詰所・車庫 | H6 | 31 | 30 | 89.58 | S | S直営管理 | 東牛谷 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑫ | 第12分団詰所・車庫 | H3 | 31 | 33 | 89.58 | S | S直営管理 | 上辺見 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑬ | 第13分団詰所・車庫 | H4 | 31 | 32 | 89.58 | S | S直営管理 | 下辺見 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑭ | 第14分団詰所・車庫 | H3 | 31 | 33 | 89.58 | S | S直営管理 | 釈迦 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑮ | 第15分団詰所・車庫 | H4 | 31 | 32 | 89.58 | S | S直営管理 | 前林 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑯ | 第16分団詰所・車庫 | H4 | 31 | 32 | 89.58 | S | S直営管理 | 水海 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑰ | 第17分団詰所・車庫 | H3 | 31 | 33 | 89.58 | S | S直営管理 | 柳橋 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑱ | 第18分団詰所・車庫 | H4 | 31 | 32 | 89.58 | S | S直営管理 | 下大野 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑲ | 第19分団詰所・車庫 | H16 | 31 | 20 | 99 | S | S直営管理 | 諸川 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ⑳ | 第20分団詰所・車庫 | H8 | 31 | 28 | 88.8 | S | S直営管理 | 諸川 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ㉑ | 第21分団詰所・車庫 | H14 | 31 | 22 | 96 | S | S直営管理 | 大和田 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ㉒ | 第22分団詰所・車庫 | H10 R6 | 31 | 26 0 | 96 45 | S | S直営管理 | 東山田 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ㉓ | 第23分団詰所・車庫 | H15 | 31 | 21 | 96 | S | S直営管理 | 東山田 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ㉔ | 第24分団詰所・車庫 | H17 | 31 | 19 | 96 | S | S直営管理 | 東山田 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ㉕ | 第25分団詰所・車庫 | H17 | 31 | 19 | 96 | S | S直営管理 | 恩名 | 消防防災課 |
| 消防施設 | 消防施設 | ㉖ | 第26分団詰所・車庫 | H6 | 31 | 30 | 96 | S | S直営管理 | 尾崎 | 消防防災課 |

| 中分類 | 小分類 | 施設No. | 施設名 | 建築年 | 法定耐用年数(年) | 経過年数(年) | 延床面積(㎡) | 構造 | 運営形態 | 所在地 | 課名 |
|--------|--------|-------|--------------|-----------|-----------|---------|----------------|-----------|------|--------|----------------|
| 消防施設 | 消防施設 | ㉗ | 第27分団詰所・車庫 | H15 | 31 | 21 | 96 | S | 直営管理 | 尾崎 | 消防防災課 |
| 環境衛生施設 | 環境衛生施設 | ① | 古河市斎場 | R5 H10 | 50 | 1 26 | 1,009.7 483 | SRC RC | 指定管理 | 三杉町二丁目 | 環境課 環境施設管理室 |
| 環境衛生施設 | 環境衛生施設 | ② | 古河クリーニングセンター | H6 | 38 | 30 | 4,144 | RC | 直営管理 | 牧野地 | 環境課 環境施設管理室 |
| 公園 | 公園 | ① | 古河総合公園内建物 | H10 | 24 | 26 | 1,342 | W | 指定管理 | 鴻巣 | 都市計画課 |
| 公園 | 公園 | ② | ネーブルパーク内建物 | H3 | 24 | 33 | 4,511 | W | 指定管理 | 駒羽根 | 都市計画課 |
| 公園 | 公園 | ③ | 三和ふるさとの森内建物 | H13 | 24 | 23 | 220 | W | 指定管理 | 東諸川 | 都市計画課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ① | 赤松市営住宅 | H7 | 47 | 29 | 1,976 | RC | 直営管理 | 新久田 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ② | 大山市営住宅(上耕地) | S41 | 27 | 58 | 813 | S(軽) | 直営管理 | 大山 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ③ | 大山市営住宅(第二) | S47 | 47 | 52 | 651 | RC | 直営管理 | 大山 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ④ | 城郭外市営住宅 | S49 | 47 | 50 | 2,786 | RC | 直営管理 | 桜町 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ⑤ | ククヤ台市営住宅 | S53 | 47 | 46 | 4,421 | RC | 直営管理 | 三和 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ⑥ | 上辺見第一市営住宅 | S47 | 47 | 52 | 1,804 | RC | 直営管理 | 上辺見 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ⑦ | 上辺見市営住宅 | S58 | 47 | 41 | 2,315 | RC | 直営管理 | 上辺見 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ⑧ | 鹿藿市営住宅 | H5 | 47 | 31 | 2,517 | RC | 直営管理 | 上辺見 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ⑨ | 磯部市営住宅 | S48 | 47 | 51 | 496 | RC | 直営管理 | 磯部 | 営繕住宅課 |
| 市営住宅 | 市営住宅 | ⑩ | 磯部第一市営住宅 | S52 | 47 | 47 | 1,076 | RC | 直営管理 | 磯部 | 営繕住宅課 |

第4章 資料編

2 FM関連計画一覧表

| 小分類名称 | 小分類内No. | 施設名 | 担当課 | 策定・改訂時期 | 計画名 | 計画期間 |
|-------|---------|--------------|---------|---------|---------------|-------|
| 図書館 | 1 | 古河図書館 | 社会教育施設課 | R4.12 | 古河市図書館長寿命化計画 | R5～R9 |
| 図書館 | 2 | 三和図書館（燦SUN館） | | | | |
| 学校 | 1 | 古河市第一小学校 | 学校教育施設課 | R2.3 | 古河市学校施設長寿命化計画 | R3～R7 |
| 学校 | 2 | 古河市第二小学校 | | | | |
| 学校 | 3 | 古河市第三小学校 | | | | |
| 学校 | 4 | 古河市第四小学校 | | | | |
| 学校 | 5 | 古河市第五小学校 | | | | |
| 学校 | 6 | 古河市第六小学校 | | | | |
| 学校 | 7 | 古河市第七小学校 | | | | |
| 学校 | 8 | 釈迦小学校 | | | | |
| 学校 | 9 | 下大野小学校 | | | | |
| 学校 | 10 | 上辺見小学校 | | | | |
| 学校 | 11 | 小堤小学校 | | | | |
| 学校 | 12 | 上大野小学校 | | | | |
| 学校 | 13 | 駒羽根小学校 | | | | |
| 学校 | 14 | 西牛谷小学校 | | | | |
| 学校 | 15 | 水海小学校 | | | | |
| 学校 | 16 | 下辺見小学校 | | | | |
| 学校 | 17 | 中央小学校 | | | | |
| 学校 | 18 | 諸川小学校 | | | | |
| 学校 | 19 | 大和田小学校 | | | | |
| 学校 | 20 | 駒込小学校 | | | | |
| 学校 | 21 | 八俣小学校 | | | | |
| 学校 | 22 | 名崎小学校 | | | | |
| 学校 | 23 | 仁連小学校 | | | | |
| 学校 | 24 | 古河第一中学校 | | | | |
| 学校 | 25 | 古河第二中学校 | | | | |
| 学校 | 26 | 古河第三中学校 | | | | |

| 小分類名称 | 小分類内No. | 施設名 | 担当課 | 策定・改訂時期 | 計画名 | 計画期間 |
|--------|---------|--------------|---------|---------|-----------------|--------|
| 学校 | 27 | 総和中学校 | 学校教育施設課 | R2.3 | 古河市学校施設長寿命化計画 | R3～R7 |
| 学校 | 28 | 総和北中学校 | | | | |
| 学校 | 29 | 総和南中学校 | | | | |
| 学校 | 30 | 三和中学校 | | | | |
| 学校 | 31 | 三和北中学校 | | | | |
| 学校 | 32 | 三和東中学校 | | | | |
| 学校給食施設 | 1 | 古河第一小学校(給食室) | 学校給食課 | R3.4 | 古河市自校給食室統合計画 | R3～R33 |
| 学校給食施設 | 2 | 古河第二小学校(給食室) | | | | |
| 学校給食施設 | 3 | 古河第四小学校(給食室) | | | | |
| 学校給食施設 | 4 | 古河第六小学校(給食室) | | | | |
| 学校給食施設 | 5 | 古河第七小学校(給食室) | | | | |
| 学校給食施設 | 6 | 学校給食センター | | | | |
| 保育所 | 1 | 第二保育所 | 保育課 | H30.3 | 古河市公立保育所運営ビジョン | H30～R9 |
| 保育所 | 2 | 第三保育所 | | | | |
| 保育所 | 3 | 第四保育所 | | | | |
| 保育所 | 4 | 上辺見保育所 | | | | |
| 公園 | 1 | 古河総合公園 | 都市計画課 | H26.2 | 古河市 公園施設長寿命化計画書 | H27～R6 |
| 市営住宅 | 1 | 赤松市営住宅 | 営繕住宅課 | R2.2 | 古河口市営住宅長寿命化計画 | R2～R11 |
| 市営住宅 | 2 | 大山市営住宅(上耕地) | | | | |
| 市営住宅 | 3 | 大山市営住宅(第二) | | | | |
| 市営住宅 | 4 | 城郭外市営住宅 | | | | |
| 市営住宅 | 5 | ククヤ台市営住宅 | | | | |
| 市営住宅 | 6 | 上辺見第一市営住宅 | | | | |
| 市営住宅 | 7 | 上辺見市営住宅 | | | | |
| 市営住宅 | 8 | 鹿養市営住宅 | | | | |
| 市営住宅 | 9 | 磯部市営住宅 | | | | |
| 市営住宅 | 10 | 磯部第一市営住宅 | | | | |

古河市公共施設適正配置基本計画

令和7年5月改訂 古河市 財政部 財産活用課
〒306-0291 古河市下大野2248番地
TEL 0280-92-3111 (代表)
URL <https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>